

第二次長野市環境基本計画後期計画  
(答申案)

平成 29 年 1 月

長野市環境審議会

# 第二次長野市環境基本計画後期計画

## <目 次>

### 第1章 計画の策定に当たって

1 策定の背景・目的	1
2 計画の目的及び位置づけ	1
3 計画期間	3
4 計画対象	3
(1) 計画の対象地域	
(2) 対象とする環境の範囲	
5 計画の見直し方針	4

### 第2章 長野市の現況

1 長野市の社会の概況	6
2 長野市の気象の概況	7
3 長野市の環境の現況	8
(1) 廃棄物の現況	
(2) 生活環境の現況	
(3) 自然環境の現況	
(4) 温室効果ガス※排出量の現況	
4 市民の環境に対する意識	15
(1) アンケートの実施概要	
(2) 結果概要	

### 第3章 計画の目標

1 長野市が目指す望ましい環境像	17
2 基本目標	18

### 第4章 施策の展開

1 施策の体系	19
2 指標・目標値	20
3 個別の施策	22

### 第5章 地域区分別の環境配慮指針

1 地域区分の考え方	64
2 地域区分別の取組の指針の対象	65
3 各地域の環境配慮指針	66

### 第6章 計画の目標

1 推進体制	76
2 進行管理	77

**【資料編】**

資料 1	目標値及び設定根拠等	79
資料 2	施策一覧	81
資料 3	アンケート結果概要	86
資料 4	計画策定の経緯	94
資料 5	用語解説	97

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 策定の背景・目的

長野市では、平成9年3月に長野市環境基本条例を制定し、平成12年3月に長野市環境基本計画を策定するとともに、平成24年4月に第二次長野市環境基本計画を策定し、環境保全に関する各種施策を展開してきました。

第二次長野市環境基本計画策定後、生物多様性\*の保全や地球温暖化防止、エネルギー問題等に積極的に取り組み、同計画の施策は順調に推進されているものの、その目標に未だ至っていないものも散見されます。また、国としても地球温暖化に対する適応策\*の推進など、新たな計画を策定しております。

このような状況を踏まえ、同計画を継続的に進めるとともに、長野市が目指す「環境像」や「基本目標」を継承し、環境の保全及び創出に関する新たな施策の導入と目標値の見直しを行い、総合的かつ長期的な施策の大綱と環境への配慮の指針として、第二次長野市環境基本計画後期計画を策定しました。

## 2 計画の目的及び位置付け

第二次長野市環境基本計画後期計画は、長野市環境基本条例に基づく環境行政の基本計画として、第五次長野市総合計画と整合を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

したがって、本市が環境に関わる側面を持つ各種個別計画を策定する際は、本計画との整合を図る必要があり、環境の保全と創造に関する又は環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画に従って実施する必要があります。

本計画では、市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するための方策として、市民・事業者の取組指針及び市の取組（施策）を示しています。

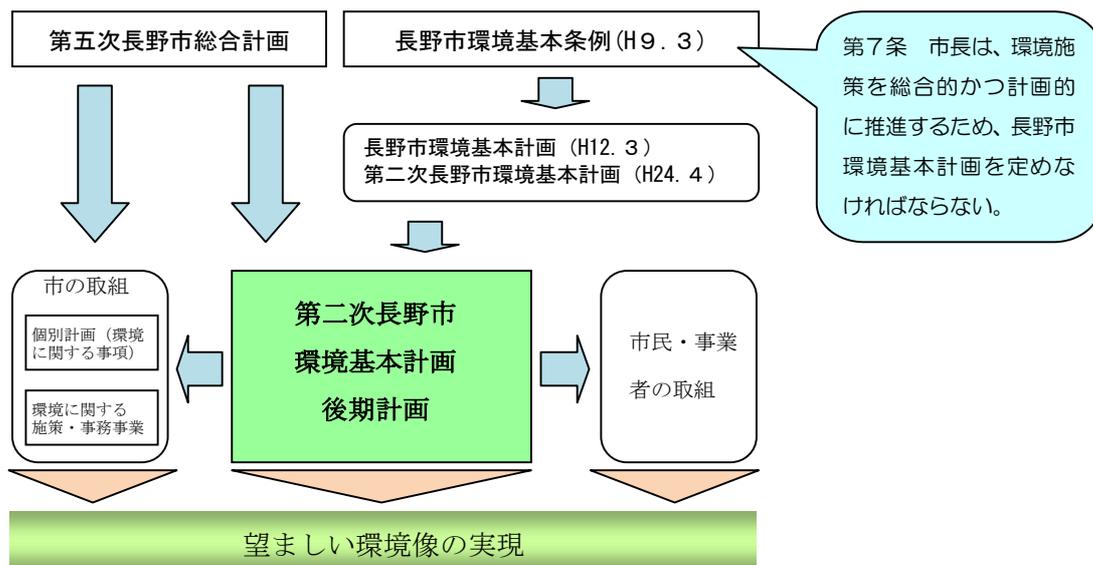


図 1-1 第二次長野市環境基本計画後期計画の位置付け

## ■ 上位計画

### 市政全般

◎第五次長野市総合計画 計画期間：H29～H39

整合



第二次長野市  
環境基本計画  
後期計画

継承  
見直し

### 環境

◎第二次長野市環境基本計画  
(H24. 4 策定) 計画期間：H24～H28

整合



## ■ 関連計画

### 農 林 業

◎長野市農業振興計画（仮）

計画期間：H29～H33

◎長野市森林整備計画

計画期間：H27～H36

### まちづくり

◎長野市都市計画マスタープラン

計画期間：H18～H38

◎長野市景観計画

H20.1 策定

◎長野市歴史的風致維持向上計画

計画期間：H25～H34

### 廃 棄 物

◎長野市一般廃棄物処理基本計画

計画期間：H29～H33

### みどり

◎長野市緑を豊かにする計画  
(長野市緑の基本計画)

計画期間：H21～H38

### 温暖化対策

◎長野市地球温暖化対策地域推進計画

計画期間：H29～H62

◎第五次長野市役所温暖化防止実行計画

計画期間：H29～H33

◎長野市バイオマスタウン構想

H22. 3 策定

### そ の 他

◎第二次長野市やまざと振興計画（仮）

計画期間：H29～H33

◎長野市水道ビジョン

計画期間：H26～H35

◎長野市下水道 10 年ビジョン

計画期間：H23～H32

◎第二次長野市生涯学習推進計画

計画期間：H29～H33

### ■ 参考計画等

◎長野市地域防災計画・長野市水防計画

計画内容は必要に応じて見直し

◎長野市第三次住宅マスタープラン

計画期間：H29～H38

◎長野市商工業振興・雇用促進計画（仮）

計画期間：H29～H33

◎第三期長野市都市内分権推進計画

計画期間：H27～H31

◎長野市過疎地域自立促進計画

計画期間：H28～H32

◎次期長野市観光振興計画（仮）

計画期間：H29～H33

図 1-2 個別計画との関連図

### 3 計画期間

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

### 4 計画対象

#### (1) 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、長野市全域とします。

#### (2) 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、下表のとおりとします。

表 1-1 第二次長野市環境基本計画後期計画において対象とする「環境」の範囲

- 日々の生活の快適性に関わる大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、廃棄物の状況、資源・エネルギーの有効利用などに関すること。
- 緑や水辺、そこに生息する動植物を含めた自然環境の保全と生物多様性\*の確保に関すること。
- 都市景観、公園、交通及び施設に関すること並びに歴史的伝統的資源を中心とした環境に関すること。
- 地球温暖化の防止や適応、オゾン層の保護など、地球環境に関すること。

#### コラム: 長野市の空間放射線量測定

原発事故に対する市民の不安解消や状況の変化への対応のため、空間放射線簡易測定器を導入し、市内各地の空間放射線量を測定しています。

調査は、平成23年10月から継続して測定している4定点（うち3定点は月1回、1定点は週1回）に加え、市内全域を網羅した73地点（学校、保育園、公園、その他市施設など）で測定しています。

各地点の測定結果は、市のホームページ等で公表しています。

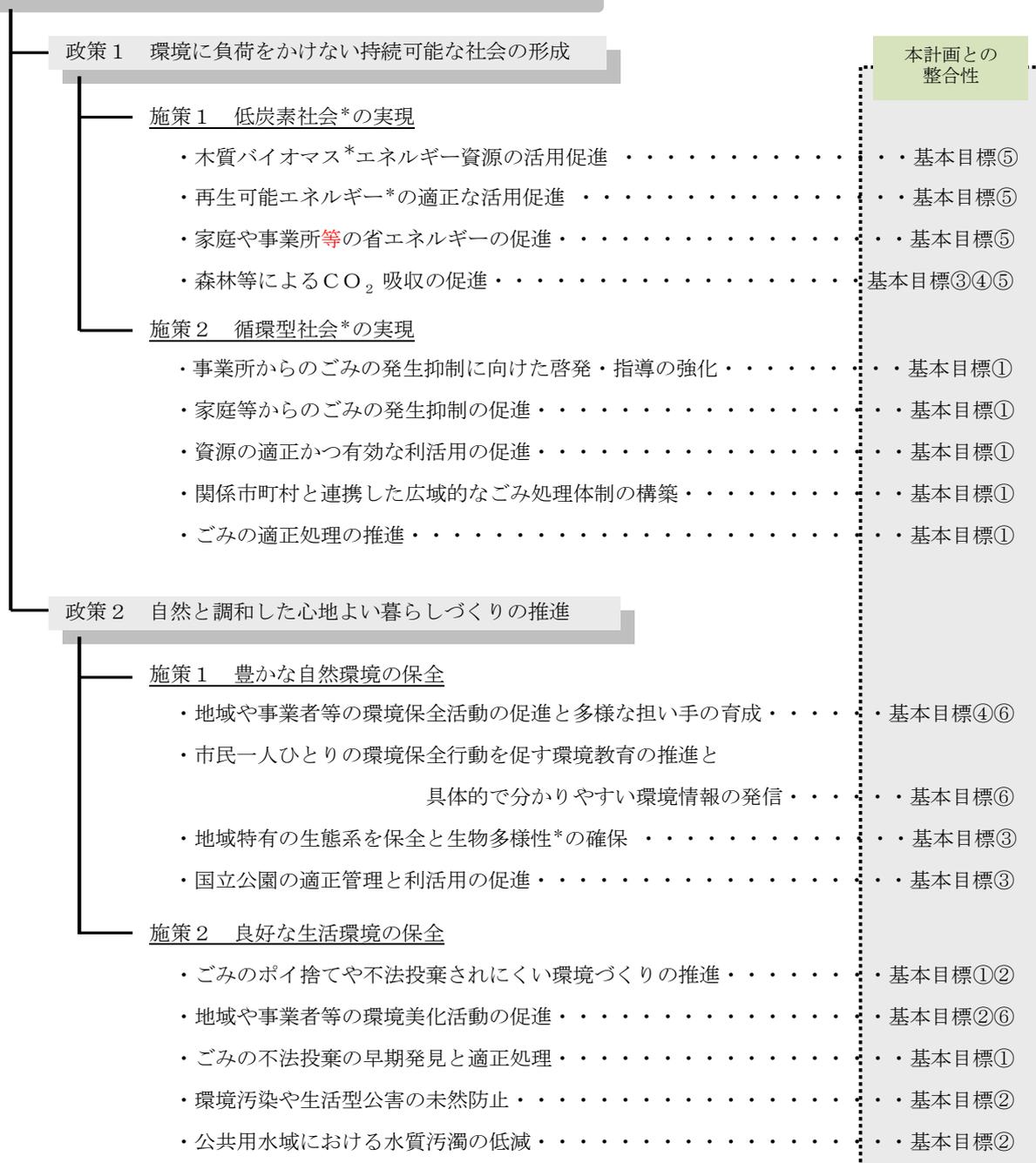


## 5 計画の見直し方針

本計画は、基本的に第二次長野市環境基本計画の内容を継承しています。そのうえで、上位計画である第五次長野市総合計画との整合を図りつつ、本市を取り巻く様々な状況の変化に対応する必要があるため、次のとおり計画全体を見直しました。

### (1) 第五次長野市総合計画における環境分野の体系

目指すまちのすがた：人と自然が共生するまち「ながの」



## (2) 第二次長野市環境基本計画からの見直し

- ① 第二次長野市環境基本計画の進捗状況と評価を反映し、市を取り巻く環境問題や社会情勢の変化などに対応するとともに、市民・事業者が各種環境活動を実施しやすいよう、要点を集約し、市民・事業者・市の行動指針となる今後の環境行政のマスタープランとします。
- ② 計画の効果的な推進のための枠組みとして、進捗状況をできる限り具体的な数値で明らかにするため、指標・目標値などを設定します。
- ③ 地域別の環境配慮指針については、地域別ではなく、より環境面に影響が大きく、配慮が必要と思われる土地利用別に課題、指針等を設定します。
- ④ 国際社会の動向、国・県の施策、第五次長野市総合計画及びその他の計画を十分考慮します。特に、第五次長野市総合計画の策定作業と連携をとり、施策や指標項目（目標値）等について共通化するなど整合を図ります。

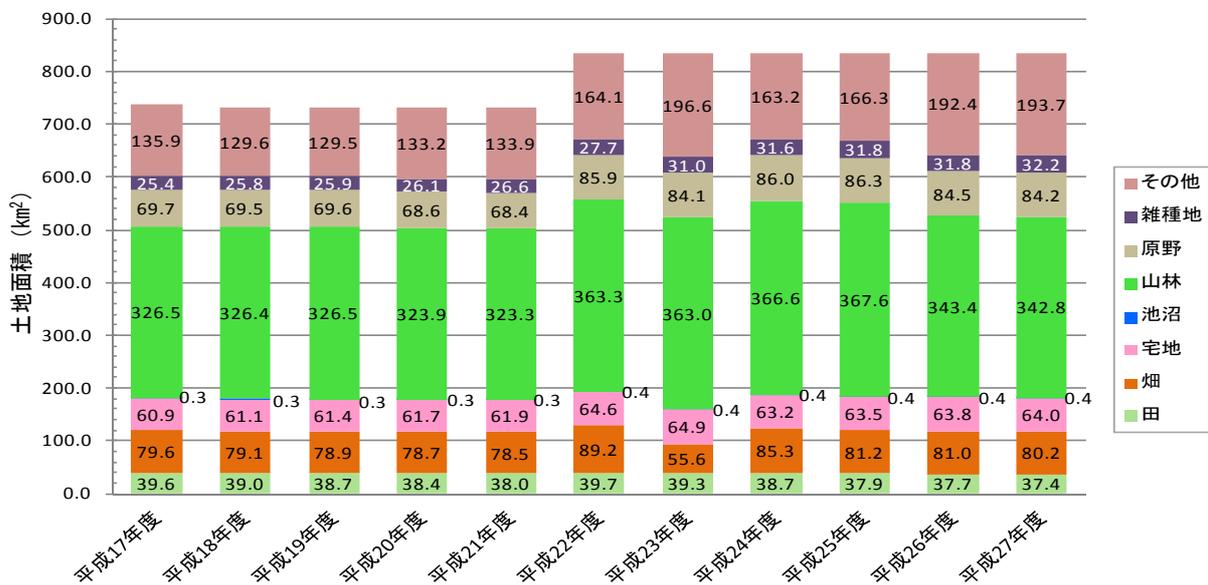


# 第2章 長野市の現況

## 1 長野市の社会の概況

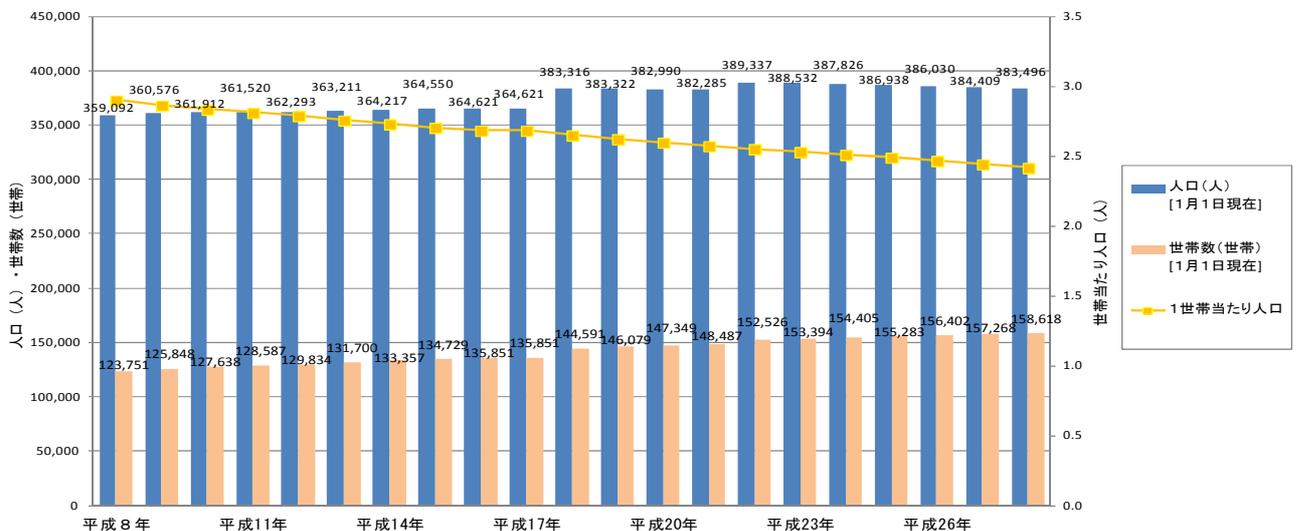
- ・人口は、平成 21 年度に信州新町及び中条村を合併し、一時的に増加しましたが、以降少しずつ減少しています。しかし、世帯数は増加の傾向にあり、一世帯当たりの人口は、減少を続けています。
- ・地目別面積は、平成 21 年度の合併要因を除き、田畑や山林が一貫して減少し、宅地においても、平成 25 年を境に、少しずつ減少しています。
- ・業種別就業人口では、サービス業の就業人口が最も多く、次いで卸売、小売業が多くなります。就業人口全体としては、減少を示す中で、農林漁業と電気・通信・ガス・水道・熱供給業が、わずかに増加しています。
- ・長野市内の自動車保有台数は、約 16.9 万台であり、減少の傾向が見られます。

図 2-1 地目別土地面積の推移



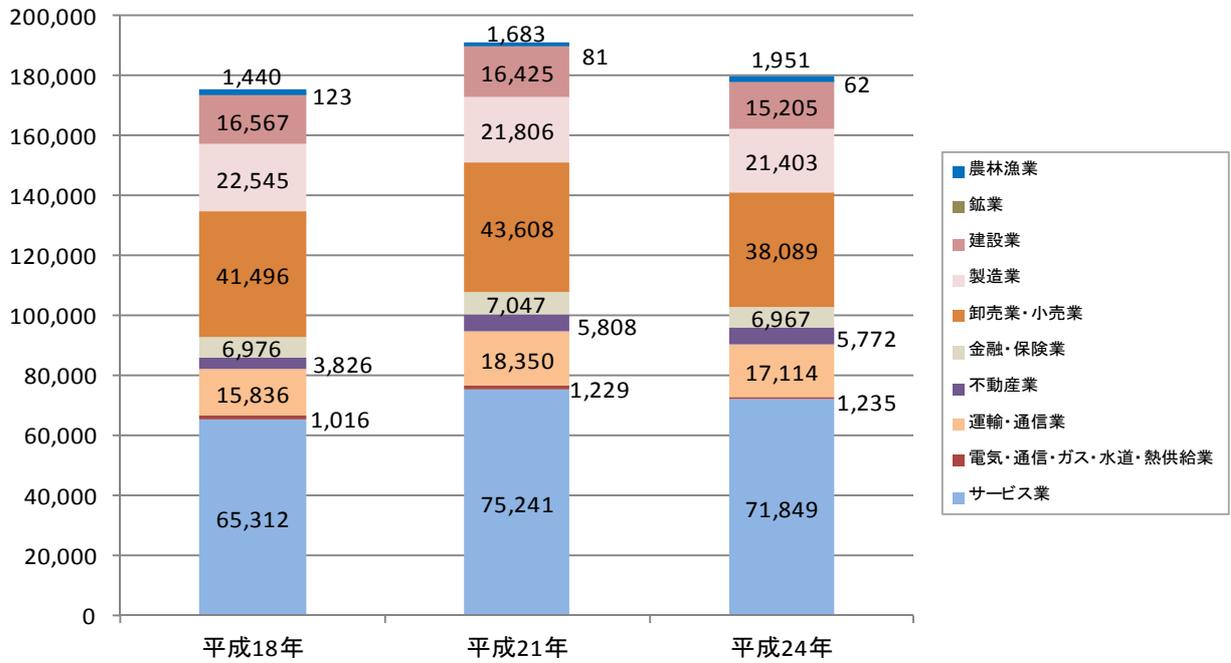
資料) 固定資産概要調査(平成 28 年 3 月 長野市資産税課)

図 2-2 人口、世帯数、世帯当たりの人口の推移



資料) 平成 28 年統計資料(平成 28 年 1 月 長野市)

図 2-3 業種別就業人口の推移



※H18の運輸・通信業は、運輸業と情報通信業を合わせた値

※H18のサービス業は、サービス業（他に分類されないもの）、複合サービス事業、教育・学習支援業、医療・福祉、飲食店・宿泊業を合わせた値

※H21・H24の運輸・通信業は、運輸業・郵便業と情報通信業を合わせた値

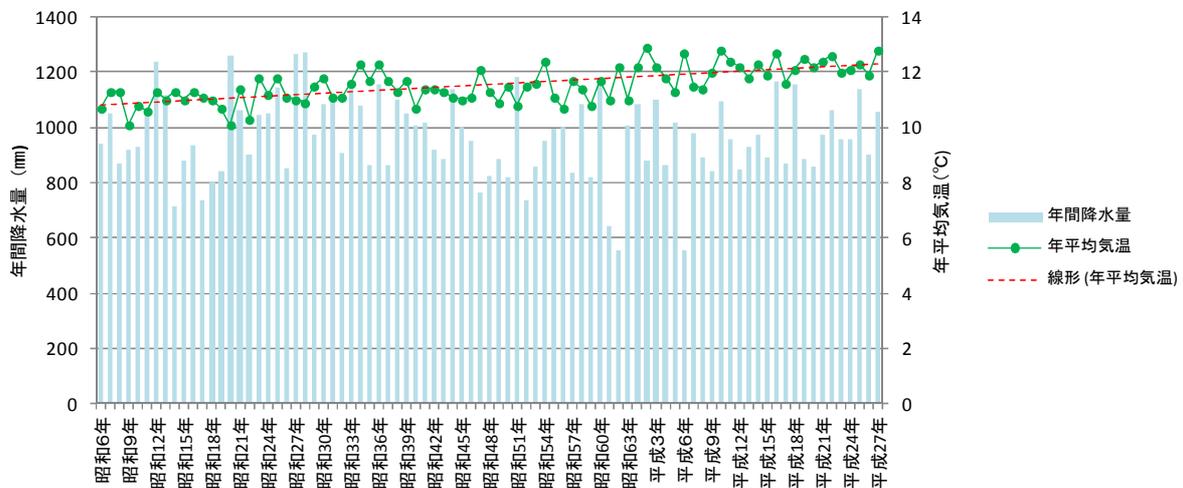
※H21・H24のサービス業は、サービス業（他に分類されないもの）、複合サービス事業、医療・福祉、教育・学習支援業、生活関連サービス業・娯楽業、宿泊業・飲食サービス業、学術研究・専門、技術サービス業を合わせた値

資料) 長野市の事業所（平成24年事業所・企業統計調査結果報告書）（長野市企画課）

## 2 長野市の気象の概況

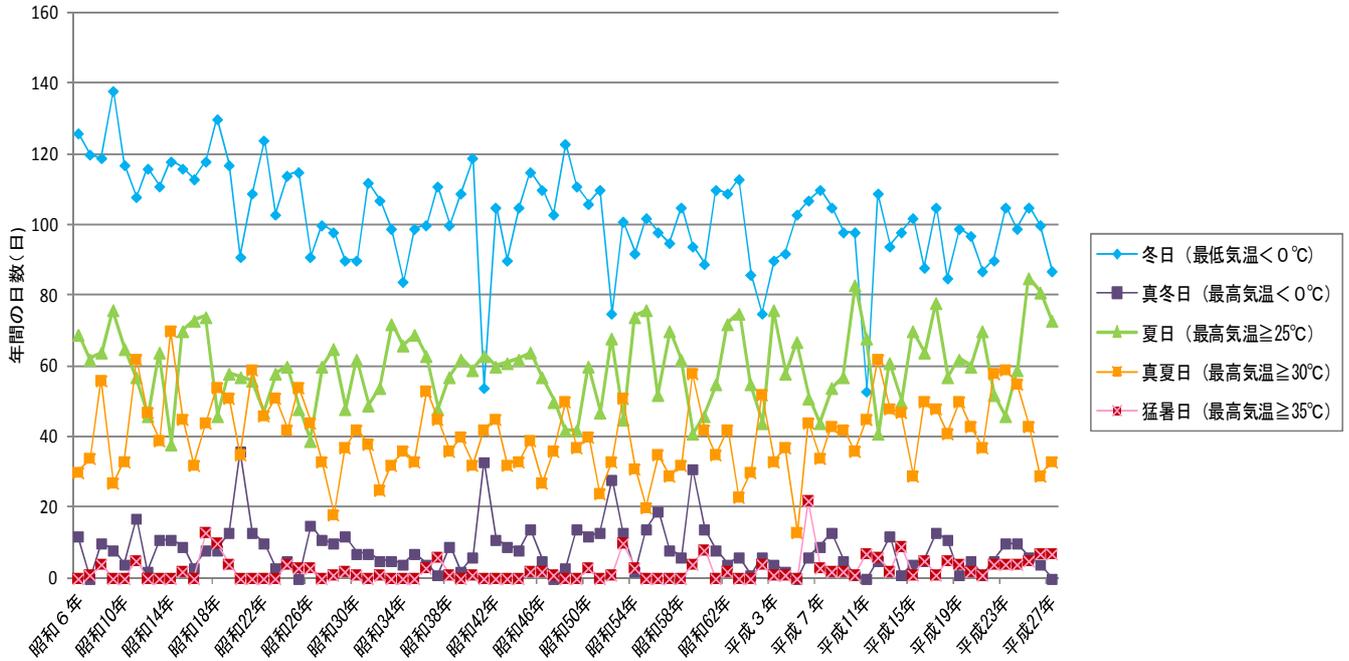
- ・気象庁長野観測所のデータによると、年間降水量は、932.7mm（平年値）、年平均気温は、11.9℃（平年値）です。
- ・年平均気温は、上昇傾向が見られます。
- ・降水量は、長野観測所の平年値（1981～2010）が、933mm、鬼無里観測所が1,681mmとなっており、市内でも地形や標高によって、気象に大きな変化があることが分かります。
- ・長野観測所では、「冬日」（一日の最低気温が0℃未満の日）の観測日数の減少傾向が見られます。

図 2-4 年間降水量及び日平均気温の推移



資料) 気象庁（長野観測所）

図 2-5 長野市内の冬日、夏日等の出現状況



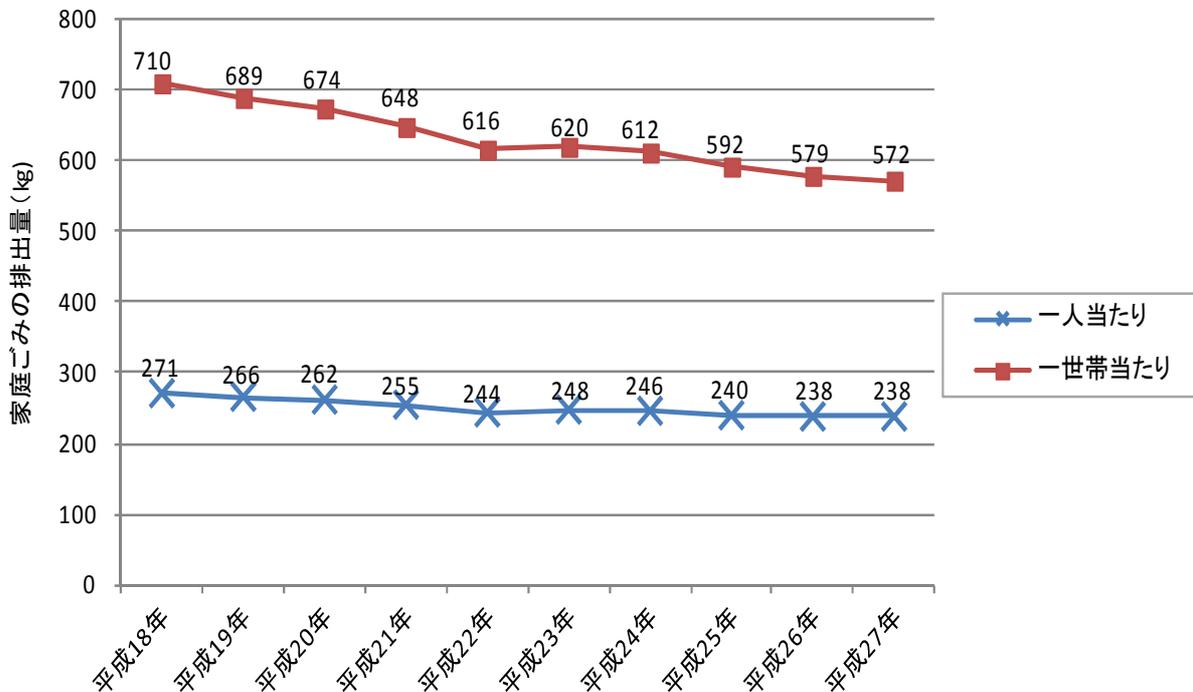
資料) 気象庁 (長野観測所)

### 3 長野市の環境の現況

#### (1) 廃棄物の現況

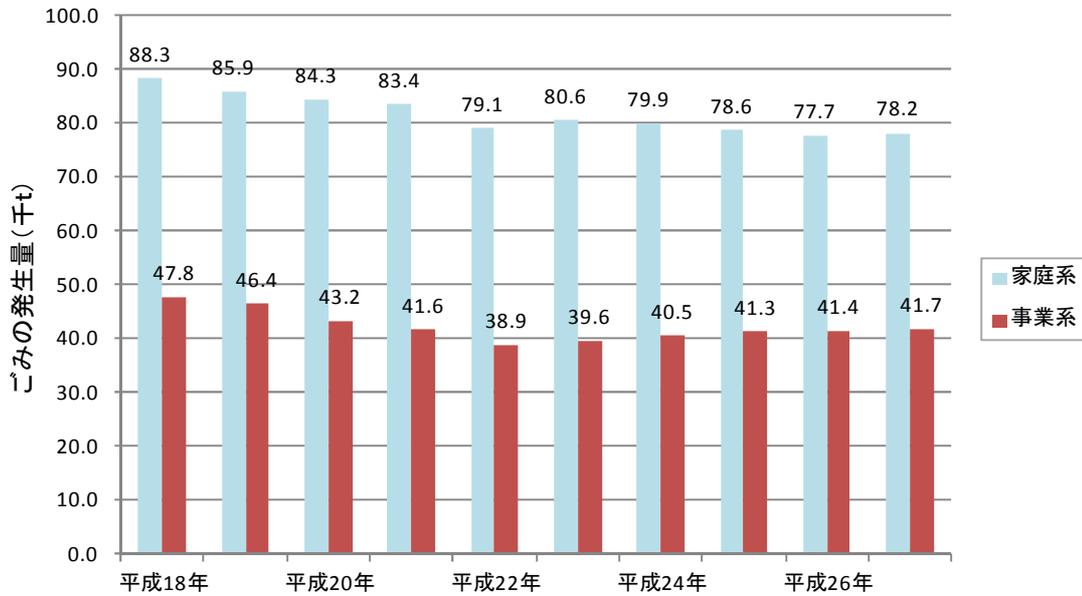
**一般廃棄物の排出量** 市民一人当たりのごみ排出量は、ほぼ横ばいとなっています。市内全体のごみ発生量は、家庭系が平成 22 年度までは減少傾向であったものの、近年はほぼ横ばいであり、事業系は平成 22 年度以降増加の傾向にあります。

図 2-6 家庭ごみの量の推移



資料) 平成 28 年度版環境白書 (長野市環境部)

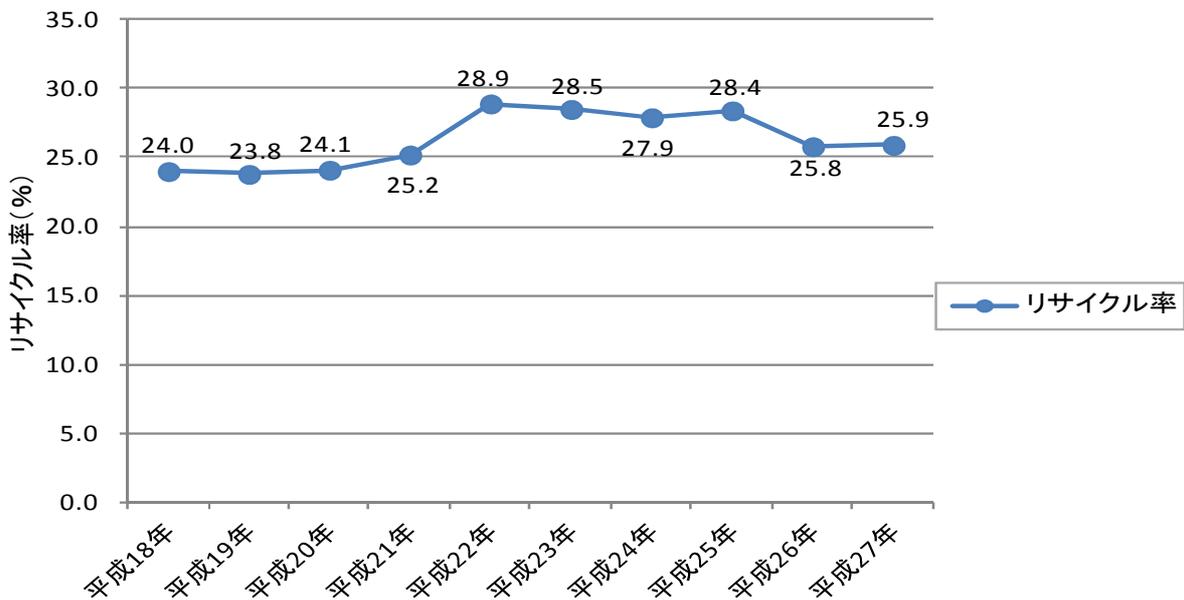
図 2-7 家庭系と事業系ごみの推移



資料) 平成 28 年度版環境白書 (長野市環境部)

**再資源化の状況** 本市におけるごみの再資源化率(リサイクル率)は、増加から横ばいの傾向にありましたが、平成 26 年に減少に転じました。

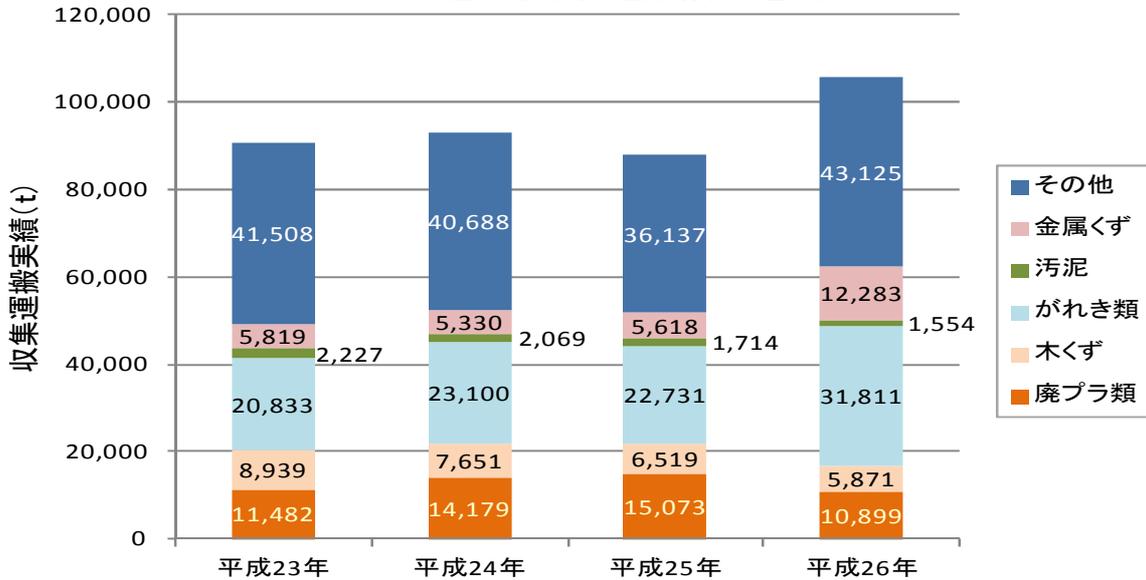
図 2-8 リサイクル率の推移



資料) 平成 28 年度版環境白書 (長野市環境部)

**産業廃棄物の処理状況** 市内の産業廃棄物は、横ばいの状況にあり、平成26年度は神城断層地震の影響で、増加しています(産業廃棄物収集運搬実績による)。

図 2-9 産業廃棄物の種類別収集運搬実績



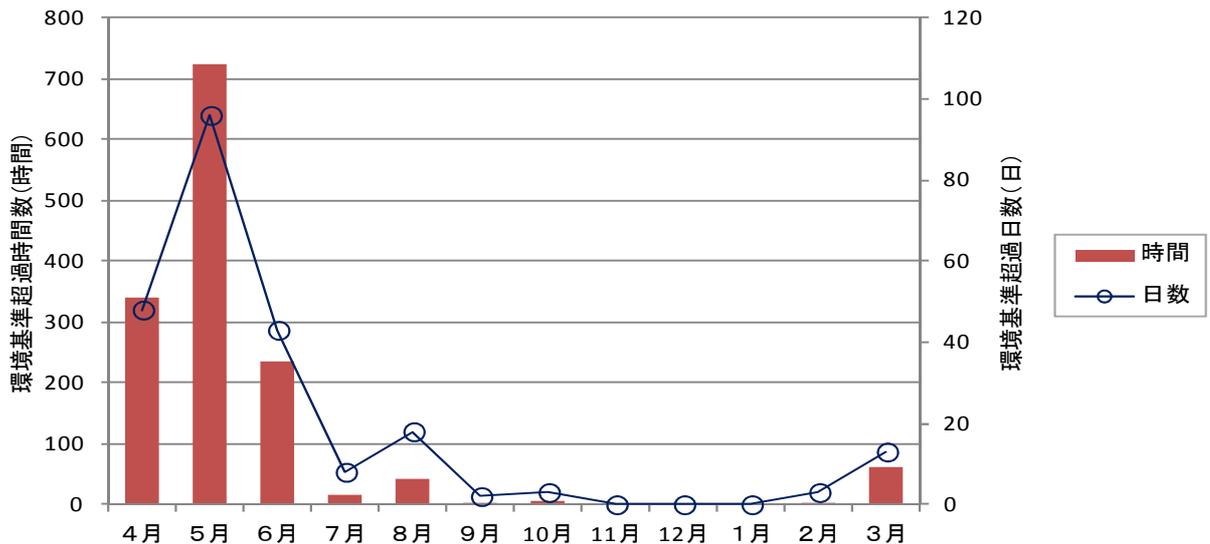
資料) 平成 28 年度版環境白書 (長野市環境部)

**不法投棄の状況** 平成 27 年度には、市内において 51.8 トンの不法投棄廃棄物 (テレビや冷蔵庫、タイヤ、消火器、バッテリーなど) を回収しました。千曲川・犀川の各所でも不燃ごみや家電の不法投棄が目立ちます。

## (2) 生活環境の現況

**大気汚染** 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質\* 及び微小粒子状物質\* は、環境基準\* を達成しています。光化学オキシダント\* のみ環境基準を未達成であり、特に春先から夏季までにその傾向が強くなっています。

図 2-10 月別光化学オキシダントの環境基準超過時間数と日数



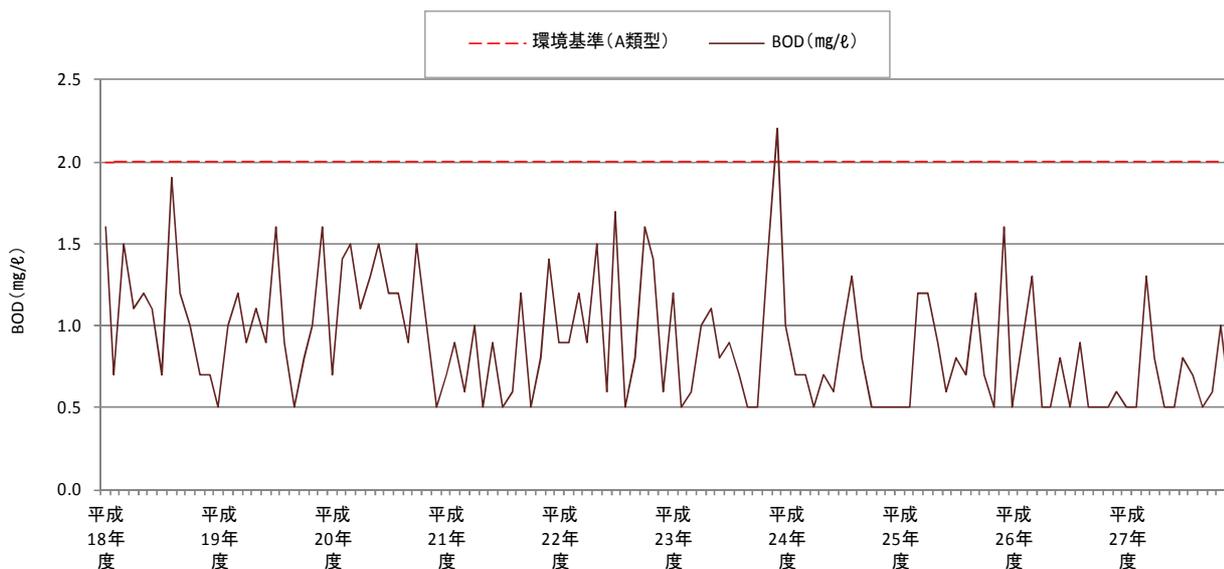
資料) 平成 28 年度版環境白書 (長野市環境部)

**自動車交通騒音** 道路沿線の住居等の約 97.6%で昼夜ともに環境基準\*を達成しています（平成 28 年度版環境白書）。

**鉄道騒音・振動** 北陸新幹線の金沢延伸に伴い、平成 27 年度において 10 地点で調査を行い、2 地点で新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過しています。基準超過に関して東日本旅客鉄道株式会社等に対し対策の要望書を提出しました。残る 8 地点における騒音・振動は、すべて環境基準又は指針値を達成しています。

**河川水質** 主要な河川である千曲川、犀川、裾花川及び鳥居川では、大腸菌群数を除く、全ての項目で環境基準（A 類型）\*を達成しています。特に裾花川では、近年、BOD\*が大幅に改善しています。市内を流れる中小河川については、BOD が全体的に高い傾向にあります。

図 2-11 裾花川における BOD の測定結果

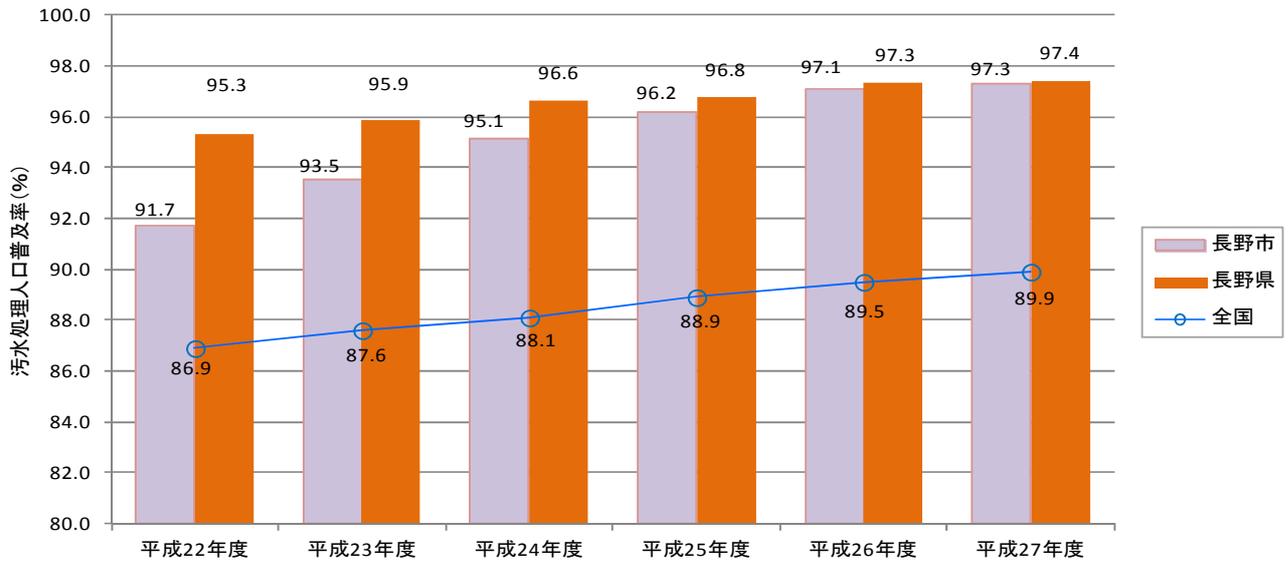


資料) 平成 28 年度版環境白書 (長野市環境部)

**池沼水質** 大座法師池では、COD\*が環境基準を超えているものの、横ばいの傾向にあり、その他のかんがい池についても、横ばいの傾向にあります。

**公共下水道** 市内の公共下水道普及率は、93.3%（平成 27 年度末）であり、浄化槽等を加えると 97.3%となっています。

図 2-12 汚水処理人口普及率の推移



資料) 長野市分：長野市下水道 10 年ビジョン（～平成 23 年度）及び第二次長野市環境基本計画指標・目標値達成状況報告  
 長野県分：（環境部）プレスリリース平成 28 年 9 月 5 日  
 全国分：報道関係資料 国土交通省 処理施設別汚水処理人口普及状況 参考 1

**公害等に関する苦情等** 平成 27 年度は、96 件であり、大気汚染、騒音、悪臭などが多く、その他には空き地の管理に関するものが 30 件、空き家に関するものが 41 件となっています。

### (3) 自然環境の現況

**河川** 長野市内を大小多数の河川が流れており、主要な河川としては、千曲川、犀川、裾花川及び鳥居川が流れています。

図 2-13 長野市内の主要な河川



**湧水・地形・地質** 「大切にしたい長野市の自然」改訂版（平成 25 年 3 月刊行）において、湧水 50 か所及び地形・地質 39 か所を選出しています。

**動物・植物** 「大切にしたい長野市の自然」改訂版（平成 25 年 3 月刊行）において、哺乳類 16 種、鳥類 68 種、爬虫類・両生類・魚類 37 種、昆虫類・クモ類 91 種、甲殻類・貝類・渦虫類 27 種並びに植物 99 種を選出しています。

**自然環境保全の地域** 市内では、下表の 8 地域が指定されています。なお、戸隠地区及び大岡地区については、合併に伴う経過措置が適用されています。

表 2-1 長野市内の自然環境保全の地域

根拠法令		指定地域
自然公園法		◎ 妙高戸隠連山国立公園* ◎ 聖山高原県立自然公園
長野県自然環境保全条例	自然環境保全地域	◎ 逆谷地湿原
	郷土環境保全地域	◎ 旭山（市街地周辺の森林） ◎ 川柳将軍塚（郷土的・歴史的地域）
長野市自然環境保全条例 （戸隠村自然環境保全条例） （大岡村観光開発基本条例）		◎ 飯綱高原 ◎ 戸隠地区全域 ◎ 大岡地区全域

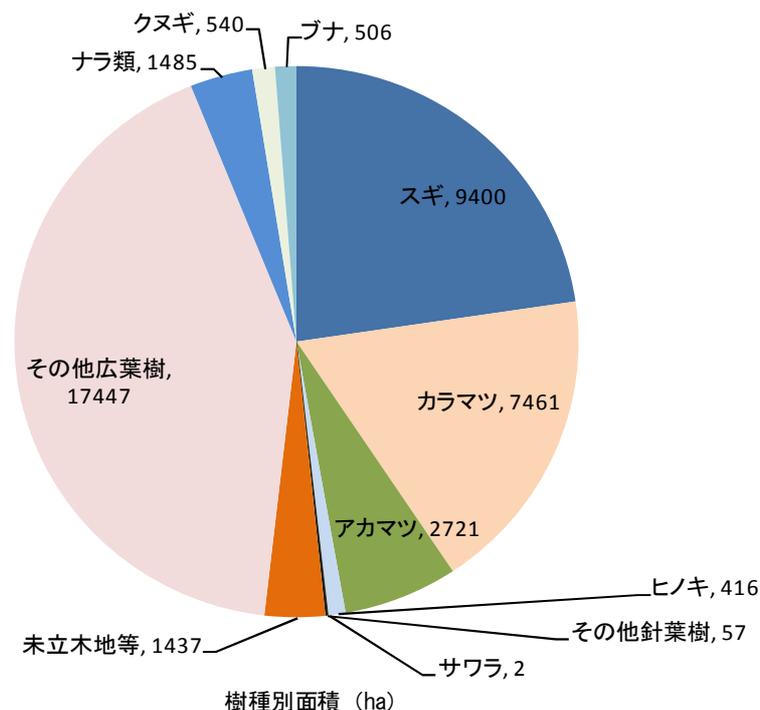
**鳥獣保護区** 市内では、6 か所 12,413ha が指定されています。

**都市のみどり** 街路樹は、約 300,000 本（高木・中木：64 種 約 14,000 本、低木：58 種 約 285,000 本）が植栽され、都市公園は、196 か所 287.47ha が整備されています。

**農地** 約 4,780ha のうち、田が 29%、畑が 26%、果樹園が 45%となっています。

**森林** 市域全体で約 53,000ha の森林が存在し、21%が国有林、79%が民有林（私有林：67%、県有林 3%、市有林 7%他）となっています。また、民有林に占める人工林の割合は約 44%にのぼり、主要な樹種としては、スギ、カラマツ、アカマツとなっています。

図 2-14 長野市内の民有林の樹種構成

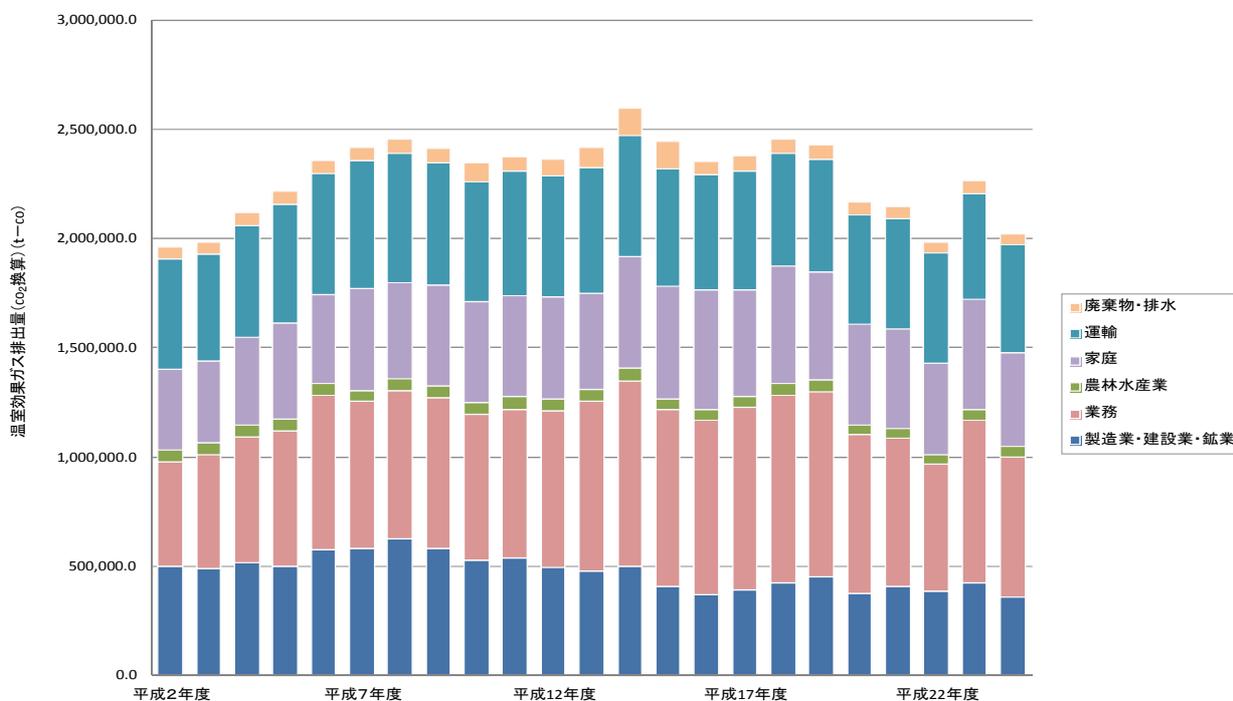


資料) 長野市森林整備課調べ

#### (4) 温室効果ガス\*排出量の現況

平成 24 (2012) 年度の長野市域における温室効果ガス排出量 (CO<sub>2</sub>換算) は、2,024,120 トンと推計され、前年度と比較し、10.6%減少しています。現行の基準年である平成 17(2005) 年度の 2,377,722 トンから 14.9%減少しています。

図 2-15 長野市の温室効果ガス排出量の推移



資料) 長野市環境政策課地球温暖化対策室調べ

表 2-2 長野市の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量<CO<sub>2</sub>換算>

年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度
	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度
温室効果ガス排出量 (t)	1,961,265	1,983,939	2,119,531	2,216,407	2,357,823	2,416,565
年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
	平成 8 年度	平成 9 年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
温室効果ガス排出量 (t)	2,454,095	2,413,355	2,349,206	2,374,833	2,363,360	2,418,619
年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
温室効果ガス排出量 (t)	2,597,236	2,446,775	2,354,069	2,377,722	2,457,019	2,425,587
年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
温室効果ガス排出量 (t)	2,167,869	2,148,152	1,984,559	2,264,240	2,024,120	

資料) 長野市環境政策課地球温暖化対策室調べ

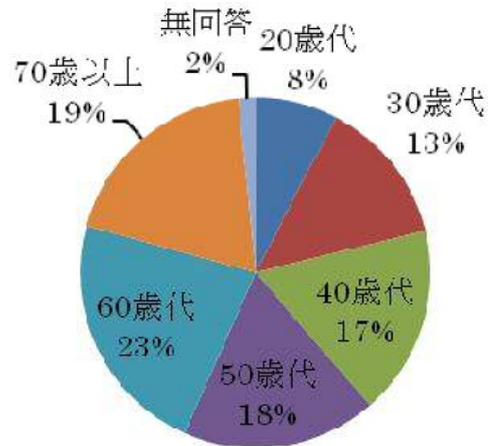
## 4 市民の環境に対する意識

本計画を策定するにあたり、市民の皆様のご意見を反映すべく、以下に示しますとおり、環境に関するアンケートを実施しました。

### (1) アンケートの実施概要

実施期間	平成27年10月23日から11月6日まで
調査対象	20歳以上の市民5,000人（無作為に抽出）
回収状況	3,169サンプル（63.4%）
回答者の属性	<b>年齢構成</b> 20歳代：8%、30歳代～50歳代：48%、60歳代～：42%、 <b>職業</b> 専業主婦・主夫が最も多く（20.2%）、次いで無職（13.8%）、パート・アルバイト（13.6%）、その他4.2%

図2-16 回答者の年齢構成



### (2) 結果概要

#### 現況の環境に対する満足度

- ・ 全ての環境項目において、半数近くの回答者が「満足」または「ほぼ満足」と感じています。
- ・ 「市街地や住宅地の景観」が他の項目に比べてやや満足度が低くなっています。
- ・ 平成7年度以降、ほとんどの項目で、一貫して満足度が増加又は高い水準でほぼ横ばいに推移しています。

図2-17 環境に対する満足度

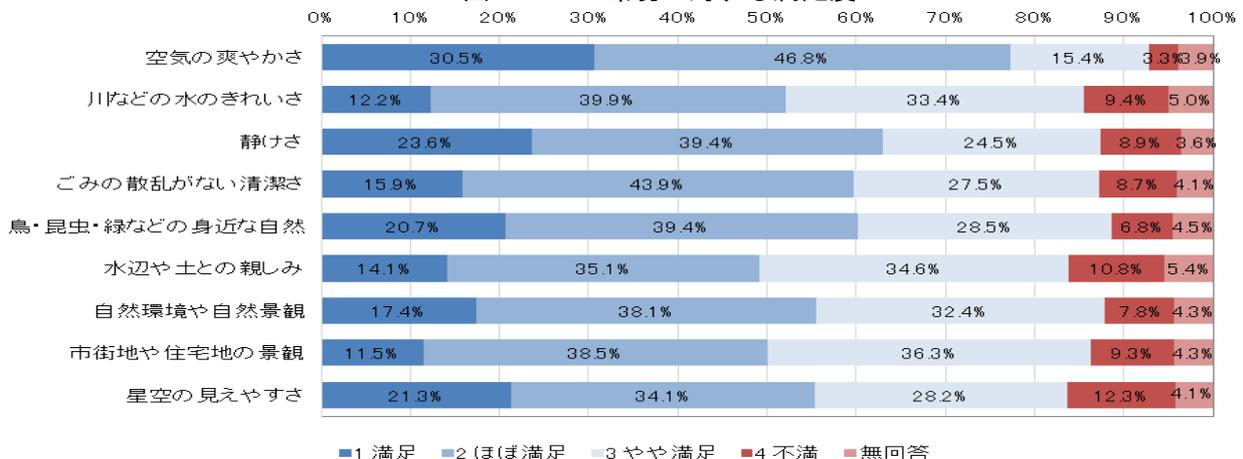
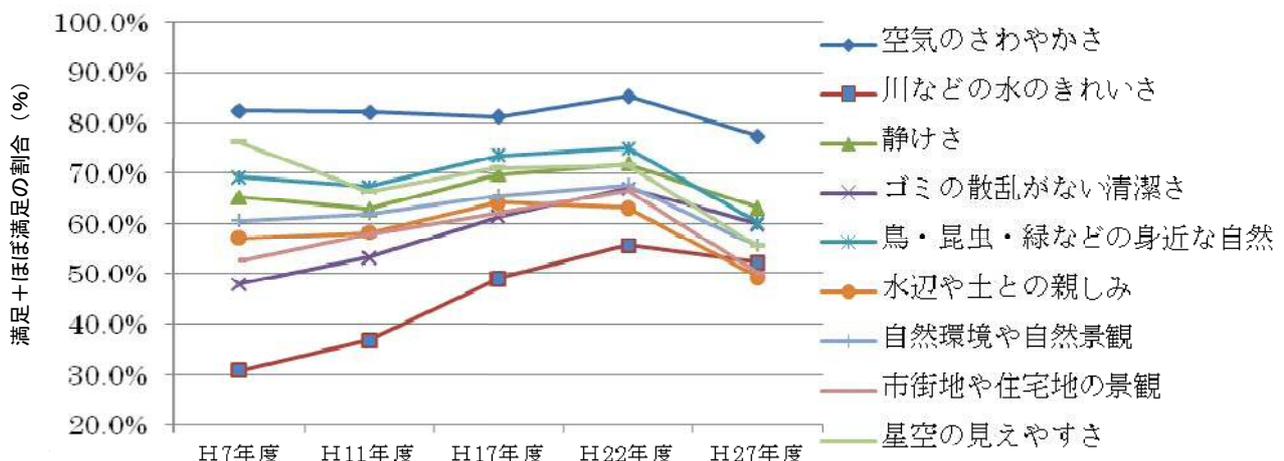


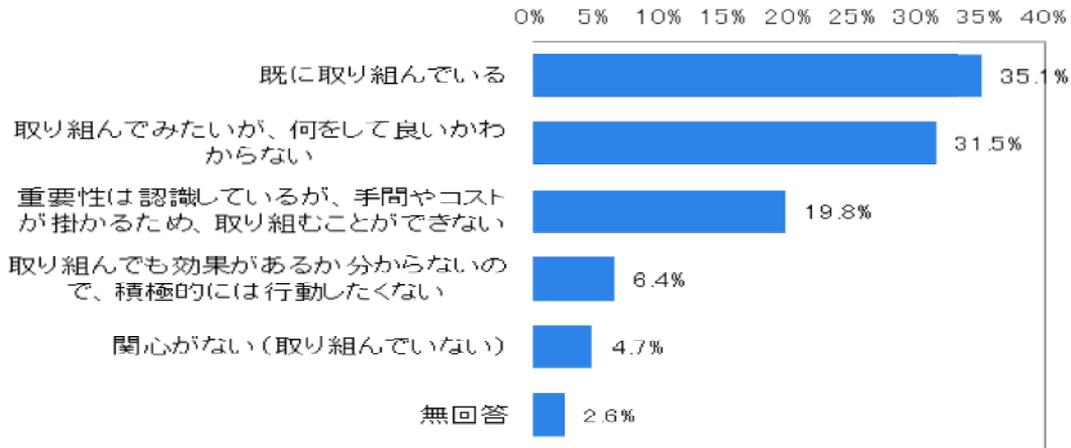
図2-18 環境に対する満足度の経年変化



**取組状況** 地球温暖化対策に取り組んでいる家庭は、3分の1を超えています。

**取組内容** 「照明やテレビを小まめに消す」や「冷暖房の温度設定」、「エコドライブ\*の実践」などの比較的簡単な取組については、非常に高い取組率となっています。一方で、「自転車利用」、「公共交通機関の利用」など、ある程度の労力や我慢が必要となる取組は、低い取組率（30%以下）であり、継続して推進を図る必要があります。

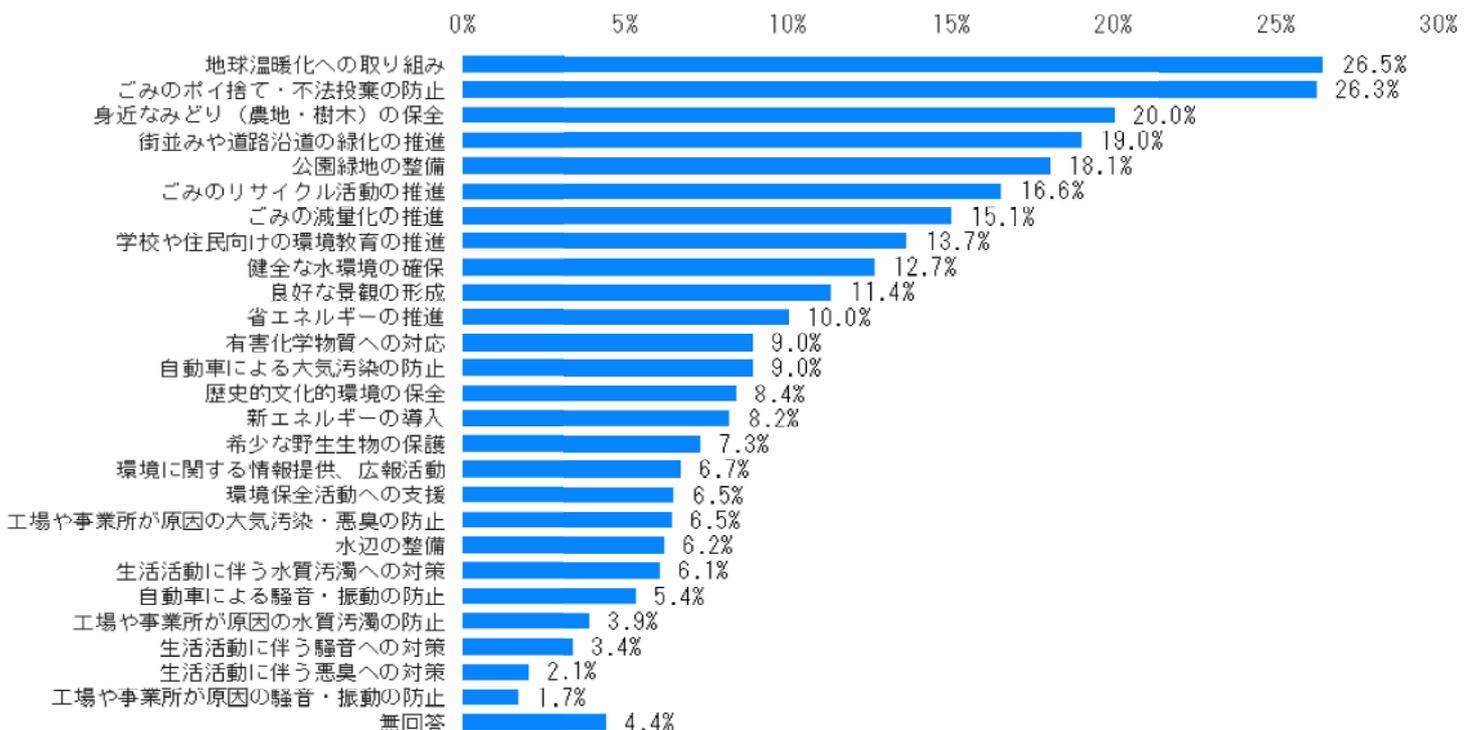
図2-19 市民の地球温暖化対策への取組状況



### 市民が今後重要と考える取組

- ・「地球温暖化への取組」（26.5%）が最も多い回答となりました。
- ・次いで、「ごみのポイ捨て・不法投棄の防止」（26.3%）と選択した市民が多く、「身近なみどり（農地・樹木）の保全」（20.0%）、「街並みや道路沿道の緑化の推進」（19.0%）、「公園緑地の整備」（18.1%）という都市の緑に関連する項目が上位を占めました。

図2-20 市民が今後重要と考える取組



## 第3章 計画の目標

### 1 長野市が目指す望ましい環境像

望ましい環境像について、本計画では第二次長野市環境基本計画の環境像を継承しています。

この環境像は、全ての施策分野に縦断的に関わるものとなっています。

#### ● 豊かな自然と共生するまち

豊かな自然や身近な緑、水辺などの自然環境の保全と創造を進め、次世代へ継承すべき多様で豊かな生態系を確保しつつ、適切な自然とのふれあいの場や機会が確保された「ながの」を目指します。

#### ● 資源が循環する地球にやさしいまち

資源やエネルギーを効率的、循環的に利用することにより、持続的発展が可能な社会を構築し、地球環境保全に貢献する環境共生都市「ながの」を目指します。

#### ● 安心して暮らせる、清潔で快適な魅力あふれるまち

安全で、うるおいとやすらぎのある都市空間が確保された、清潔で快適な魅力ある「ながの」を目指します。

#### ● すべての人が地球環境を思いやるまち

豊かな環境の恵みを将来に引き継ぐために、市民・事業者・行政、そして子どもから大人まで、すべての人がすべての日常生活や事業活動の中で、地球環境を思いやる「ながの」を目指します。

#### ● 地域産業の発展と環境の保全が良好な循環を生むまち

環境保全を経済の成長要因の一つと捉え、地域産業の発展と地球温暖化対策などの環境保全活動が好循環を生み出す、活力ある「ながの」を目指します。

## 2 基本目標

本計画では、基本目標について第二次長野市環境基本計画で設定された 6 つの基本目標の構造を継承しつつ、第五次長野市総合計画との整合を図るため、一部文言を改めました。

第二次長野市環境基本計画後期計画における基本目標を以下に示します。

### 基本目標1 循環型社会\*の実現

3Rに加え、それぞれの状況に合った取組（+R）の推進やごみ処理体制を充実し、良好な資源循環を確保することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現します。

### 基本目標2 良好な生活環境の保全

産業型公害や生活型公害を防止し、清らかな空気や水、清潔なまちなみなどを実現することにより、良好な生活環境を保全します。

### 基本目標3 豊かな自然環境の保全

生物多様性\*の確保や希少動植物の保護、外来生物\*への対応等を進めるとともに、森林や農地などを健全に保全し、豊かな自然環境を保全します。

### 基本目標4 豊かで快適な環境の創造

歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な緑や河川の整備などを通じて、水と緑と歴史をいかした、潤いとやすらぎを感じられる豊かで快適な環境を創造します。

### 基本目標5 低炭素社会\*の実現

省エネルギーの推進や、地域の特性を活かした再生可能エネルギー\*の導入など、地域環境に配慮したエネルギーの適正利用を推進するとともに、エネルギー効率の高い都市基盤が整備された低炭素社会の実現を目指します。

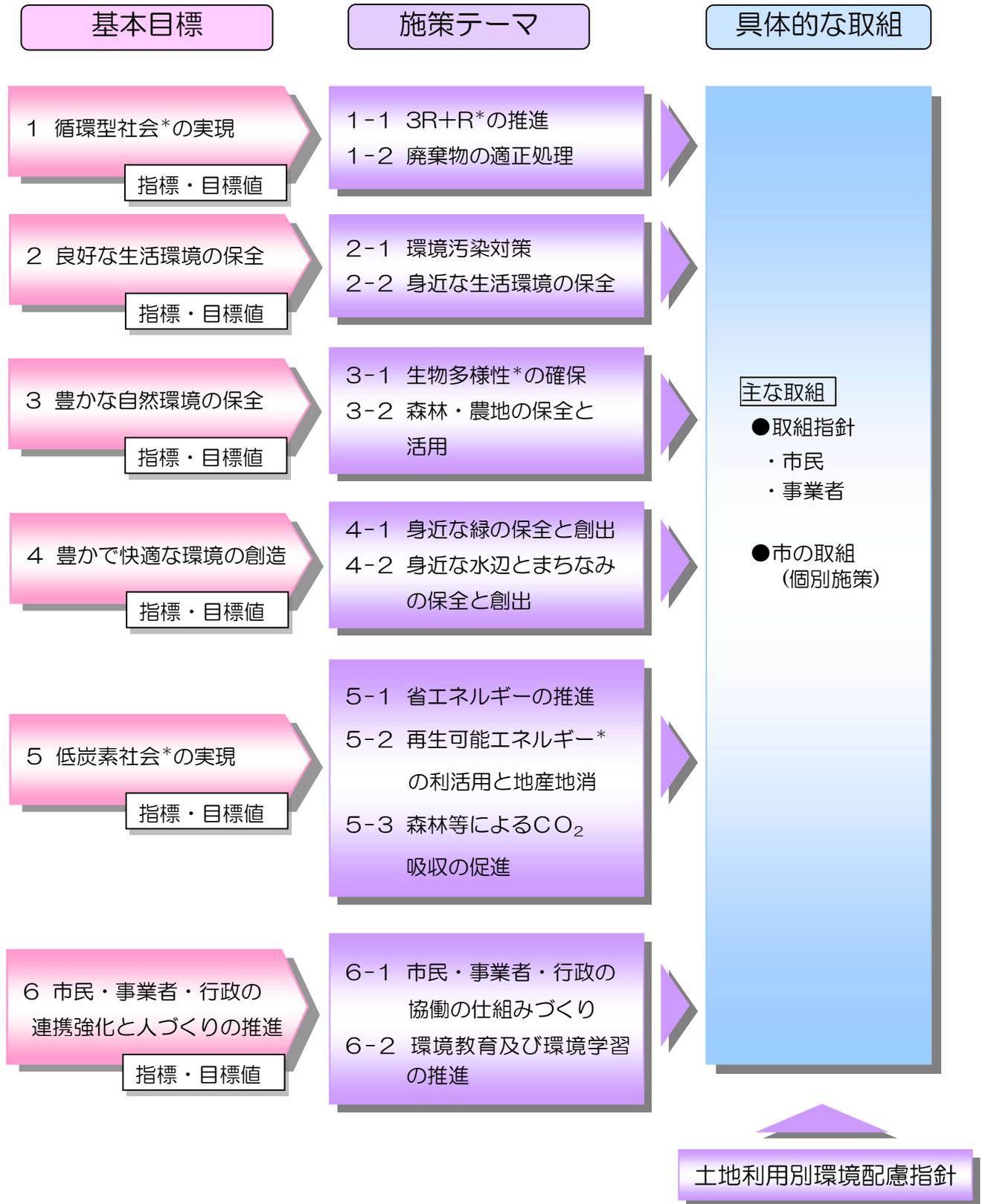
### 基本目標6 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進

市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を果たすために、主体間の連携を強化するとともに、子どもから大人まで、「地球環境を思いやる人づくり」を推進します。

# 第4章 施策の展開

## 1 施策の体系

第二次長野市環境基本計画後期計画の施策の体系は、下図に示すとおりです。



## 2 指標・目標値

本計画では、下表に示すとおり、計画期間内に達成すべき指標・目標値を設定しました。

コード	指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
基本目標 1 循環型社会*の実現			
11	ごみの総排出量	132,424t	124,724t
12	市民の一人 1 日当たりのごみ排出量	428g/人・日	411g/人・日
13	事業系ごみ年間排出量	39,881t	39,757t
14	マイバック持参率	60.3%	80.0%
基本目標 2 良好な生活環境の保全			
21	大気環境基準*達成項目数	15 項目	15 項目
22	市内中小河川 13 河川の BOD*平均率	2.2mg/l	2.0 mg/l以下
23	地区環境美化活動のごみ回収量	25,719kg	21,500kg
24	ポイ捨て吸い殻本数 (月平均本数:長野大通り 10 か所)	122 本	70 本
基本目標 3 豊かな自然環境の保全			
31	豊かな自然環境が保たれている	73.6% (H28)	現状値以上
32	間伐面積 (累積面積)	6,537ha	9,500ha
33	森林体験参加者数 (年間人数)	2,563 人	2,150 人
34	エコファーマー*の認定者数	1,029 人	1,089 人
基本目標 4 豊かで快適な環境の創造			
41	市民一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	8.11 m <sup>2</sup>	9.19 m <sup>2</sup>
42	市内中小河川 9 河川の水質階級*	14 点 (H28)	11 点
43	歴史的まちなみや自然環境に調和した景観が整備されている	57.2% (H28)	62.2%以上
基本目標 5 低炭素社会*の実現			
51	温室効果ガス*年間排出量	2,024,120 t-CO <sub>2</sub> (H24)	1,878,400 t-CO <sub>2</sub>
52	市民一人 1 日当たりの温室効果ガス排出量	14.55kg- CO <sub>2</sub>	14.08kg- CO <sub>2</sub>
53	太陽光発電設備規模 (累計)	100,446kW	160,000kW
54	木質バイオマス*燃料需要量の推計値	180,120ℓ	330,000ℓ
55	再生可能エネルギーによる電力自給率* (発電設備容量) (%)	39.1% (H26)	60.0%

基本目標 6 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進			
61	環境保全活動参加者数	3,766 人	4,700 人
62	環境学習会年間参加者数	5,104 人	5,200 人

※目標値設定の根拠については、資料編に記載してあります。

### 3 個別の施策

本項では、基本目標1～6における指標・目標値、具体的な取組みの内容（市民・事業者の取組みの指針、市の取組（個別施策））を以下に示します。

市の施策のうち、上位計画である第五次長野市総合計画における環境分野に関連するものや、本計画の計画期間中に特に重点的かつ計画的な展開を図っていく必要のある施策を、「主要施策」として位置づけ、推進します。

## 基本目標 1 循環型社会\*の実現

### 指標・目標値

コード	指標	現状値（H27年度）	目標値（H33年度）
11	ごみの総排出量	132,424t	124,724t
12	市民の一人1日当たりのごみ排出量	428g/人・日	411g/人・日
13	事業系可燃ごみの年間排出量	39,881t	39,757t
14	マイバック持参率	60.3%	80.0%

## 施策一覧

施策テーマ	施策（具体的な取組み）	担当課	コード
1-1 3R+R*の 推進	◆家庭ごみの発生抑制の推進	生活環境課 環境政策課	1101
	◆事業ごみの発生抑制の推進	生活環境課	1102
	◆社会的責任を意識した事業活動*の推進	生活環境課	1103
	◆循環利用の推進	生活環境課 清掃センター	1104
	○せん定枝等の資源化の推進	環境政策課 生活環境課 清掃センター 公園緑地課	1105
	○分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進	生活環境課	1106
	○3R+R型ライフスタイルの提案	生活環境課	1107
	○社会状況の変化に応じた市民ニーズの把握 と支援方法の検討	生活環境課	1108
	○排出困難者*への支援の検討	生活環境課	1109
	○食品ロス*削減に取り組む活動への支援	生活環境課	1110
	○PDCAサイクル*による計画（施策）の進 行管理	生活環境課	1111
	○建設副産物*や下水汚泥・し尿処理汚泥等の 有効利用の推進	下水道施設課 生活環境課 衛生センター	1112
	○放置自転車のリサイクル化	交通政策課	1113
1-2 廃棄物の適正 処理	◆監視指導の徹底と処理業者の育成	廃棄物対策課	1201
	○ポリ塩化ビフェニル（PCB）*廃棄物*の 適正な処理の促進	廃棄物対策課	1202
	○農業廃棄物の適正処理の促進	農業政策課 環境政策課	1203
	○適正な収集運搬体制の構築	生活環境課	1204
	○不法投棄対策の推進	生活環境課	1205
	○効率的な廃棄物行政の推進	生活環境課	1206
	◆ごみ処理施設の整備	生活環境課 清掃センター	1207
	○適切なし尿処理の推進	生活環境課	1208
○災害廃棄物対策	生活環境課	1209	

◆＝主要施策（今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策）

## 施策テーマ 1 - 1 3R + R\*の推進

### ● 現状と課題

ごみの年間総排出量は有料化以降減少していましたが、ここ数年、減少傾向は停滞しており、これまで以上に3R（廃棄物の発生抑制、再利用及びリサイクル）に努める必要があります。

また、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用し、地域内における循環利用を促進させるとともに、3Rに加え、それぞれの状況にあった取組（+R）を推進するなど、市民・事業所・行政の三者が一体となって循環型社会\*の実現に努める必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・一人ひとりがごみの排出者であることを自覚し、環境への負荷軽減を意識して、日々の暮らしを見つめ直します。
- ・買い物の際は、マイバッグ、マイバスケットを持参します。
- ・食品の食べ切りや生ごみの水切り等により、可燃ごみを減量します。
- ・せん定枝等の資源化に協力します。
- ・限りある資源の有効活用に向け、分別を徹底します。
- ・地域における資源回収や環境活動に積極的に参加します。
- ・積極的に3Rを推進するとともに、生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルを実践します。
- ・食品ロス\*の削減に取り組みます。

#### <事業者の取組指針>

- ・ごみの減量や分別による資源化の推進など環境保全に配慮した事業活動を行うとともに、地域貢献に取り組みます。
- ・発生したごみは、自己処理責任のもと適正に処理します。
- ・せん定枝等の資源化に協力します。
- ・長く使える製品や再使用・再生利用しやすい製品を供給するとともに、簡易包装に取り組みます。
- ・イベントごみの発生抑制に取り組みます。
- ・食品ロスの削減に取り組みます。
- ・物品を修理するなどし、できるだけ長く使う工夫をします。
- ・個別リサイクル法\*等廃棄物処理関連の法令を遵守し、廃棄物の削減とリサイクルに取り組みます。

## ＜市の取組（施策）＞

施策	コード
<p>◆ 家庭ごみの発生抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装削減のための啓発と買い物袋持参運動を促進します。</li> <li>・ 食品の食べきりや生ごみの水切り等による可燃ごみの減量化を推進します。</li> </ul>	1101
<p>◆ 事業ごみの発生抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多量排出事業所への立入指導を実施します。</li> </ul>	1102
<p>◆ 社会的責任を意識した事業活動*の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ながのエコ・サークル*の普及を促進します。</li> <li>・ 過剰包装削減を推進します。</li> </ul>	1103
<p>◆ 循環利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサイクルプラザを拠点とした再使用を促進します。</li> <li>・ 食品リサイクル法に関する事業系有機性廃棄物等の資源化を促進します。</li> <li>・ サンデーリサイクルによる資源物回収の充実を図ります。</li> <li>・ 集団回収による資源物回収を促進します。</li> </ul>	1104
<p>○ せん定枝等の資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庭木、街路樹、緑地におけるせん定枝や刈取り草などの堆肥化等資源化を推進します。</li> </ul>	1105
<p>○ 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別の徹底に向けた分かりやすい啓発活動を推進します。</li> </ul>	1106
<p>○ 3R+R*型ライフスタイルの提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルを提案します。</li> <li>・ 過剰な消費を抑え、環境に十分配慮した消費生活を実践するため、持続可能な消費*を推進します。</li> <li>・ 3R+R型のライフスタイルに転換するために必要な情報を提供します。</li> </ul>	1107
<p>○ 社会状況の変化に応じた市民ニーズの把握と支援方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世代や単身世帯等市民のライフスタイルに応じた分別・排出方法の啓発や支援方法を関係機関と連携して検討します。</li> </ul>	1108
<p>○ 排出困難者*への支援の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者世帯等排出困難者への支援体制を関係機関と連携し検討します。</li> </ul>	1109
<p>○ 食品ロス*削減に取り組む活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭や事業所の食品ロスの削減に各種団体と連携して取り組みます。</li> <li>・ フードバンク*活動に協力・支援します。</li> </ul>	1110

<p>○ PDCAサイクル*による計画（施策）の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりアンケート等の結果を施策に反映させます。</li> <li>・新たな焼却施設稼働に伴う本施策テーマに関連する施策の見直しを実施します。</li> </ul>	1111
<p>○ 建設副産物*や下水汚泥・し尿処理汚泥等の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事による廃棄物・残土や建設副産物の有効利用や、下水汚泥のセメント原料化、し尿汚泥の堆肥化を継続して実施します。また、再生資源の公共事業などへの積極的な活用を図ります。</li> </ul>	1112
<p>○ 放置自転車のリサイクル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去した放置自転車のうち、引取りがなく再利用可能な自転車を自転車安全整備士等の資格を有する者に売却し、リサイクル自転車として再整備・販売することで、資源の有効活用を図ります。</li> </ul>	1113

### コラム：3R+Rとは

これまでの計画で推進してきた「3R」（リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用）に加え、「+R」として、レジ袋の受け取りを断る：リフューズ（Refuse）や壊れたものを修理して使う：リペア（Repair）など、それぞれの状況にあった取組を推進し、循環型社会\*の実現を目指すものです。

#### 【その他の「+R」の例】

- ・リファイン（Refine）：分別して廃棄する
- ・リフォーム（Reform）：作り直して使う
- ・リターン（Return）：使用後に購入先に戻す



## 施策テーマ 1-2 廃棄物の適正処理

### ● 現状と課題

不法投棄の発生抑制のための啓発に取り組んでいますが、市内各地で不法投棄が散見されます。不法投棄物の回収や処理を進めるとともに、発生抑制のため、監視・指導等の対策や啓発活動を継続して取り組む必要があります。

また、ごみ処理施設等の計画的な整備や広域処理施設の建設など、安定的かつ効率的なごみ処理体制の維持・構築が重要です。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・不法投棄されにくい地域づくりに取り組みます。
- ・農業により排出される残さや廃プラスチックなどは適正に処理します。
- ・ごみ処理に対する正しい知識を持ち、ごみ処理施設等の整備に対して市民の立場から積極的に関与します。
- ・災害時の廃棄物処理体制について理解・協力し、自らも大規模災害に備えます。

#### <事業者の取組指針>

- ・事業所から出る廃棄物の処理業者や処理・処分のルート・方法などについて責任を持って把握し、ごみの不法投棄や不適正処理を行いません。
- ・事業所等が保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）\*廃棄物\*は、自らの責任において処理期限内に確実かつ適正に処理します。
- ・農業により排出される残さや廃プラスチックなどは適正に処理します。
- ・ごみ処理に対する正しい知識を持ち、ごみ処理施設等の整備に対して事業所の立場から積極的に関与します。
- ・災害時の廃棄物処理体制について理解・協力し、自らも大規模災害に備えます。

#### <市の取組（施策）>

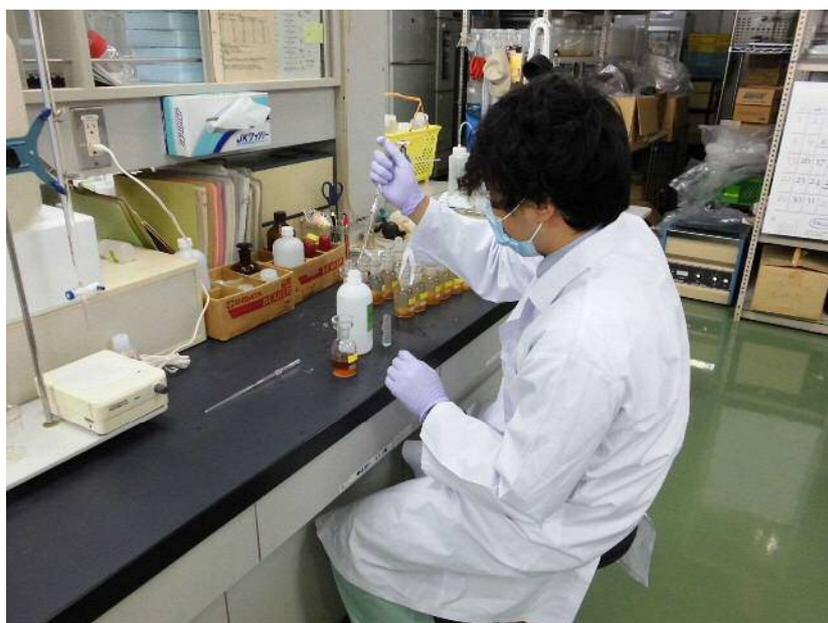
施策	コード
<b>◆ 監視指導の徹底と処理業者の育成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・厳正な許可審査と監視・指導を徹底し、廃棄物の適正処理の確保を図ります。</li><li>・廃棄物の適正処理を推進するため、優良な廃棄物処理業者を育成します。</li></ul>	1201

<p>○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）*廃棄物*の適正な処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB廃棄物を保管する事業者等の把握に努め、処理期限内にPCB廃棄物等の確実な処理を促進します。</li> </ul>	1202
<p>○ 農業廃棄物の適正処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業により排出される残さや廃プラスチックなどについて、野焼き等を防止するなど、適正処理を促進します。</li> </ul>	1203
<p>○ 適正な収集運搬体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正かつ効率的な収集方法・運搬体制を検討します。</li> </ul>	1204
<p>○ 不法投棄対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域と連携し、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。</li> <li>・ 不法投棄監視を徹底します。</li> </ul>	1205
<p>○ 効率的な廃棄物行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析を行ないます。</li> <li>・ 一般廃棄物処理手数料体系について検証します。</li> <li>・ 処理困難物の製造者等による自主回収に向けた働きかけをします。</li> </ul>	1206
<p>◆ ごみ処理施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長野広域連合*によるごみ処理施設の整備を促進します。</li> <li>・ 新たな焼却施設建設に伴い、長野市清掃センターを整備します。</li> </ul>	1207
<p>○ 適切なし尿処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿処理量の減少に伴う処理施設の適正配置を検討します。</li> </ul>	1208
<p>○ 災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、大規模災害に備えます。</li> </ul>	1209

## 基本目標 2 良好な生活環境の保全

### 指標・目標値

コード	指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)
21	大気環境基準*達成項目数	15 項目	15 項目
22	市内中小河川 13 河川の BOD*平均率	2.2mg/l	2.0 mg/l以下
23	地区環境美化活動のごみ回収量	25,719kg	21,500kg
24	ポイ捨て吸殻本数 (月平均本数:長野大通り 10 か所)	122 本	70 本



【BOD測定】

## 施策一覧

施策テーマ	施策（具体的な取組み）	担当課	コード
2-1 環境汚染対策	◆計画的な環境監視及び調査の実施	環境政策課 環境衛生試験所 浄水課	2101
	○工場・事業所からの環境負荷の適正管理と改善の推進	環境政策課 環境衛生試験所	2102
	○事業者と住民間の良好な関係の構築支援	環境政策課	2103
	○浄化槽の設置促進及び適正管理の監視指導	環境政策課 下水道整備課	2104
	○生活雑排水*の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発	生活環境課 営業課	2105
	○ダイオキシン類*の計画的な監視と公表の実施	環境政策課 廃棄物対策課	2106
	○事業者による有害化学物質の使用、排出及び移動等に関する情報提供の実施	環境政策課	2107
2-2 身近な生活環境の保全	○生活型公害の防止と適切な対策の推進	環境政策課	2201
	○光害*防止の啓発	環境政策課	2202
	◆まちの美化の推進	環境政策課	2203
	○空き地の適正管理の実施	環境政策課	2204
	○放置自転車の発生抑制	交通政策課	2205

◆＝主要施策（今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策）

## 施策テーマ 2-1 環境汚染対策

### ● 現状と課題

大気や河川水質については概ね環境基準\*を達成しています。しかし、大気環境中の光化学オキシダント\*は基準未達成であり、河川における大腸菌群数なども一部地域で未達成です。このような状況下から、継続して、監視・測定を行い環境汚染の状況を把握するとともに対策を推進する必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・事業者や市による大気汚染や水質汚濁の測定データ等に関心を持つよう努めます。
- ・公共下水道等への接続又は浄化槽の設置による水洗化に努めます。
- ・水質汚濁の影響が少ない製品を優先的に使うように心がけ、炊事・洗濯などの排水により河川の水質を悪化させないように努めます。
- ・除草剤、殺菌剤などの農薬や化学肥料を適正に使用し、適切な管理をします。

#### <事業者の取組指針>

- ・自主的にばい煙、排水などの測定を行い、適正に管理するとともに測定データを公表します。
- ・公共下水道等への接続又は浄化槽の設置による水洗化に努めます。
- ・P R T R制度\*、S D S制度\*を理解し、有害化学物質を適正に管理します。
- ・除草剤、殺菌剤などの農薬や化学肥料を適正に使用し、適切な管理をします。
- ・環境に配慮した農業を目指します。
- ・リスクコミュニケーション\*を進め、周辺住民と良好な関係を築きます。

#### <市の取組（施策）>

施策	コード
<b>◆ 計画的な環境監視及び調査の実施</b> ・大気、水質及び騒音などの環境監視を実施するとともに、安全な飲料水の供給のため、水質検査計画に基づき調査を行い、情報収集と環境汚染の防止・低減に努めます。	2101

<p>○ <b>工場・事業所からの環境負荷の適正管理と改善の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気・水質・土壌における環境汚染の未然防止や汚染後の迅速な対応を図るため、工場・事業所への立入検査や適正管理・改善のための指導などの充実を図るなど、幅広い対策を推進します。</li> </ul>	2102
<p>○ <b>事業者と住民間の良好な関係の構築支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者と周辺住民との間の公害防止協定の締結など、事業者と住民間の良好な関係を築くための支援を行います。</li> </ul>	2103
<p>○ <b>浄化槽の設置促進及び適正管理の監視指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。</li> <li>・戸別浄化槽事業区域内における浄化槽の設置を促進します。</li> </ul>	2104
<p>○ <b>生活雑排水*の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊事や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を進めます。</li> <li>・水洗化していない家庭及び事業所に対し、下水道接続または浄化槽等の設置について普及啓発を行い、生活雑排水の適切な処理を促進します。</li> </ul>	2105
<p>○ <b>ダイオキシン類*の計画的な監視と公表の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類による環境汚染の未然防止や汚染後の迅速な対応を図るため、継続的な環境監視を実施し、その実態把握に努め、測定の結果を積極的に公表します。</li> <li>・廃棄物処理施設等から排出されるダイオキシン類を計画的に測定し、結果を公表します。</li> </ul>	2106
<p>○ <b>事業者における有害化学物質の使用、排出、移動等に関する情報提供の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による有害化学物質の使用や、排出、移動などの情報について、既存制度（P R T R制度*・S D S制度*）を活用して情報提供します。</li> </ul>	2107

## 施策テーマ 2-2 身近な生活環境の保全

### ● 現状と課題

新幹線・高速道路及び幹線道路（国、県道・市道の一部）沿線において、毎年騒音・振動状況を調査しており、新幹線及び高速道路の環境基準\*超過地点については、施設管理者に対策を要請しています。幹線道路沿線については、概ね良好な状態です。また、騒音、振動、悪臭などの問題の未然防止のため、それぞれの沿線の土地利用等に関して都市計画との調和を図る必要があります。

ごみのポイ捨て防止のため、各種啓発活動を行なっておりますが、根絶には至っておりません。喫煙者に対するマナー啓発などをより積極的に行い、ごみのないきれいなまちを目指します。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・日常生活に伴う騒音や悪臭の原因となる行為は慎むよう心がけます。
- ・家庭ごみなどの廃棄物の自家焼却や不法投棄はしません。
- ・たばこの吸い殻などのごみのポイ捨てや、飼い犬のふんの放置はしません。
- ・歩行中または自転車等に乗車中は喫煙しません。
- ・敷地内や敷地周辺の清掃を心がけるとともに、地域の環境美化活動に積極的に参加・協力し、ポイ捨てされない環境づくりに努めます。
- ・敷地内の害虫防除や庭木の適正な管理に努めます。
- ・自転車は適正な場所に駐車し、放置はしません。

#### <事業者の取組指針>

- ・騒音・振動・悪臭を発生させないよう施設管理に努めます。
- ・事業所における不適正なごみの焼却はしません。
- ・過度の夜間照明は行わないなど、周辺への光害\*に配慮します。
- ・敷地内や敷地周辺の清掃を心がけるとともに、地域の環境美化活動に積極的に参加・協力・支援し、ポイ捨てされない環境づくりに努めます。
- ・敷地内の害虫防除や植栽木の適正な管理に努めます。
- ・自動販売機を設置する設置者または管理者は回収容器を設置し、適正な管理に努めます。

<市の取組（施策）>

施策	コード
<p>○ 生活型公害の防止と適切な対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活や事業の操業などにより発生する騒音や悪臭などの生活型公害について、発生源に対して助言、指導及び監視を行うとともに、広報やその他の機会を通じてこれらの未然防止のための啓発を行います。</li> <li>生活型公害の苦情相談体制を充実します。</li> </ul>	2201
<p>○ 光害*防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>光害に関心をもってもらうため、ライトダウンキャンペーン*（夜間照明の一斉消灯）、スターウォッチング（星空観察会）などを定期的に開催します。</li> </ul>	2202
<p>◆ まちの美化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、ポイ捨てなどの防止に向けた意識の啓発及び指導を行うとともに、ゴミゼロ運動などを促進します。</li> <li>ゴミゼロ運動や環境美化キャンペーン等を実施し、市民・事業者の環境美化意識の向上と清掃ボランティアの育成を図ります。</li> <li>ポイ捨て等防止看板の設置など、地域と連携してまちの美化に関する意識を高めるための啓発を推進します。</li> </ul>	2203
<p>○ 空き地の適正管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地における空き地の適正管理を指導し、安全できれいなまちを維持します。</li> </ul>	2204
<p>○ 放置自転車の発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放置自転車の発生を抑制するための啓発に努めるとともに、自転車等整理区域における巡回指導を実施します。</li> </ul>	2205

## 基本目標3 豊かな自然環境の保全

### 指標・目標値

コード	指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)
31	豊かな自然環境が保たれている	73.6% (H28)	現状値以上
32	間伐面積 (累積)	6,537ha	9,500ha
33	森林体験参加者数 (年間人数)	2,563 人	2,150 人
34	エコファーマー*の認定者数	1,029 人	1,089 人



【森林体験】

## 施策一覧

施策テーマ	施策（具体的な取組み）	担当課	コード
3-1 生物多様性* の確保	○市域の自然環境に関する継続的な調査の実施と基礎情報の整備の推進	環境政策課	3101
	○市民への情報の提供と市民による調査の実施	環境政策課	3102
	◆外来生物*等対策事業	環境政策課	3103
	○飯綱高原の復元事業の継続的な実施とそれを活用した自然環境に親しめる場と機会の創出	環境政策課	3104
	○野生鳥獣被害の防止と対策の推進	いのしか対策課	3105
	◆希少動植物の保全・保護	環境政策課	3106
	○自然環境に配慮した適切な土地利用	都市計画課 環境政策課	3107
	○自然環境保全地域*の指定推進	環境政策課	3108
	◆妙高戸隠連山国立公園*の協働型管理運営*	環境政策課 観光振興課	3109
3-2 森林・農地の 保全と活用	○里山*の保全と利用の推進	環境政策課 森林整備課	3201
	◆森林の計画的な保全・整備・活用の推進	森林整備課	3202
	○保安林指定の推進	森林整備課	3203
	○森林の安定的かつ健全な利用の推進	森林整備課	3204
	○森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止	森林整備課 いのしか対策課	3205
	◆森林体験の促進	森林整備課	3206
	○農地による環境保全機能の維持・向上	農業政策課	3207
	○環境にやさしい農業の促進	農業政策課	3208

◆＝主要施策（今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策）

## 施策テーマ 3-1 生物多様性\*の確保

### ● 現状と課題

長野市は、豊かな自然にあふれ、市民の満足度も高い結果となっています。しかし、希少動植物の減少、特定外来生物\*の増殖、地球温暖化に伴う気候変動による植生の変化などにより、これらの豊かな自然が危惧されているため、生物多様性の確保に取り組む必要があります。

また、農作物に対する野生鳥獣被害も増加しており、適切な対策が必要です。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・野生動植物や身近な自然環境にふれあう機会を持ち、自然環境や生態系への理解と関心を深めます。
- ・地域での自然環境の保全活動や、自然観察会に積極的に参加します。
- ・地域の生態系を乱さないように外来生物\*被害予防三原則（入れない・捨てない・掘げない）を守りながら、積極的に駆除活動を実施します。
- ・地域での自然環境の状況について情報を提供します。
- ・地域に生息・生育する希少動植物や減少傾向にある動植物についての理解を深めます。
- ・希少動植物の生息・生育環境を悪化させる行為はしません。
- ・住宅の新築や木竹の伐採などに当たっては、各種法令及び各地域の計画を遵守し、周辺の自然環境に配慮します。

#### <事業者の取組指針>

- ・開発等に際し、周辺の自然環境との調和を図ります。
- ・豊かな自然を守るため、環境保全活動を積極的に行います。
- ・地域の生態系を乱さないように外来生物被害予防三原則（入れない・捨てない・掘げない）を守りながら、地域と連携して駆除活動を実施します。
- ・自然に親しめる場を保全・整備し、またそれらに関する情報の提供を行うとともに、関係機関や地域の専門家、市民団体などとの連携により観察会・学習会などの実施について検討します。
- ・地域に生息・生育する希少動植物や減少傾向にある動植物についての理解を深めます。
- ・希少動植物の生息・生育環境を悪化させる行為はしません。
- ・開発行為に当たっては「大切にしたい長野市の自然」（改訂版）を参照するなどして、希少動植物へ及ぼす影響を最小限にします。
- ・各種法令及び各地域の計画を遵守し、周辺の自然環境などに配慮した適切な開発を行います。

<市の取組（施策）>

施策	コード
<p>○ 市域の自然環境に関する継続的な調査の実施と基礎情報の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の幅広い自然環境について、自然環境保全推進委員制度*を活用して、計画的かつ継続的な調査を実施し、自然環境に関する基礎情報の整備を推進します。</li> </ul>	3101
<p>○ 市民への情報の提供と市民による調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に関する情報を「大切にしたい長野市の自然」（改訂版）や「長野市水生生物生息地図」を通じ、市民に提供します。また、市民参加による身近な自然環境調査の実施について検討します。</li> </ul>	3102
<p>◆ 外来生物*等対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生態系に影響を及ぼす外来生物について、講習会等を通じ、地域と連携した駆除を実施します。</li> <li>・アレチウリ*の駆除など、外来生物等に対する適切な対応について情報を市民に周知します。</li> </ul>	3103
<p>○ 飯綱高原の復元事業の継続的な実施とそれを活用した自然環境に親しめる場と機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯綱高原において、自然環境の保全、活用、復元などの技術について調査、研究を推進します。</li> <li>・飯綱高原の実験林を活用して、自然に親しめる場を保全・整備し、関係機関や地域の専門家、市民団体などとの連携により観察会・学習会などを実施します。</li> </ul>	3104
<p>○ 野生鳥獣被害の防止と対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や農作物等への野生動物による被害について、その状況を把握し、集落ぐるみで総合的な防止対策を推進します。</li> </ul>	3105
<p>◆ 希少動植物の保全・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内における希少動植物の分布状況を把握し、その保護方策について検討を行います。</li> <li>・公共工事等に際しては、希少動植物の生息・生育に影響がないよう配慮します。</li> </ul>	3106
<p>○ 自然環境に配慮した適切な土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の土地利用に係る各種計画及び関係法令等に基づき、周辺の自然環境と共生した土地利用を図ります。</li> </ul>	3107
<p>○ 自然環境保全地域*の指定推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に自然環境の保全が必要な地域については、自然環境保全地域に指定するなど、適切に対応します。</li> </ul>	3108

◆ 妙高戸隠連山国立公園\*の協働型管理運営\*

・平成 27 年 3 月に誕生した「妙高戸隠連山国立公園」の協働型管理運営（官民協働）を目指すため、環境省、林野庁、長野県、新潟県と長野市を含む 6 市町村、観光協会、民間事業者などで構成する連絡協議会において、同国立公園内の自然保護や観光振興に関する運営方針等を協議します。

3109

コラム：妙高戸隠連山国立公園誕生

平成 27 年 3 月 27 日に妙高戸隠連山国立公園が上信越高原国立公園から分離し、全国で 32 番目の国立公園として誕生しました。

妙高戸隠連山国立公園の特徴は、火山（飯縄山、黒姫山、妙高山など）と非火山（戸隠山、火打山、雨飾山など）が密集していることと、それらの山岳と点在する高原（飯綱高原、戸隠高原など）や湖沼（野尻湖など）が一体的な自然景観を作り出していることです。

長野市内では、飯綱高原、戸隠、鬼無里の一部が妙高戸隠連山国立公園の区域内となっています。これらの地域では、希少なものを含む様々な動植物を観察することができ、同じ場所でも季節ごとに違った姿を見せてくれます。



【大谷地湿原と飯縄山（春）】



【戸隠連峰（冬）】

## 施策テーマ 3-2 森林・農地の保全と活用

### ● 現状と課題

広大な森林と美しい農地は、長野市の自然環境を形成する重要な構成要素であるとともに、重要な産業として位置付けられています。

しかし、近年は林業や農業の衰退により、森林の荒廃や耕作放棄地の増加による環境保全機能の低下や生物多様性\*の減少が懸念されていることから、親しみの持てる森林づくりや遊休農地の利活用を図り、豊かな森林や農地を保全する必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・ 里山\*の保全に関する調査に参加・協力するとともに、下草刈りや間伐など里山を適正に管理する活動に参加します。
- ・ 地域で連携し、シカやイノシシなど鳥獣被害防止の対策を講じるとともに、有害な鳥獣を誘引しないための取組を実施します。
- ・ 森林の保全活動に参加し、森林の果たす環境保全機能や活用についての理解を深めます。
- ・ 農地の保全により、美しい農村環境を守ります。
- ・ 地場産の農産物を積極的に購入し、地産地消に貢献します。

#### <事業者の取組指針>

- ・ 下草刈りや間伐など、里山の保全活動に参加します。
- ・ 里山の保全活動を行う団体を支援します。
- ・ 森林の保全に努め、環境保全機能の向上に努めます。
- ・ 森林資源の積極的な利活用に努めます。
- ・ 環境にやさしい農業などの推進により環境にやさしく、より安全な農産物づくりに努めます。
- ・ 中山間地域の棚田や、盆地の田園などの維持に努め、農村景観を守ります。
- ・ ため池や用水などの水辺においては植栽、岩や礫などを利用して野生生物の生息・生育空間の創造に努めます。
- ・ 地場産の農産物を積極的に取り扱い、地産地消に貢献します。

<市の取組（施策）>

施策	コード
<p>○ 里山*の保全と利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・行政の協働により、暮らしに密接な関わりのある里山の保全策を検討します。</li> <li>・里山の整備に関わる民間団体・企業等の育成・支援を進めます。</li> <li>・里山に親しむ場と機会を創出し、里山の大切さを普及・啓発します。</li> </ul>	3201
<p>◆ 森林の計画的な保全・整備・活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長野市森林整備計画」に基づき、間伐等を適切に行うなど、計画的に森林の保全・整備・活用を推進します。</li> </ul>	3202
<p>○ 保安林指定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の保全と公益的機能を高めるため、公的管理を推進すべき森林の保安林指定を推進します。</li> </ul>	3203
<p>○ 森林の安定的かつ健全な利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の持つ多様な公益的機能を維持しつつ、林業の振興・活性化を促進するため、林道・林業専用道（旧作業道含む）の整備や、高性能林業機械の導入を図り、森林組合などと連携して、資源を持続的に利用します。</li> <li>・地域材の安定的な供給体制づくりと利活用を促進します。</li> </ul>	3204
<p>○ 森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫等の森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止対策を行います。</li> </ul>	3205
<p>◆ 森林体験の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくり体験など市民参加の機会を充実します。</li> </ul>	3206
<p>○ 農地による環境保全機能の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の保全により、美しい農村景観を守ります。</li> </ul>	3207
<p>○ 環境にやさしい農業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬や化学肥料などへの依存度を減らし、環境負荷の低減を目的とした環境にやさしい農業を促進します。</li> </ul>	3208

## 基本目標 4 豊かで快適な環境の創造

### 指標・目標値

コード	指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)
41	市民一人当りの都市公園面積 (都市計画区域内)	8.11 m <sup>2</sup>	9.19 m <sup>2</sup>
42	市内中小河川 9 河川の水質階級*	14 点 (H28)	11 点
43	歴史的まちなみや自然環境に調和 した景観が整備されている	57.2% (H28)	62.2%以上

## 施策一覧

施策テーマ	施策（具体的な取組み）	担当課	コード
4-1 身近な緑の保全と創出	◆市街地における緑の保全・創出の推進	公園緑地課	4101
	○緑のネットワーク*の形成推進	公園緑地課	4102
	○既存緑地の機能向上の検討	公園緑地課 環境政策課	4103
	○緑化義務基準の適切な運用	公園緑地課	4104
	○公共施設の緑化推進	公園緑地課	4105
	○民有地の緑化促進	公園緑地課	4106
	○保存樹木・樹林の保存	公園緑地課	4107
	○植栽木等への地域特性等を考慮した樹種の導入	公園緑地課	4108
	○地域住民と協働した緑地の維持管理の推進	公園緑地課	4109
4-2 良好な水辺とまちなみの保全と創出	○健全な水循環・水源のかん養機能*の保全	農業政策課 森林整備課 環境政策課	4201
	◆水辺の自然環境の保全、親水空間の復元・創出の推進	環境政策課 河川課 維持課	4202
	○家庭等からの雨水流出の抑制と水資源の有効利用	河川課	4203
	○「長野市景観計画」に基づく景観の保全	まちづくり推進課	4204
	○文化財の保存と環境整備の推進	文化財課	4205
	◆歴史的なまちなみ形成の推進	まちづくり推進課 文化財課	4206
	○自然景観の保全	環境政策課	4207
	○拠点をつなぐネットワークの充実によるコンパクトなまちづくりの推進	都市計画課 市街地整備課	4208

◆＝主要施策（今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策）

## 施策テーマ 4-1 身近な緑の保全と創出

### ● 現状と課題

地球温暖化や生物多様性\*の減少などの環境問題に対する市民の意識の高まりから、身近な緑の役割が注目されています。

身近な緑の保全と創出のため、市街地を中心に都市公園の整備や街路樹の植樹など、連続性のある緑のネットワーク\*を整備し、安全で安心して暮らせる環境をつくる必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・住宅において、花苗や庭木の植栽の管理に努め、身近な緑を増やします。
- ・地域で実施される身近な緑化活動に積極的に参加します。
- ・保存樹木や地域で親しまれている樹木、街路樹や公園の緑を大切にします。
- ・緑化イベントや講習会が開催される際は、積極的に参加します。

#### <事業者の取組指針>

- ・工場・事業所などにおいて、花苗や庭木の植栽の管理に努め、身近な緑を増やします。
- ・市街地において、壁面や屋上の緑化に努めます。
- ・開発の際はオープンスペース\*の確保や緑化を積極的に行います。
- ・道路沿いの緑化を積極的に行い、彩りと賑わいのあるまちなみの形成に協力します。
- ・地域で実施される身近な緑化活動に積極的に参加します。

#### <市の取組（施策）>

施策	コード
<b>◆ 市街地における緑の保全・創出の推進</b> ・「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、市街地における緑の保全・創出に向けた総合的な取組を推進します。	4101
<b>○ 緑のネットワークの形成推進</b> ・街路樹、緑道の整備やオープンスペースなどを活用した緑地の整備を推進し、緑豊かな公園などの緑の拠点とそれらを結ぶ連続性のあるの緑（沿道の街路樹や水路の緑など）で構成される緑のネットワークの形成を目指します。	4102

<p>○ 既存緑地の機能向上の検討</p> <p>・既存の公園緑地等を対象に、地球温暖化防止、生物多様性*の保全、防災の観点などから、現在有する機能をさらに向上させるための方策を検討します。</p>	4103
<p>○ 緑化義務基準の適切な運用</p> <p>・市内の緑化の現状・ニーズを考慮し、緑化義務基準の見直しを検討します。</p>	4104
<p>○ 公共施設の緑化推進</p> <p>・学校やその他の公共施設における緑化を推進します。</p>	4105
<p>○ 民有地の緑化促進</p> <p>・工場・事業所などにおける緑化への取組を促進するため、壁面・屋上緑化への補助制度の導入を検討します。</p>	4106
<p>○ 保存樹木・樹林の保存</p> <p>・保存樹木・樹林の指定や管理補助金の交付、保存樹木などの地図・冊子などの作成を検討するとともに、緑の大切さの啓発を推進します。</p>	4107
<p>○ 植栽木等への地域特性等を考慮した樹種の導入</p> <p>・公共施設や街路樹の植栽として、地域特性や維持管理の特性を考慮した樹種を導入します。</p>	4108
<p>○ 地域住民と協働した緑地の維持管理の推進</p> <p>・地域住民や関係団体との協働による公園や街路樹などの適切な維持管理を推進します。</p>	4109



【春の篠ノ井中央公園 フラワーガーデン】

## 施策テーマ 4-2 良好な水辺とまちなみの保全と創出

### ● 現状と課題

長野市には、千曲川や犀川などの大河川や、市内を流れる中小河川や農業用水路、さらには市内各所にある湧水などの良好な水辺があります。一方、善光寺周辺や松代地区など、歴史あるまちなみに代表されるように、良好な景観を維持したまちなみがあります。

市民が快適に生活するため、これらの良好な水辺とまちなみの保全と創出に努める必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・水田等の農地を保全し、水源のかん養機能\*を維持します。
- ・雨水貯留施設\*を設置することにより、治水対策に協力し、雨水を有効利用します。
- ・地下水の保全のため、自己所有地内における、雨水の地下浸透に協力します。
- ・身近な親水空間を大切にし、河川、池沼及び湧水の維持管理に協力します。
- ・良好な景観形成に関心を持ち、住まい周辺の景観の維持及び向上に努めます。
- ・個人の住宅もまちなみを構成する要素であるという認識のもと、家屋の維持管理に努めます。また、新築・改築などの際は周辺の景観との調和に努めます。
- ・地域で親しまれている身近な歴史・文化遺産を再確認し、地域ぐるみでその保全に努めます。
- ・コンパクトなまちづくりの考え方とその必要性を理解し、市の進める都市づくりに協力します。

## <事業者の取組指針>

- ・雨水貯留施設\*を設置することにより、治水対策に協力し、雨水を有効利用します。
- ・地下水の保全のため、駐車場などを舗装する場合は浸透性舗装を検討するなど、事業所敷地内における雨水の地下浸透に協力します。
- ・地下水の汲み上げは必要以上に行わず、地下水量の確保に協力します。
- ・水辺に近接して施設を整備する場合は、水辺へのアクセスや河畔林の保全に努めるとともに、緑化の際は河岸と林との連続性に配慮します。
- ・身近な親水空間を大切にし、河川、池沼及び湧水の維持管理に協力します。
- ・建築物などの建築等の際は、地域の景観形成に寄与するよう、意匠や色彩などに配慮します。
- ・地域の景観形成市民団体の協定などに参加します。
- ・屋外広告物については周辺の景観との調和に努めます。
- ・開発の際は、文化財、保存樹木・樹林などに限らず、地域に親しまれている歴史的・文化的資源の保全に努めます。
- ・歴史的・文化的建造物の周辺で施設などを建設する際は、外観などが周辺の景観と調和するよう配慮します。
- ・コンパクトなまちづくりの考え方とその必要性を理解し、市の進める都市づくりに協力します。

## <市の取組（施策）>

施策	コード
<p>○ 健全な水循環・水源のかん養機能*の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田等の農地や森林を保全し、山地災害の防止や水源のかん養機能を維持します。</li> <li>・地下水の保全のため、地下水位の監視や揚水量の監視・指導を行います。</li> <li>・湧水の保全のため、地下水質の監視を行い、環境汚染の防止に努めます。</li> </ul>	4201
<p>◆ 水辺の自然環境の保全、親水空間の復元・創出の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千曲川、犀川、裾花川などの一級河川については、国や県などの関係機関との連携と協力により、良好な水辺空間を創出します。</li> <li>・市民・事業者による水辺の清掃や維持管理活動に対する支援を充実し、良好な水辺環境の維持管理を促進します。</li> <li>・良好な水辺環境を保全・復元し、市民が自然に親しむことのできる生態系豊かな親水空間の創出を検討します。</li> </ul>	4202
<p>○ 家庭等からの雨水流出の抑制と水資源の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や事業者における雨水流出の抑制と水資源の有効利用のため、雨水貯留施設の普及を促進します。</li> </ul>	4203

<p>○ 「長野市景観計画」に基づく景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長野市の景観を守り育てる条例」に基づく「長野市景観計画」を適切に運用して、大規模な建築行為等に対する景観誘導や屋外広告物の適正化など、市域景観を保全します。</li> <li>・良好な景観形成に対する市民や事業者の自主的な取組を支援します。</li> <li>・景観協定の締結を支援・指導します。</li> </ul>	4204
<p>○ 文化財の保存と環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に点在する指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物等）などの保存・修復、維持管理・活用及び周辺地域を含めた環境整備を行います。</li> <li>・文化財保護法や条例に基づく、新たな文化財の指定や登録を行います。</li> </ul>	4205
<p>◆ 歴史的なまちなみ形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長野市歴史的風致維持向上計画」に基づき、善光寺周辺、戸隠神社中社・宝光社周辺及び松代城下町の歴史的景観に調和したまちなみを形成するため、「街なみ環境整備事業」による整備を進めるとともに、「長野市伝統環境保存条例」及び「長野市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、指定地区の伝統的まちなみなどの保存活動に助成を行います。</li> </ul>	4206
<p>○ 自然景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や自然環境保全推進委員等との連携・協働により、地域に親しまれている優れた自然景観の保全を図ります。</li> </ul>	4207
<p>○ 拠点をつなぐネットワークの充実によるコンパクトなまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトなまちづくりの考えを取り入れ環境負荷の少ない都市づくりを推進します。</li> <li>・土地区画整理事業*などをはじめとする市街地開発事業により、環境に配慮しながら、既存市街地の再生を図り、快適な都市環境の創出に努めます。</li> </ul>	4208

## 基本目標5 低炭素社会\*の実現

### 指標・目標値

コード	指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)
51	温室効果ガス*年間排出量	2,024,120 t- CO <sub>2</sub> (H24)	1,878,400 t- CO <sub>2</sub>
52	市民一人1日あたりの温室効果ガス排出量	14.55kg- CO <sub>2</sub>	14.08kg- CO <sub>2</sub>
53	太陽光発電設備規模 (累計)	100,446kW	160,000kW
54	木質バイオマス*燃料需要量(灯油換算 (ℓ))	180,120ℓ	330,000ℓ
55	再生可能エネルギーによる電力自給率* (発電設備容量) (%)	39.1% (H26)	60.0%



【大岡浅刈小水力発電所】

## 施策一覧

施策テーマ	施策（具体的な取組み）	担当課	コード
5-1 省エネルギーの推進	○公共施設の省エネルギー化の推進	環境政策課	5101
	○公用車への低公害車*の導入推進	管財課	5102
	◆家庭での省エネルギー行動の啓発推進	環境政策課	5103
	◆事業者の省エネルギー活動の啓発推進	環境政策課 生活環境課	5104
	○省エネ住宅・省エネビルの普及促進	環境政策課	5105
	○省エネ機器や次世代自動車の普及促進	環境政策課	5106
	◆省エネルギーに向けた全市的な取組の推進	環境政策課	5107
	○モビリティ・マネジメント*の実施と公共交通機関の利用促進	交通政策課	5108
	○公共交通機関の整備と確保・維持	交通政策課	5109
	○サイクル&ライド*の促進	交通政策課	5110
	○コンパクトなまちづくりを支える交通整備	道路課 都市計画課	5111
5-2 再生可能エネルギー*の活用と地産地消	◆住宅及び事業所への再生可能エネルギー導入促進	環境政策課	5201
	◆公共施設に対する再生可能エネルギーの導入推進	環境政策課 教育委員会総務課	5202
	◆地域環境に配慮したバイオマス資源の供給体制の整備及び需要拡大の推進	環境政策課	5203
	◆一般廃棄物の発電・熱利用の推進	生活環境課	5204
	◆再生可能エネルギーの普及啓発の推進	環境政策課	5205
5-3 森林等によるCO <sub>2</sub> 吸収の促進	◆森林の計画的な保全・整備・活用の推進（再掲）	森林整備課	(3202)
	○保安林指定の推進（再掲）	森林整備課	(3203)
	○森林の安定的かつ健全な利用の推進（再掲）	森林整備課	(3204)
	○森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止（再掲）	森林整備課 いのしか対策課	(3205)
	◆森林体験の促進（再掲）	森林整備課	(3206)
	◆市街地における緑の保全・創出の推進（再掲）	公園緑地課	(4101)

5-3 森林等による CO <sub>2</sub> 吸収の促進	○緑のネットワーク*の形成推進（再掲）	公園緑地課	(4102)
	○既存緑地の機能向上の検討（再掲）	公園緑地課 環境政策課	(4103)
	○緑化義務基準の適切な運用（再掲）	公園緑地課	(4104)
	○公共施設の緑化推進（再掲）	公園緑地課	(4105)
	○民有地の緑化促進（再掲）	公園緑地課	(4106)
	○保存樹木・樹林の保存（再掲）	公園緑地課	(4107)
	○植栽木等への地域特性等を考慮した樹種の導入（再掲）	公園緑地課	(4108)
	○地域住民と協働した緑地の維持管理の推進（再掲）	公園緑地課	(4109)

◆＝主要施策（今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策）



【中心市街地循環バス「電動ぐるりん号」】

## 施策テーマ5-1 省エネルギーの推進

### ● 現状と課題

長野市では、様々な省エネルギーに関する施策を展開し、市民や事業者の取組への支援、公共施設における省エネの推進に取り組んでいます。しかし、市民の関心は高いものの、実際の省エネ行動への取組にはつながりにくく、市域の温室効果ガス\*排出量の顕著な減少には至っていません。

市域では特に業務部門・家庭部門からの排出量が多いことから、今後は、事業所や家庭において具体的な省エネ行動につながる取組を推進するとともに、交通機関やまちづくりにおいても、エネルギー効率を改善していく必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・省エネルギーに対する高い意識を持ってライフスタイルを見直し、家庭での節電や節水など、省エネルギー行動に取り組めます。
- ・住宅の新築・改築時には、エネルギー消費の抑制に配慮した構造を採用するように努めます。
- ・家電製品や自家用車などを選ぶ際、エネルギー利用の効率に配慮します。
- ・家庭におけるエネルギー使用の「見える化」\*に努めます。
- ・マイカーを利用する機会を抑制し、徒歩・自転車や公共交通機関を利用します。

#### <事業者の取組指針>

- ・環境マネジメントシステム\*を導入し、事業所での節電や節水など、省エネルギー行動を推進します。
- ・オフィスビル建設時等には、エネルギー消費の抑制に配慮した構造を採用するように努めます。
- ・エネルギー利用の効率化を図るため、省エネ設備・機器の導入を推進します。
- ・事業用自動車の購入や利用の際には次世代自動車をはじめとする低燃費車を積極的に選びます。
- ・マイカー通勤を自粛又は抑制し、徒歩・自転車や公共交通機関を利用します。
- ・自動車の運転はエコドライブ\*に努めるとともに、効率的な輸送・配送方法に改善します。
- ・より多くの人達が利用する交通手段とするため、公共交通機関の利便性の向上を図ります。

## ＜市の取組（施策）＞

施策	コード
<p><b>○ 公共施設の省エネルギー化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市環境マネジメントシステム*に基づき、公共施設のエネルギー使用量の把握や、省エネルギー行動を推進し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づく削減義務の達成を目指します。</li> <li>・公共施設について省エネルギー改修や省エネルギー設備の導入に積極的に取り組みます。</li> </ul>	5101
<p><b>○ 公用車への低公害車*の導入推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車に低公害車を計画的に導入します。</li> </ul>	5102
<p><b>◆ 家庭での省エネルギー行動の啓発推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での省エネルギー行動に向けて、環境家計簿の普及などにより、一層の啓発を進めます。</li> <li>・こまめな消灯、冷暖房温度の適正化等の具体的な行動例や効果を示した啓発を推進します。</li> </ul>	5103
<p><b>◆ 事業者の省エネルギー活動の啓発推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ながのエコ・サークル*の対象に地球温暖化対策活動を含めるなど、制度の拡大を検討し、事業者の環境保全活動を促進します。</li> <li>・クールビズ・ウォームビズ、冷暖房温度の適正化等の具体的な活動例や効果を示した啓発を推進します。</li> </ul>	5104
<p><b>○ 省エネ住宅・省エネビルの普及促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高断熱・高气密等で省エネルギー性能の向上を図る住宅、オフィスの建設を促進するため啓発を推進します。</li> <li>・省エネリフォームを促進するため啓発を推進します。</li> </ul>	5105
<p><b>○ 省エネ機器や次世代自動車の普及促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用の「見える化」*や省エネルギー行動の啓発を推進するとともに、省エネルギー設備の普及を促進します。</li> <li>・LED照明、家庭用燃料電池*、省エネ家電、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）等の普及を促進します。</li> </ul>	5106
<p><b>◆ 省エネルギーに向けた全市的な取組の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市地球温暖化防止活動推進センター*等とともに、エネルギー使用の「見える化」を図る取組等を実施し、省エネルギー行動の推進を図ります。</li> <li>・アイドリングストップや急加速、急停止の抑制など、エコドライブ*を推進します。</li> <li>・電力需要のピークカット*等による効果的な省エネルギー施策について検討します。</li> </ul>	5107

<p>○ モビリティ・マネジメント*の実施と公共交通機関の利用促進</p> <p>・県下一斉ノーマイカー通勤ウィークの参加事業者数の増加に向けたPRを行うとともに、マイカー通勤自粛や相乗り通勤を呼びかけます。また、公共交通を「乗って残す」ために利用促進の啓発を行います。</p>	5108
<p>○ 公共交通機関の整備と確保・維持</p> <p>・市民の移動手段を確保するため、必要なバス路線の維持に努めるとともに、乗合タクシー等の運行を支援します。また、交通空白地域・交通不便地域の解消を図るため、循環バスや乗合タクシー等の導入を検討します。</p>	5109
<p>○ サイクル&amp;ライド*の促進</p> <p>・サイクル&amp;ライド（自転車等から公共交通機関への乗継）を促進するため、駐輪場の整備などを進めます。</p>	5110
<p>○ コンパクトなまちづくりを支える交通整備</p> <p>・交通渋滞の解消や沿道騒音防止のため、計画的な道路・バイパスの整備、駐車場の整備などを推進します。また、市街地では、まちづくりと一体となった歩行者優先道路などの整備を推進していきます。</p>	5111

コラム：今すぐできる省エネルギーに向けた取組紹介

家庭でできるCO<sub>2</sub>削減の取組



◆冷暖房は必要なときだけつける  
（エアコンの使用を1日1時間短縮）  
⇒【夏】△0.029kg/日、【冬】△0.062kg/日  
◆冷暖房の温度設定を夏28℃、冬20℃に  
⇒【夏】△0.046kg/日、【冬】△0.081kg/日



◆冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない  
⇒△0.067kg/日

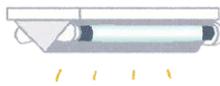
◆エコドライブ（ふんわりアクセル<sup>#1</sup>、加減速の少ない運転、アイドリングストップ）  
⇒△0.828kg/日



#1：発進時5秒で20km/h程度の加速

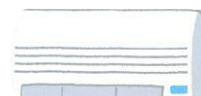
事業所でできるCO<sub>2</sub>削減の取組<sup>#2</sup>

#2：建物全体に対する節電効果として



◆執務エリアや店舗の照明を半分程度に調節する  
オフィスビル ⇒【夏】△13%、【冬】△8%  
卸・小売店舗 ⇒【夏】△13%、【冬】△10%

◆冷暖房の設定を適切に行う（夏28℃、冬19℃）  
オフィスビル ⇒【夏】【冬】ともに△4%  
卸・小売店舗 ⇒【夏】△4%、【冬】△8%



## 施策テーマ5-2 再生可能エネルギー\*の利活用と地産地消

### ● 現状と課題

太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス\*の排出を削減する上で重要な役割を果たします。長野市においては、補助金等による設備導入への支援、公共施設への積極的な導入など、再生可能エネルギーの利活用に取り組んできました。

今後、さらに導入拡大を図る取組を継続するとともに、緊急時の電源確保といった災害対策や、地域振興にもつながる地域のエネルギーを地域で活用する取組が必要です。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・太陽光発電システムやペレットストーブ\*など、身近な再生可能エネルギーを利用し、低炭素な暮らしを推進します。
- ・市の再生可能エネルギー普及促進のイベント・プロジェクトに積極的に参加・協力します。

#### <事業者の取組指針>

- ・太陽光発電システムやペレットボイラーなど、身近な再生可能エネルギーを活用し、低炭素な事業活動を推進します。
- ・市の再生可能エネルギー普及促進のイベント・プロジェクトに積極的に参加・協力します。
- ・カーボンオフセット\*や排出量取引\*などの制度を積極的に活用し、自社が排出する温室効果ガスの削減や、自社の有する環境価値のクレジット化\*などに取り組めます。

#### <市の取組（施策）>

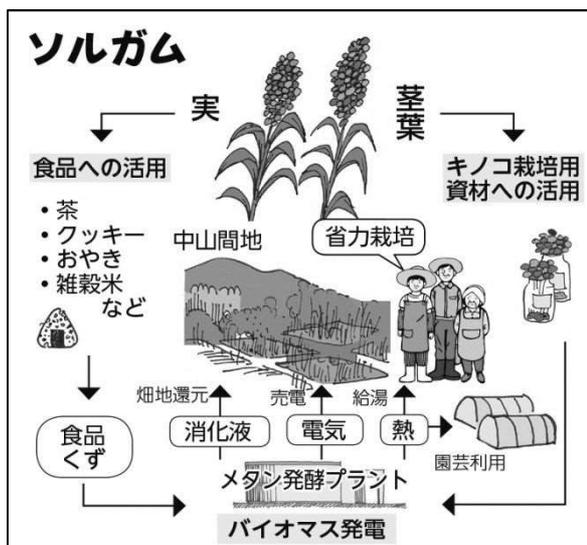
施策	コード
<p>◆ 住宅及び事業所への再生可能エネルギー導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭への再生可能エネルギー導入促進のため、太陽光・太陽熱を利用したシステムの設置補助を行うとともに、他のエネルギー設備等の導入支援についても検討します。</li><li>・事業所への再生可能エネルギー導入促進のための情報提供や支援等について検討します。</li></ul>	5201

<p>◆ 公共施設に対する再生可能エネルギー*の導入推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設においては、太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用、地中熱利用等の再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。</li> <li>バイオマス発電による電力を購入し、エネルギーの地産地消を推進します。</li> </ul>	5202
<p>◆ 地域環境に配慮したバイオマス資源の供給体制の整備及び需要拡大の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>せん定枝などのバイオマス資源の利活用を促進します。</li> <li>間伐材等による木質ペレット等の生産・供給といった地域のバイオマス資源の利活用を推進するとともに、新たな利活用方法を検討します。</li> <li>協議会組織を活用してバイオマスエネルギーの利用促進を図ります。</li> </ul>	5203
<p>◆ 一般廃棄物の発電・熱利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に建設が予定されているごみ焼却施設に廃棄物発電・熱利用システムを導入し、廃棄物エネルギー*の活用を図ります。</li> </ul>	5204
<p>◆ 再生可能エネルギーの普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに関する情報を提供し、長野市地球温暖化防止活動推進センター*等とともに、その普及や適正な導入に関する啓発を推進します。</li> </ul>	5205

### コラム：新たなバイオマス資源作物「ソルガム」の利活用調査

ソルガムはイネ科の穀物で、実は食物に、茎葉はキノコの培地に使用した後、さらに廃培地をメタン発酵させてエネルギーにするなど、多段階の活用が可能な資源作物です。

ソルガムの活用による新たな事業モデルの創出を目指し、信州大学と共同で本事業に取り組んでいます。（平成 28 年度末時点）



【ソルガムの循環利活用イメージ】



【ソルガムの実】



【ソルガムの茎葉入り培地で栽培したエノキタケ】

## 施策テーマ5-3 森林等によるCO<sub>2</sub>吸収の促進

### ● 現状と課題

地球温暖化対策には、温室効果ガス\*の排出削減とともに、排出された二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を森林等によって吸収させることも重要です。市域の約6割は森林であり、吸収源としての機能を確保し続けていく必要があります。

森林等によるCO<sub>2</sub>の吸収の促進は、温暖化対策だけでなく、自然環境の保全や都市緑化、地域産木材やエネルギーとしての地域資源活用による産業振興など、他の課題への取組とあわせて進めていく必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・森林の保全活動に参加し、森林の果たす環境保全機能や活用についての理解を深めます。(再掲：施策テーマ3-2)
- ・地域産木材を使用した住宅・製品の購入や、木質バイオマス\*燃料の利用に努めます。

#### <事業者の取組指針>

- ・工場・事業所などの緑化により、CO<sub>2</sub>吸収とヒートアイランド\*対策に協力します。
- ・森林の保全活動に取り組みます。
- ・地域産木材をはじめとする林産物の利活用に努めます。

#### <市の取組(施策)>

施策	コード
◆ 森林の計画的な保全・整備・活用の推進(再掲) ・「長野市森林整備計画」に基づいて、間伐等を適切に行うなど、計画的に森林の保全・整備・活用を進めます。	(3202)
○ 保安林指定の推進(再掲) ・森林の保全と公益的機能を高めるため、公的管理を推進すべき森林の保安林指定を進めます。	(3203)
○ 森林の安定的かつ健全な利用の推進(再掲) ・森林の持つ多様な公益的機能を維持しつつ、林業の振興・活性化を促進するため、林道・林業専用道(旧作業道含む)の整備や、高性能林業機械の導入を図り、森林組合などと連携して、資源を持続的に利用します。 ・地域材の安定的な供給体制づくりと利活用を促進します。	(3204)

○ 森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止（再掲） ・松くい虫等の森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止対策を行います。	(3205)
◆ 森林体験の促進（再掲） ・森づくり体験など市民参加の機会を充実します。	(3206)
◆ 市街地における緑の保全・創出の推進（再掲） ・「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、市街地における緑の保全・創出に向けた総合的な取組を推進します。	(4101)
○ 緑のネットワーク*の形成推進（再掲） ・街路樹、緑道の整備やオープンスペース*などを活用した緑地の整備を推進し、緑豊かな公園などの緑の拠点とそれらを結ぶ連続性のある緑（沿道の街路樹や水路など）で構成される緑のネットワークの形成を目指します。	(4102)
○ 既存緑地の機能向上の検討（再掲） ・既存の公園緑地等を対象に、地球温暖化防止、生物多様性*の保全、防災の観点などから、現在有する機能をさらに向上させるための方策を検討します。	(4103)
○ 緑化義務基準の適切な運用（再掲） ・市内の緑化の現状・ニーズを考慮し、緑化義務基準の見直しを検討します。	(4104)
○ 公共施設の緑化推進（再掲） ・学校やその他の公共施設における緑化を推進します。	(4105)
○ 民有地の緑化促進（再掲） ・工場・事業所などにおける緑化への取組を促進するため、壁面・屋上緑化への補助制度の導入を検討します。	(4106)
○ 保存樹木・樹林の保存（再掲） ・保存樹木・樹林の指定や管理補助金の交付、保存樹木などの地図・冊子などの作成を検討するとともに、緑の大切さの啓発を推進します。	(4107)
○ 植栽木等への地域特性等を考慮した樹種の導入（再掲） ・公共施設や街路樹の植栽として、地域特性や維持管理の特性を考慮した樹種を導入します。	(4108)
○ 地域住民と協働した緑地の維持管理の推進（再掲） ・地域住民や関係団体との協働による公園や街路樹などの適切な維持管理を推進します。	(4109)

## 基本目標 6 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進

### 指標・目標値

コード	指標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)
61	環境保全活動参加者数	3,766 人	4,700 人
62	環境学習会年間参加者数	5,104 人	5,200 人

### 施策一覧

施策テーマ	施策 (具体的な取組み)	担当課	コード
6-1 市民・事業者・行政の協働の仕組 みづくり	◆「アジェンダ 21 ながのー環境行動計画ー」* のプロジェクトの推進	環境政策課	6101
	○NPO、事業者などへの支援及び協働体制の 整備	環境政策課	6102
	○企業の環境保全活動への支援	環境政策課	6103
	○環境情報の把握・集約と市民等への提供	環境政策課	6104
	○市民の環境意識の把握	環境政策課 広報広聴課	6105
	○地球温暖化に対する適応策*の体系化に向け た関係機関との連携	環境政策課	6106
6-2 環境教育及 び環境学習の 推進	◆学校教育等における環境教育・環境学習の推 進	環境政策課 学校教育課 生活環境課	6201
	○市民を対象とした環境教育・環境学習の推進	環境政策課 家庭・地域学びの課	6202
	○事業所を対象とした環境教育・環境学習の推 進	環境政策課	6203
	○環境情報の発信拠点の充実	環境政策課 生活環境課	6204
	○地域における継続的な環境学習を推進する ための体制の検討	環境政策課	6205

◆＝主要施策(今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策)

## 施策テーマ 6-1 市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり

### ● 現状と課題

長野市では、ながの環境パートナーシップ会議\*をはじめとして、市民・事業者・行政の三者が協働して実施する環境保全活動を推進しています。

今後もこれらの取り組みの推進を継続するとともに、さらなる活性化を図る必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・地域の様々な環境保全活動や、ながの環境パートナーシップ会議などに積極的に参加・協力します。
- ・活動団体や個人の環境保全の取組に関する情報を発信するとともに、他団体等の活動の情報を受信し、環境情報の共有を図ります。

#### <事業者の取組指針>

- ・地域の様々な環境保全活動や、ながの環境パートナーシップ会議などに積極的に参加・協力・支援を行います。
- ・事業活動の一部（資源リサイクルや配送など）の共同化など、同業種、異業種間での環境保全に向けた連携、協力を進めます。
- ・事業活動内容や環境への負荷の状況（廃棄物、有害物質などの排出、エネルギーの使用など）や環境監視の結果を公表します。
- ・環境保全への取組内容、新しい環境保全の技術などについて、積極的に情報を公開します。

#### <市の取組（施策）>

施策	コード
◆ 「アジェンダ 21 ながのー環境行動計画ー」*のプロジェクトの推進 ・ながの環境パートナーシップ会議による、「アジェンダ 21 ながのー環境行動計画ー」のプロジェクトを推進します。	6101

<p>○ <b>NPO、事業者などへの支援及び協働体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO、事業者などの環境保全を推進する団体・組織の活動を支援します。</li> <li>・ 各主体が協働するための体制を整備します。</li> </ul>	6102
<p>○ <b>企業の環境保全活動への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境マネジメントシステム*に関する情報の提供及び導入支援を行います。</li> <li>・ 企業が地域貢献活動やビジネスとして環境保全活動に取り組むために必要な情報を提供します。</li> </ul>	6103
<p>○ <b>環境情報の把握・集約と市民等への提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の環境の現況、施策の取組の状況や、環境の基礎的情報など、取組の支援につながる情報の収集・提供の体制を整備します。</li> <li>・ 体系的な環境情報データベース化や環境情報を整理し、環境学習コーナーを積極的に活用します。</li> </ul>	6104
<p>○ <b>市民の環境意識の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まちづくりアンケート」などを通して、市民の環境意識を把握します。</li> <li>・ インターネットによる市民などの要望・提案の施策への反映や地域情報の収集を推進します。</li> </ul>	6105
<p>○ <b>地球温暖化に対する適応策*の体系化に向けた関係機関との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化の影響に対する適応のために必要な情報収集と分析を行います。</li> <li>・ 市として行うべき適応策について、関係機関と連携しながら検討を行うとともに、その体系化を図ります。</li> </ul>	6106

## 施策テーマ 6-2 環境教育及び環境学習の推進

### ● 現状と課題

長野市では、学校における授業やイベント、市民講座などを通じて、市民の環境教育の充実と環境学習への参加を促進しています。

市民の環境教育や環境学習への関心をより一層高めるため、体験学習などの場の提供や機会をさらに充実させる必要があります。

### ● 取組の内容

#### <市民の取組指針>

- ・環境教育や環境学習に関わる活動へ積極的に参加し、環境への関心・理解を深めます。
- ・家庭内で環境問題について話し合う機会をつくり、また自然とふれあう体験活動などを通じて環境保全について理解と関心を深めます。
- ・環境教育や環境学習を推進するため専門的な知識を学び、環境のための活動を指導できるよう研修会等に積極的に参加します。

#### <事業者の取組指針>

- ・事業活動を通じた環境保全活動の経験を活かし、環境教育や環境学習に役立つ情報を積極的に提供します。
- ・従業員に対する環境教育を進めるとともに、ボランティア休暇の設定など、環境保全活動への参加を奨励します。
- ・環境教育・環境学習を行う人材の育成、支援に努めます。

#### <市の取組（施策）>

施策	コード
<p>◆ 学校教育等における環境教育・環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境に関する総合的な機会を提供するため、小中学校での環境教育・環境学習を推進します。</li><li>・子どもたちが環境について考え、参加する機会として「長野市環境こどもサミット」を開催します。</li><li>・チラシや副読本等を活用し、幼児期や学童期の環境教育を推進します。</li><li>・高校や大学と連携した環境調査や啓発活動等の研究を検討します。</li></ul>	6201

<p>○ 市民を対象とした環境教育・環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象として、幅広い分野での継続的な環境教育・環境学習を推進します。</li> <li>・各種環境観察会の充実を図るとともに、自然とのふれあいや体験学習の場と機会の提供を推進します。</li> <li>・こどもエコクラブ*など環境活動団体の活動を支援します。</li> </ul>	6202
<p>○ 事業者を対象とした環境教育・環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者を対象とした、継続的な環境教育・環境学習を推進します。</li> </ul>	6203
<p>○ 環境情報の発信拠点の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報を発信するための拠点として、環境学習コーナーの充実を図ります。</li> <li>・長野市地球温暖化防止活動推進センター*において、地球温暖化対策の学習会を開催し、エネルギーの適正利用の啓発活動を推進します。</li> <li>・長野市清掃センター等の施設見学を推進します。</li> </ul>	6204
<p>○ 地域における継続的な環境学習を推進するための体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止活動推進委員等、専門的知識を有する人やボランティア、環境保全団体などと連携しながら、地域における継続的な活動を行うための体制づくりを推進します。</li> </ul>	6205



【環境学習会「夏の川遊び」】

## 第5章 地域区分別の環境配慮指針

本市では、気候、土地利用、歴史、産業、自然環境その他の環境特性が各地域により異なることから、その特性に合わせた細やかな取組を展開する必要があります。

本章では、豊かで快適な環境を確保しつつ、持続可能で活力ある地域を目指すために、土地利用別に区分した各地域の環境配慮指針について示します。

### 1 地域区分の考え方

長野市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針に基づき、地域区分を設定します。

表5-1 及び図5-1 に示すとおり、8地域とします。

表 5-1 本計画における地域区分

本計画における地域区分	土地利用区分	該当地域
①市街地中心部	中心商業・業務複合地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な都市核〔長野地区中心市街地〕</li> <li>・地域商業などの拠点〔篠ノ井、松代、北長野〕</li> </ul>
②周辺市街地	複合市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地中心部に接する地域で住宅と商業、工業等が複合しているエリア（鶴賀、中御所等）や駅周辺の市街地（豊野、川中島等）</li> <li>・幹線道路沿線等（稲里、檀田等）</li> </ul>
	一般住宅地	市街地周辺の住宅主体の地域（三輪、吉田、古牧、芹田、川中島・篠ノ井などの一部等）
③市街地縁辺部	専用住宅地	戸建ての住宅が主体で良好な住環境が確保されている地域（安茂里、浅川、若槻、朝陽、篠ノ井・川中島の周辺部等）
	工業地	工場や流通施設などの産業施設の集積地（石渡・北尾張部地区、南長池・北長池地区、篠ノ井岡田地区、大豆島地区）
④平地部の集落地	田園居住地	市街化調整区域*内の農業的土地利用と居住が複合している地域
⑤中山間地域の集落地	中山間地域	山間部や丘陵部にあり、豊かな自然と農林業の生産空間と集落が点在している地域。（都市計画区域外）
⑥高原住宅、観光拠点など	高原住宅・レクリエーション地	飯綱高原の良好な自然に囲まれた高原型居住地 自然環境と共存した自然・レクリエーション地域
⑦森林、自然公園など	森林・自然公園	妙高戸隠連山国立公園*区域をはじめとする山岳、森林、湖沼等（良好な景観の保全、水資源の供給、災害防止等の面で重要な地域）
⑧河川沿川地域		千曲川、犀川の河川敷等を含む沿川地域

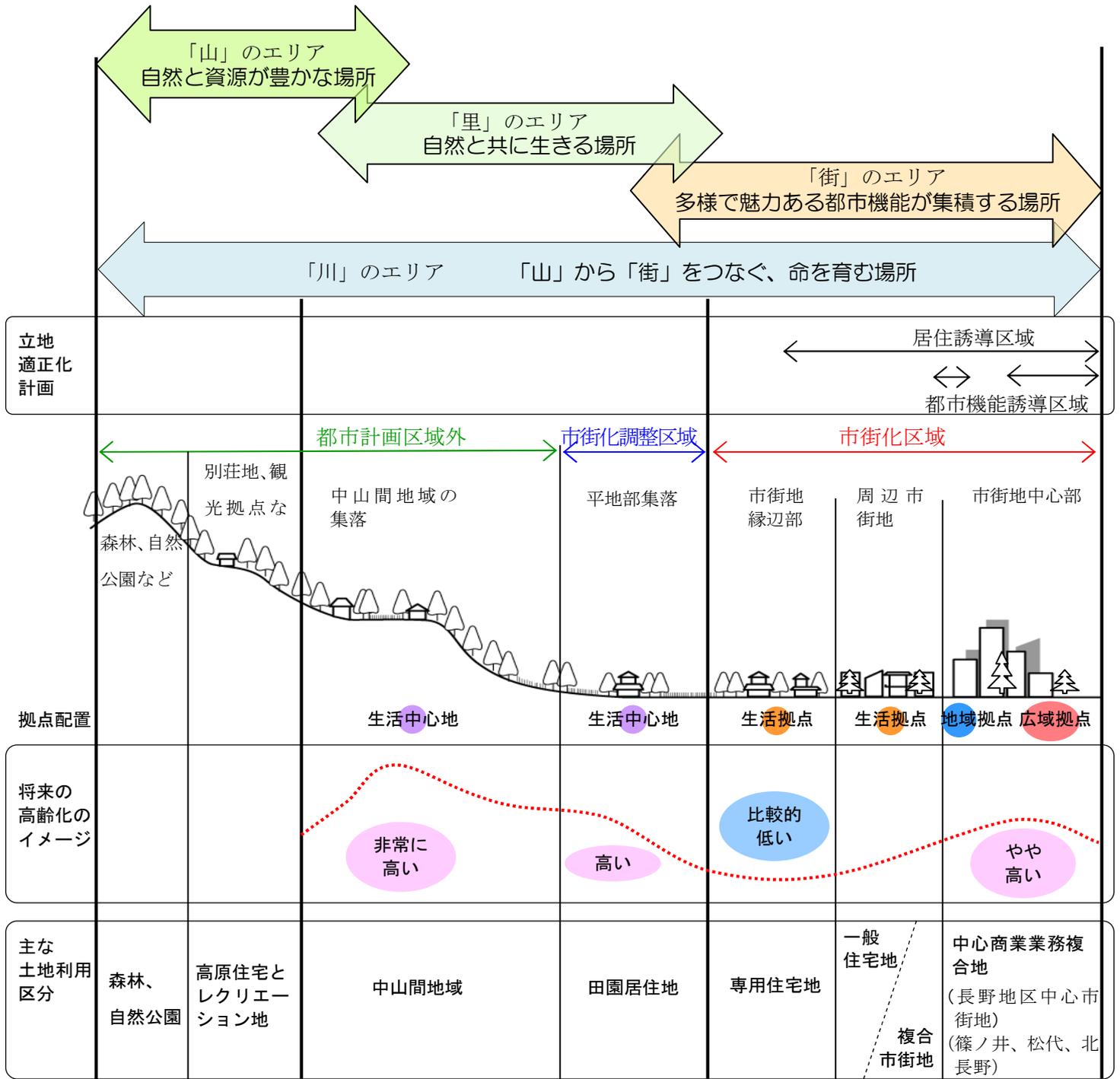


図 5-1 エリアイメージと地域区分

## 2 地域区分別の取組の指針の対象

本章における指針は、該当地域の住民、事業者（現在事業所がある、又は将来的に事業展開する可能性のある事業者）、行政を対象としています。

### 3 各地域の環境配慮指針

#### < 市街地中心部 >



(1) 該当地域（中心商業・業務複合地）

広域的な都市核（長野地区中心市街地）

地域商業などの拠点（篠ノ井、松代、北長野）

(2) 地域の概況

都市活動や生活の中心となる広域拠点や地域拠点では、善光寺とその周辺地区のまちなみや、武家屋敷など歴史的まちなみが残る松代など、貴重な歴史的資源や景観が多く存在します。

商業や業務の複合地であり、多くの飲食店舗や事業所があります。

(3) 地域の環境課題

ア 観光地や駅周辺における空き缶・たばこの吸い殻等のポイ捨ては、環境美化に対する意識の高まりはあるものの増加傾向にあり、啓発活動など対策が必要です。

イ 地域内の緑は散在しており、公園の植栽や社寺林、街路樹などもありますが、その多くは住宅の庭や事業所の植栽です。しかし、中心市街地では建物が密集しており、緑被地の確保が難しく、緑が不足しており、計画的な都市公園などの整備が必要です。

ウ 中心市街地の空洞化や高層の建築物等がまちなみに与える影響や、歴史的建築物の保存などまちなみに調和のとれた景観の形成と保全が求められます。

エ 飲食店舗や事業所からのごみの排出や騒音など近隣周辺の環境悪化を、招かないよう配慮する必要があります。

オ 生活道路や駅周辺の放置自転車への対策など自転車を快適に利用できるまちづくりが必要です。

(4) 課題解決に向けた取組の指針

ア ポイ捨てなどの防止に向けた意識啓発及び指導を推進し、ゴミゼロ運動を促進します。

【関連施策】2203 ◆まちの美化の推進

イ 市街地における緑の保全・創出に向けた総合的な取組を推進します。

【関連施策】4101 ◆市街地における緑の保全・創出の推進

4102 ○緑のネットワーク\*の形成推進

ウ 善光寺周辺及び松代城下町の歴史的景観に調和したまちなみの形成を推進します。

【関連施策】4206 ◆歴史的なまちなみ形成の推進

エ ごみの減量や分別による資源化を推進します。また、大気、騒音、水質などの環境監視を計画的に行います。

【関連施策】1102 ◆事業ごみの発生抑制の推進

2101 ◆計画的な環境監視及び調査の実施

2201 ○生活型公害の防止と適切な対策の推進

才 放置自転車の発生を抑制するため、啓発や巡回指導を実施します。

【関連施策】 2205 ○放置自転車の発生抑制

## < 周辺市街地 >

### (1) 該当地域（複合市街地、一般住宅地）

市街地中心部に接する地域で住宅と商業、工業等が複合しているエリア（鶴賀、中御所等）や駅周辺の市街地（豊野、川中島等）



幹線道路沿線等（稲里、檀田等）

市街地周辺の住宅主体の地域（三輪、吉田、古牧、芹田、川中島・篠ノ井などの一部等）



### (2) 地域の概況

鉄道、バスなどの公共交通の利便性が高く、比較的古くから形成されてきた住宅地が多く存在しますが、幹線道路が整備され、新たな住宅地なども増加しています。

鉄道駅周辺や幹線道路沿いを中心に大型店舗や商業機能が点在し市街化が進んでいます。

### (3) 地域の環境課題

ア 区域内に散在している緑は、その多くが住宅の庭や事業所の植栽で、一部は公園の植栽や社寺林などです。公園などの緑被地の確保が難しい地域であるため緑が不足しており、計画的な都市公園などの整備が必要です。

イ 緑や水辺など自然要素を積極的に取り入れることで、良好な環境整備や景観を大切にした市街地形成が求められています。

ウ 幹線道路の付近では、自動車交通に起因する大気汚染や騒音などが懸念されます。

エ 野焼きなどによる悪臭や大気汚染のほか、事業所等からの騒音や振動など近隣周辺の環境悪化を招かないよう配慮する必要があります。

オ コンパクトなまちづくりを進めるとともに、市街地地域へのアクセスについても、環境に負荷の小さい交通手段を選びやすくすることも必要です。

### (4) 課題解決に向けた取組の指針

ア・イ 市街地における緑の保全・創出に向けた総合的な取組を推進します。

【関連施策】 4101 ◆市街地における緑の保全・創出の推進

4102 ○緑のネットワーク\*の形成推進

ウ・エ 大気、騒音、水質などの環境監視を計画的に行うとともに、生活型公害の未然防止のための啓発を行います。

【関連施策】 2101 ◆計画的な環境監視及び調査の実施

2102 ○工場・事業所からの環境負荷の適正管理と改善の推進

2201 ○生活型公害の防止と適切な対策の推進

オ コンパクトなまちづくりの考えを取り入れ環境負荷の少ない都市づくりを推進します。

【関連施策】 4208 ○拠点をつなぐネットワークの充実によるコンパクトなまちづくりの推進

5109 ○公共交通機関の整備と確保・維持

5110 ○サイクル&ライド\*の促進

5111 ○コンパクトなまちづくりを支える交通整備

## < 市街地縁辺部 >

### (1) 該当地域（専用住宅地、工業地）

戸建ての住宅が主体で良好な住環境が確保されている地域（安茂里、浅川、若槻、朝陽、篠ノ井・川中島の周辺部等）

工場や流通施設などの産業施設の集積地（石渡・北尾張部地区、南長池・北長池地区、篠ノ井岡田地区、大豆島地区）



### (2) 地域の概況

まとまった住宅地が形成されており、特に土地区画整理事業\*等により新しく整備された住宅地では緑豊かなまちなみの形成が進められています。

### (3) 地域の環境課題

ア 生産活動の中心となる工業地では騒音や振動等に配慮する必要があります。

イ 野焼きなどによる悪臭や大気汚染など近隣周辺の環境の悪化を招かないよう配慮する必要があります。

ウ 工業地においては、敷地内外の緑化による環境の向上を図る必要があります。

エ 土地区画整理事業等による住宅地の開発や道路整備などが進み、交通渋滞が解消されつつある一方、交通量が増加したことによる大気汚染や騒音が懸念されます。

### (4) 課題解決に向けた取組の指針

ア・イ 大気、騒音、水質などの環境監視を計画的に行うとともに、生活型公害の未然防止のための啓発を行います。

【関連施策】 2101 ◆計画的な環境監視及び調査の実施

2102 ○工場・事業所からの環境負荷の適正管理と改善の推進

2201 ○生活型公害の防止と適切な対策の推進

ウ 市街地及び工場・事業所などにおける緑の保全・創出に向けた総合的な取組を推進します。

【関連施策】 4101 ◆市街地における緑の保全・創出の推進

4106 ○民有地の緑化促進

エ 交通渋滞の解消や沿道騒音防止のための道路・バイパス及び駐輪場の整備などを推進するとともに、公共交通機関の確保と必要な路線の維持に努めます。

【関連施策】 5109 ○公共交通機関の整備と確保・維持

5110 ○サイクル&ライド\*の促進

5111 ○コンパクトなまちづくりを支える交通整備

## < 平地部の集落地 >

### (1) 該当地域（田園居住地）

市街化調整区域\*内の農業的土地利用と居住が複合している地域



### (2) 地域の概況

本市の景観は、郊外における田園、山や高原などの豊かな自然が形づくっています。

平地部の集落地（市街化調整区域）は、まとまりのある農地と農村集落が散在しています。

### (3) 地域の課題

ア 地域に広がる農地は、自然環境や景観の保全・形成の面からも重要であることから、将来にわたる良好な資源として保全・管理していく必要があります。

イ 平坦地の農地は商業施設の郊外進出などにより、住宅地などに転換される傾向にあります。

ウ 農作物や森林等への野生鳥獣による被害について対策を講ずる必要があります。

エ 野焼きなどによる悪臭や大気汚染等、近隣周辺の環境悪化を招かないよう配慮する必要があります。

### (4) 課題解決に向けた取組の指針

ア・イ 農地の保全により、美しい農村景観を守ります。

【関連施策】 3207 ○農地による環境保全機能の維持・向上  
3208 ○環境にやさしい農業の促進

ウ 野生鳥獣被害の総合的な防止対策を推進します。

【関連施策】 3105 ○野生鳥獣被害の防止と対策の推進

エ 大気、騒音、水質などの環境監視を計画的に行うとともに、生活型公害の未然防止のための啓発を行います。

【関連施策】 2101 ◆計画的な環境監視及び調査の実施  
2201 ○生活型公害の防止と適切な対策の推進

## < 中山間地域の集落地 >

### (1) 該当地域（中山間地域）

山間部や丘陵部にあり、豊かな自然と農林業の生産空間と集落が混在している地域（都市計画区域外）



### (2) 地域の概況

傾斜地が多くほとんどが山地、丘陵地で構成されています。

恵まれた自然が形成する良好な景観や農林産物の提供など多面的機能を有しています。

森林や農地を守り、古い歴史や伝統を持つ集落が散在しています。

### (3) 地域の課題

ア 農地・森林は、農林業の持続的発展や自然環境、景観の保全・形成において重要です。その荒廃は自然災害を引き起こす要因にもなるため、中山間地域での自然環境の維持を図る必要があります。

イ 急傾斜地が多く水源林地域になっているところもあり、山地災害防止及び水源のかん養・景観形成に配慮した整備が必要です。

ウ 農作物や森林等への野生鳥獣による被害について対策を講ずる必要があります。

エ 林地残材や間伐材等の未利用材を木質バイオマス\*資源として有効利用するシステムの構築が求められています。

オ 家庭ごみなどの不法投棄が見られ、その撤去やパトロールなどの対策が必要です。

カ 棚田や森林などの地域資産の効果的な利用が求められています。

### (4) 課題解決に向けた取組の指針

ア 農地の保全により、美しい農村景観を守ります。

【関連施策】 3207 ○農地による環境保全機能の維持・向上

3208 ○環境にやさしい農業の促進

イ 水田等の農地や森林を保全し、山地災害の防止や水源のかん養機能\*を維持します。

【関連施策】 4201 ○健全な水循環・水源のかん養機能の保全

ウ 野生鳥獣被害の総合的な防止対策を推進します。

【関連施策】 3105 ○野生鳥獣被害の防止と対策の推進

エ 地域のバイオマス資源の利活用の推進と新たな利活用方法を検討します。

【関連施策】 5203 ◆地域環境に配慮したバイオマス資源の供給体制の整備及び需要拡大の推進

オ 不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

【関連施策】 1205 ○不法投棄対策の推進

カ 里山\*に親しむ場や森づくり体験など市民参加の機会を充実します。

【関連施策】 3201 ○里山の保全と利用の推進

3206 ◆森林体験の促進

## < 高原住宅、観光拠点など >

- (1) 該当地域 (高原住宅・レクリエーション地)  
飯綱高原の良好な自然に囲まれた高原型居住地  
自然環境と共存した自然・レクリエーション地域



(2) 地域の概況

高原や温泉など豊かな自然が広がり、散策、キャンプ、スキーなどのアウトドアをはじめとした、ファミリーでも楽しめるレジャー施設が点在しています。



森林が多く静かな環境にあり、一部は住宅地になっているところもあります。

(3) 地域の課題

ア 無秩序な開発による環境の悪化を防ぐとともに、飯綱高原等の良好な自然に囲まれた環境を活かした、自然環境と調和した高原の居住地の形成を図る必要があります。

イ 開発行為等により、生態系に著しい影響を与えることがないように、適正な対応が求められます。

ウ 自然観光拠点として、多くの人々が自然を享受できる施設整備や土地利用が求められます。

エ 空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや山間地では家庭ごみなどの不法投棄が見られ、その撤去やパトロールなど対策が必要です。

(4) 課題解決に向けた取組の指針

ア・イ 周辺の自然環境と共生した土地利用を図ります。

【関連施策】 3107 ○自然環境に配慮した適切な土地利用

3108 ○自然環境保全地域\*の指定推進

ウ 自然環境に親しめる場と機会を創出します。

【関連施策】 3104 ○飯綱高原の復元事業の継続的な実施とそれを活用した自然環境に親しめる場と機会の創出

3201 ○里山\*の保全と利用の推進

エ ポイ捨てやごみの不法投棄などの防止に向けた意識啓発及び指導を推進します。

【関連施策】 1205 ○不法投棄対策の推進

2203 ◆まちの美化の推進

## < 森林、自然公園など >

### (1) 該当地域（森林・自然公園）

妙高戸隠連山国立公園\*区域をはじめとする山岳、森林、湖沼等（良好な景観の保全、水資源の供給、災害防止等の面で重要な地域）



### (2) 地域の概況

妙高戸隠連山国立公園などの景観として重要な森林地域や、名所旧跡などの歴史的な資源を市域に多く有しています。

一部の地域には標高差が大きく、地形が複雑なため、多様な植物が生育しています。

優れた自然の保護・保全と適正利用を図るため、自然公園法、長野県自然環境保全条例及び長野市自然環境保全条例により、地域が指定されています。

### (3) 地域の課題

ア 妙高戸隠連山国立公園区域をはじめとする山岳、森林、湖沼等の美しく豊かな自然環境は、良好な景観の保全、水資源の供給、洪水や地すべりといった災害防止等の面で重要な地域であり、将来に引き継ぐべき貴重な財産として積極的に保全をしていく必要があります。

イ 開発行為等により、生態系に著しい影響を与えることがないように、適正な対応が求められます。

### (4) 課題解決に向けた取組の指針

ア 妙高戸隠連山国立公園内の自然保護や観光振興に関する運営方針等を協議します。

【関連施策】 3109 ◆妙高戸隠連山国立公園の協働型管理運営\*

水田等の農地や森林を保全し、山地災害の防止や水源のかん養機能\*を維持します。

【関連施策】 4201 ○健全な水循環・水源のかん養機能の保全

3104 ○飯綱高原の復元事業の継続的な実施とそれを活用した自然環境に親しめる場と機会の創出

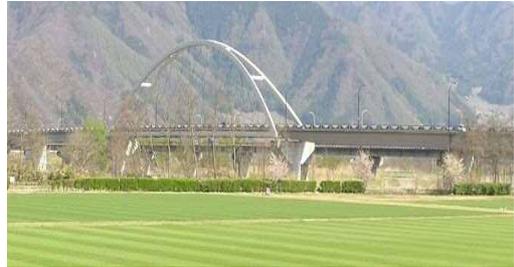
イ 自然環境保全地域\*の指定をするなど、適切に対応します。

【関連施策】 3108 ○自然環境保全地域の指定推進

## < 河川沿川地域 >

### (1) 該当地域

千曲川、犀川等の河川敷等を含む沿川地域



### (2) 地域の概況

市内には千曲川、犀川、裾花川などの1級河川をはじめ多くの河川があります。

千曲川や犀川などの河川とその周辺の自然に加え、一部の区間では親水空間が整備されています。

### (3) 地域の課題

ア 希少種を含む多様な生物が生息している、千曲川、犀川等の河川環境と自然景観を保全していく必要があります。

イ アレチウリ\*やオオキンケイギク\*などの特定外来生物\*が繁茂しており、対策を講ずる必要があります。

ウ 河川敷にはごみの不法投棄が見られ、その撤去やパトロール等の対策が必要です。

### (4) 課題解決に向けた取組の指針

ア 良好な水辺空間及び生態系豊かな親水空間を創出します。

【関連施策】4202 ◆水辺の自然環境の保全、親水空間の復元・創出の推進  
希少動植物の把握とその保護方策について検討します。

【関連施策】3106 ◆希少動植物の保全・保護

イ 外来生物\*等に対する適切な対応と地域と連携した駆除を実施します。

【関連施策】3103 ◆外来生物等対策事業

ウ ポイ捨てやごみの不法投棄などの防止に向けた意識啓発及び指導を推進します。

【関連施策】1205 ○不法投棄対策の推進

2203 ◆まちの美化の推進

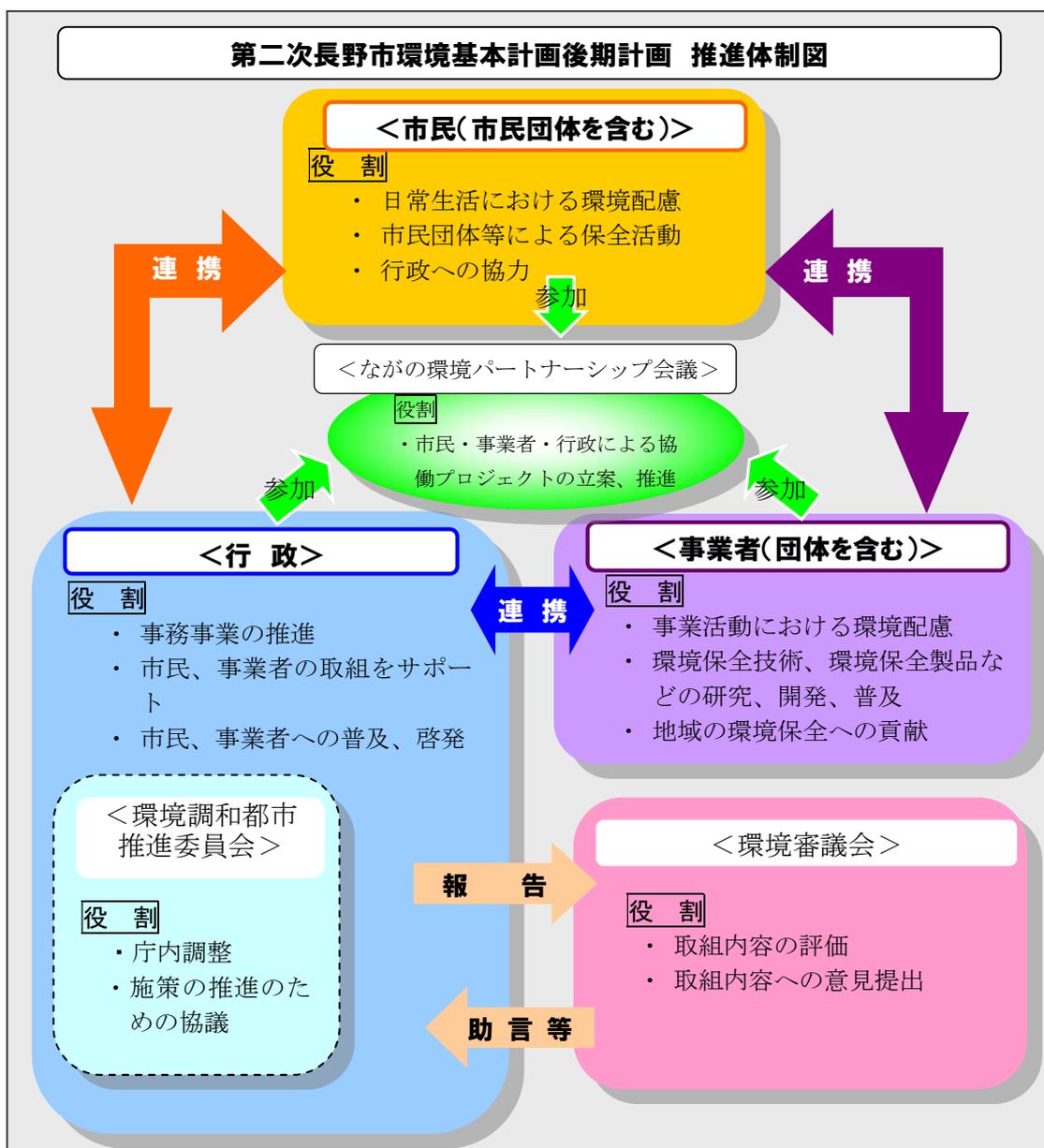
# 第6章 計画の推進

## 1 推進体制

本市では、本計画を推進していくために、庁内組織である「環境調和都市推進委員会」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

長野市環境審議会は、専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、市長への助言・提言を行います。

また、市民・事業者・行政が協働で環境基本計画を推進するため、各主体が参加する組織である「ながの環境パートナーシップ会議\*」のプロジェクトを推進します。



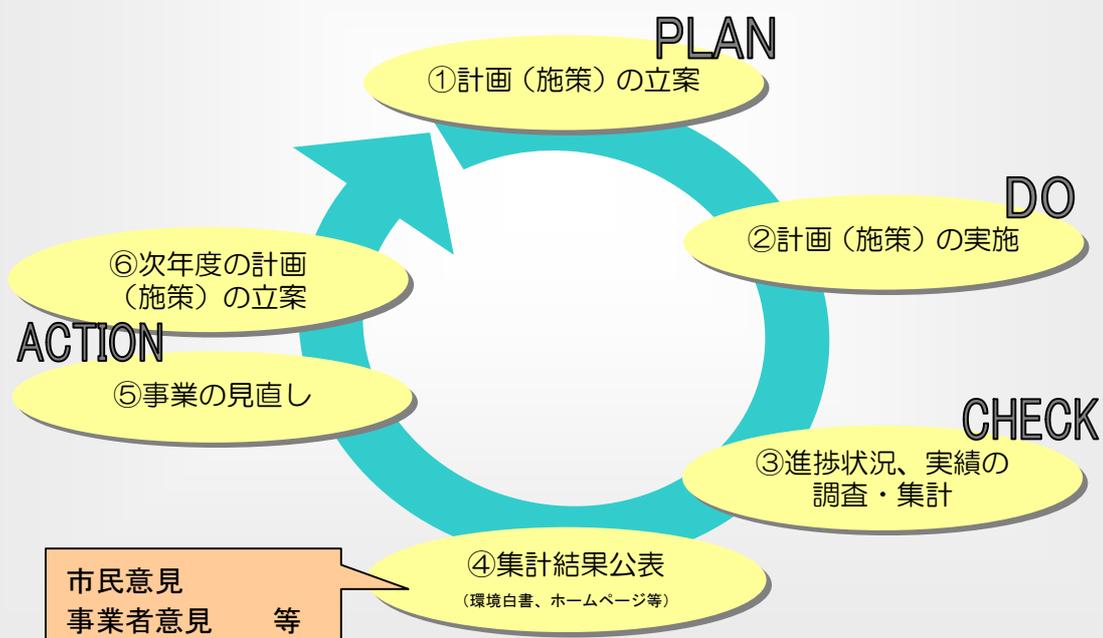
## 2 進行管理

本市は、行政評価及び長野市環境マネジメントシステム\*により、環境関連施策の取組状況の把握、評価及び次年度の取組への反映を行っています。

これまで行っている計画の進行管理に加え、多くの市民が参加できる方策の検討を行います。

### <長野市環境マネジメントシステム、行政評価における進行管理イメージ>

- ・指標、目標値等を用いて、計画の進捗状況を調査・管理します。結果はホームページ、環境白書等を用いて積極的に公開し、意見提案等の市民参加を促します。
- ・広く市民から提案された意見等を踏まえ、施策の内容、取組の改善につなげていきます。



## 資料編

- 資料 1 目標値及び設定根拠等
- 資料 2 施策一覧
- 資料 3 アンケート結果概要
- 資料 4 計画策定の経緯
- 資料 5 用語解説

# 資料 1 目標値及び設定根拠等

○第五次長野市総合計画の数値目標と同じ指標・目標値

基本目標① 循環型社会の実現		現状値 (H27)	目標値 (H33)	設定根拠(設定方法)	指標の出典	担当課
11	ごみの総排出量	132,424t	124,724t	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量 H27年度比 △7,700トン	長野市一般廃棄物処理基本計画(H29年4月策定)	生活環境課
12	市民の一人1日当たりのごみ排出量	428g/人・日	411g/人・日	家庭系ごみ(可燃+不燃ごみ)排出量/計画収集人口 H27年度比 △17g	長野市一般廃棄物処理基本計画(H29年4月策定予定)	生活環境課
13	事業系可燃ごみの年間排出量	39,881t	39,757t	H27年度比 △124トン	長野市一般廃棄物処理基本計画(H29年4月策定予定)	生活環境課
14	マイバック持参率	60.3%	80.0%	マイバック持参率調査を3月に実施 長野県の「レジ袋削減県民スクラム運動」の目標値を採用	ながの環境パートナーシップ会議レジ袋チームの目標値	環境政策課 生活環境課
基本目標② 良好な生活環境の保全		現状値 (H27)	目標値 (H33)	設定根拠(設定方法)	指標の出典	担当課
21	大気環境基準達成項目数	15項目	15項目	各測定局の監視項目の合算 PM2.5等の15項目の環境基準達成を目標とする。	第二次長野市環境基本計画 (平成24年4月策定)	環境政策課
22	市内中小河川13河川のBOD平均値	2.2mg/l	2.0mg/l以下	年度による数値変動が著しいため、 H24～27年度の平均値2.2mg/l基準とする。 「生活環境の保全に関する環境基準」のA類型の基準値(BOD:2.0mg/l)を下回ることを指標とする。	第二次長野市環境基本計画 (平成24年4月策定)	環境政策課
23	地区環境美化活動のごみ回収量	25,719kg	21,500kg	春と秋のゴミゼロ運動に併せて各地区で実施される「環境美化活動」におけるごみ回収量	(新規)第五次長野市総合計画(予定)	環境政策課
24	ポイ捨て吸い殻本数 (月平均本数:長野大 通り10箇所)	122本	70本	長野大通り10か所で毎月調査を実施し、10か所合計値の年間平均本数 H27年度比 △40%(年間△10本)	第二次長野市環境基本計画 (平成24年4月策定)	環境政策課
基本目標③ 豊かな自然環境の保全		現状値(H27)	目標値(H33)	設定根拠(設定方法)	指標の出典	担当課
31	豊かな自然環境が保たれている	73.6%(H28)	現状値以上	アンケートによる市民意識調査	(新規)第五次長野市総合計画(予定)	環境政策課
32	間伐面積(累積面積)	6,537ha	9,500ha	平成29年度から33年度までの間伐面積平均の1割増	第二次長野市環境基本計画 (平成24年4月策定)	森林整備課
33	森林体験参加者数(年間人数)	2,563人	2,150人	65歳以下の人口の2人に1人が一生に一回、森林体験を行う人数	第二次長野市環境基本計画 (平成24年4月策定)	森林整備課
34	エコファーマーの認定者数	1,029人	1,089人	土作りと化学肥料・化学農薬の低減を行う農業生産を計画し、県知事の認定を受けた農業者数 H26からH27の新規認定者数に更新率を加味し、60人増とする。	長野県統計資料	農業政策課

基本目標④ 豊かで快適な環境の創造		現状値(H27)	目標値(H33)	設定根拠(設定方法)	指標の出典	担当課
41	市民一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	8.11 m <sup>2</sup>	9.19 m <sup>2</sup>	長野市緑を豊かにする計画の目標(H38年度における市民一人当たり都市公園面積 10 m <sup>2</sup> )の中間年のため按分値	長野市緑を豊かにする計画	公園緑地課
41	市内中小河川9河川の水質階級	14点 (H28)	11点	水生生物による簡易水質調査法を用いた市内中小河川の水質階級を数値化したもの(I→1点、II→2点、III→3点、IV→4点とする) 全ての河川において「きれいな水」の水質階級であるIまたはIIにすることを目標とする	(新規)環境省	環境政策課
43	景観や街並みが美しい ○ 地域である	57.2%(H28)	62.2%以上	アンケートによる市民意識調査	(新規)第五次長野市総合計画(予定)	まちづくり推進課
基本目標⑤ 低炭素社会の実現		現状値(H27)	目標値(H33)	設定根拠(設定方法)	指標の出典	担当課
51	温室効果ガス年間排出量	2,024,120 t-CO <sub>2</sub> (H24)	1,878,400 t-CO <sub>2</sub>	長野市地球温暖化対策地域推進計画の実施状況(公表値)	長野市地球温暖化対策地域推進計画(平成26年4月策定)	環境政策課
52	市民一人1日当たりの温室効果ガス排出量 ○	14.55kg-CO <sub>2</sub>	14.08kg-CO <sub>2</sub>	長野市地球温暖化対策地域推進計画の実施状況(公表値)	長野市地球温暖化対策地域推進計画(平成26年4月策定)	環境政策課
53	太陽光発電設備規模(累計)	100,446kW	160,000kW	固定価格買取制度による導入設備+公共施設への導入設備	資源エネルギー庁公表資料等	環境政策課
54	木質バイオマス燃料需要量の推計値 (灯油換算(ℓ)) ○	180,120ℓ	330,000ℓ	間伐材等を活用した木質ペレット燃料需要量の推計値 ①ペレットストーブ設置台数×平均消費量+②市有施設におけるペレット、薪購入量+③地域活動等により生産した薪等の販売量(②との重複分を除く)	(新規)第五次長野市総合計画(予定)	環境政策課
55	再生可能エネルギーによる電力自給率 (発電設備容量) ○	39.1% (H26)	60.0%	発電設備容量(①水力・小水力+②太陽光+③バイオマス)/最大電力需要量 ①、②、③の発電設備容量は、発電を行う事業者を問わず、市内に設置されている設備容量の合計	(新規)第五次長野市総合計画(予定)	環境政策課
基本目標⑥ 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進		現状値(H27)	目標値(H33)	設定根拠(設定方法)	指標の出典	担当課
61	環境保全活動参加者数 ○	3,766人	4,700人	ながの環境パートナーシップ会議の活動への参加者数(年間延人数)	(新規)第五次長野市総合計画(予定)	環境政策課
62	環境学習会年間参加者数	5,104人	5,200人	環境政策課及び公民館主催の環境学習会の参加者数 環境政策課主催の学習会 H27年度 5回/年 139人の現状値に対し、2割増の200人を目標 公民館主催の学習会 H27年度 27公民館合計 4,965人を維持 合計 5,000人を目標	第二次長野市環境基本計画 (平成24年4月策定)	環境政策課 家庭・地域学習の課

## 資料2 施策一覧

第二次長野市環境基本計画後期計画で取り組む施策は、次の表のとおりです。

◆=主要施策（今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策）

基本目標1 循環型社会の実現			
施策テーマ	施策（具体的な取組）	担当課	コード
1-1 3R+Rの推進	◆家庭ごみの発生抑制の推進	生活環境課 環境政策課	1101
	◆事業ごみの発生抑制の推進	生活環境課	1102
	◆社会的責任を意識した事業活動の推進	生活環境課	1103
	◆循環利用の推進	生活環境課 清掃センター	1104
	○せん定枝等の資源化の推進	環境政策課 生活環境課 清掃センター 公園緑地課	1105
	○分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進	生活環境課	1106
	○3R+R型ライフスタイルの提案	生活環境課	1107
	○社会状況の変化に応じた市民ニーズの把握と支援方法の検討	生活環境課	1108
	○排出困難者への支援の検討	生活環境課	1109
	○食品ロス削減に取り組む活動への支援	生活環境課	1110
	○PDCAサイクルによる計画（施策）の進行管理	生活環境課	1111
	○建設副産物や下水汚泥・し尿処理汚泥等の有効利用の推進	下水道施設課 生活環境課 衛生センター	1112
	○放置自転車のリサイクル化	交通政策課	1113
1-2 廃棄物の適正処理	◆監視指導の徹底と処理業者の育成	廃棄物対策課	1201
	○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の促進	廃棄物対策課	1202
	○農業廃棄物の適正処理の促進	農業政策課 環境政策課	1203
	○適正な収集運搬体制の構築	生活環境課	1204
	○不法投棄対策の推進	生活環境課	1205
	○効率的な廃棄物行政の推進	生活環境課	1206
	◆ごみ処理施設の整備	生活環境課 清掃センター	1207

1-2 廃棄物の適正 処理	○適切なし尿処理の推進	生活環境課	1208
	○災害廃棄物対策	生活環境課	1209
<b>基本目標2 良好な生活環境の保全</b>			
<b>施策テーマ</b>	<b>施策（具体的な取組）</b>	<b>担当課</b>	<b>コード</b>
2-1 環境汚染対策	◆計画的な環境監視及び調査の実施	環境政策課 環境衛生試験 所 浄水課	2101
	○工場・事業所からの環境負荷の適正管理と改善の 推進	環境政策課 環境衛生試験所	2102
	○事業者と住民間の良好な関係の構築支援	環境政策課	2103
	○浄化槽の設置促進及び適正管理の監視指導	環境政策課 下水道整備課	2104
	○生活雑排水の汚濁負荷低減に向けた取組の普及 啓発	生活環境課 営業課	2105
	○ダイオキシン類の計画的な監視と公表の実施	環境政策課 廃棄物対策課	2106
	○事業者による有害化学物質の使用、排出及び移動 等に関する情報提供の実施	環境政策課	2107
2-2 身近な生活環境 の保全	○生活型公害の防止と適切な対策の推進	環境政策課	2201
	○光害防止の啓発	環境政策課	2202
	◆まちの美化の推進	環境政策課	2203
	○空き地の適正管理の実施	環境政策課	2204
	○放置自転車の発生抑制	交通政策課	2205
<b>基本目標3 豊かな自然環境の保全</b>			
<b>施策テーマ</b>	<b>施策（具体的な取組）</b>	<b>担当課</b>	<b>コード</b>
3-1 生物多様性の 確保	○市域の自然環境に関する継続的な調査の実施と 基礎情報の整備の推進	環境政策課	3101
	○市民への情報の提供と市民による調査の実施	環境政策課	3102
	◆外来生物等対策事業	環境政策課	3103
	○飯綱高原の復元事業の継続的な実施とそれを 活用した自然環境に親しめる場と機会の創出	環境政策課	3104
	○野生鳥獣被害の防止と対策の推進	いのしか対策課	3105
	◆希少動植物の保全・保護	環境政策課	3106
	○自然環境に配慮した適切な土地利用	都市計画課 環境政策課	3107
	○自然環境保全地域の指定推進	環境政策課	3108

3-1 生物多様性の確保	◆妙高戸隠連山国立公園の協働型管理運営	環境政策課 観光振興課	3109
3-2 森林・農地の保全と活用	○里山の保全と利用の推進	環境政策課 森林整備課	3201
	◆森林の計画的な保全・整備・活用の推進	森林整備課	3202
	○保安林指定の推進	森林整備課	3203
	○森林の安定的かつ健全な利用の推進	森林整備課	3204
	○森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止	森林整備課 いのしか対策課	3205
	◆森林体験の促進	森林整備課	3206
	○農地による環境保全機能の維持・向上	農業政策課	3207
	○環境にやさしい農業の促進	農業政策課	3208
<b>基本目標 4 豊かで快適な環境の創造</b>			
<b>施策テーマ</b>	<b>施策（具体的な取組）</b>	<b>担当課</b>	<b>コード</b>
4-1 身近な緑の保全と創出	◆市街地における緑の保全・創出の推進	公園緑地課	4101
	○「緑のネットワーク」の形成推進	公園緑地課	4102
	○既存緑地の機能向上の検討	公園緑地課 環境政策課	4103
	○緑化義務基準の適切な運用	公園緑地課	4104
	○公共施設の緑化推進	公園緑地課	4105
	○民有地の緑化促進	公園緑地課	4106
	○保存樹木・樹林の保存	公園緑地課	4107
	○植栽木等への地域特性等を考慮した樹種の導入	公園緑地課	4108
	○地域住民と協働した緑地の維持管理の推進	公園緑地課	4109
4-2 良好な水辺とまちなみの保全と創出	○健全な水循環・水源のかん養機能の保全	農業政策課 森林整備課 環境政策課	4201
	◆水辺の自然環境の保全、親水空間の復元・創出の推進	環境政策課 河川課 維持課	4202
	○家庭等からの雨水流出の抑制と水資源の有効利用	河川課	4203
	○「長野市景観計画」に基づく景観の保全	まちづくり推進課	4204
	○文化財の保存と環境整備の推進	文化財課	4205
	◆歴史的なまちなみ形成の推進	まちづくり推進課 文化財課	4206
	○自然景観の保全	環境政策課	4207

	○拠点をつなぐネットワークの充実によるコンパクトなまちづくりの推進	都市計画課 市街地整備課	4208
<b>基本目標5 低炭素社会の実現</b>			
<b>施策テーマ</b>	<b>施策（具体的な取組）</b>	<b>担当課</b>	<b>コード</b>
5-1 省エネルギーの推進	○公共施設の省エネルギー化の推進	環境政策課	5101
	○公用車への低公害車の導入推進	管財課	5102
	◆家庭での省エネルギー行動の啓発推進	環境政策課	5103
	◆事業者の省エネルギー活動の啓発推進	環境政策課 生活環境課	5104
	○省エネ住宅・省エネビルの普及促進	環境政策課	5105
	○省エネ機器や次世代自動車の普及促進	環境政策課	5106
	◆省エネルギーに向けた全市的な取組の推進	環境政策課	5107
	○モビリティ・マネジメントの実施と公共交通機関の利用促進	交通政策課	5108
	○公共交通機関の整備と確保・維持	交通政策課	5109
	○サイクル&ライドの促進	交通政策課	5110
	○コンパクトなまちづくりを支える交通整備	道路課 都市計画課	5111
5-2 再生可能エネルギーの利活用と地産地消	◆住宅及び事業所への再生可能エネルギー導入促進	環境政策課	5201
	◆公共施設に対する再生可能エネルギーの導入推進	環境政策課 教育委員会総務課	5202
	◆地域環境に配慮したバイオマス資源の供給体制の整備及び需要拡大の推進	環境政策課	5203
	◆一般廃棄物の発電・熱利用の推進	生活環境課	5204
	◆再生可能エネルギーの普及啓発の推進	環境政策課	5205
5-3 森林等によるCO2吸収の促進	◆森林の計画的な保全・整備・活用の推進（再掲）	森林整備課	(3202)
	○保安林指定の推進（再掲）	森林整備課	(3203)
	○森林の安定的かつ健全な利用の推進（再掲）	森林整備課	(3204)
	○森林病虫害や野生鳥獣による森林等被害の防止（再掲）	森林整備課 いのしか対策課	(3205)
	◆森林体験の促進（再掲）	森林整備課	(3206)
	◆市街地における緑の保全・創出の推進（再掲）	公園緑地課	(4101)
	○「緑のネットワーク」の形成推進（再掲）	公園緑地課	(4102)
	○既存緑地の機能向上の検討（再掲）	公園緑地課 環境政策課	(4103)
	○緑化義務基準の適切な運用（再掲）	公園緑地課	(4104)

5-3 森林等による CO2 吸収の促進	○公共施設の緑化推進（再掲）	公園緑地課	(4105)
	○民有地の緑化促進（再掲）	公園緑地課	(4106)
	○保存樹木・樹林の保存（再掲）	公園緑地課	(4107)
	○植栽木等への地域特性等を考慮した樹種の導入 （再掲）	公園緑地課	(4108)
	○地域住民と協働した緑地の維持管理の推進 （再掲）	公園緑地課	(4109)

### 基本目標6 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進

施策テーマ	施策（具体的な取組）	担当課	コード
6-1 市民・事業者・ 行政の協働の仕 組みづくり	◆「アジェンダ 21 ながのー環境行動計画ー」の プロジェクトの推進	環境政策課	6101
	○NPO、事業者などへの支援及び協働体制の整備	環境政策課	6102
	○企業の環境保全活動への支援	環境政策課	6103
	○環境情報の把握・集約と市民等への提供	環境政策課	6104
	○市民の環境意識の把握	環境政策課 広報広聴課	6105
	○地球温暖化に対する適応策の体系化に向けた関 係機関との連携	環境政策課	6106
6-2 環境教育及び環 境学習の推進	◆学校教育等における環境教育・環境学習の推進	環境政策課 学校教育課 生活環境課	6201
	○市民を対象とした環境教育・環境学習の推進	環境政策課 <small>家庭・地域学びの課</small>	6202
	○事業者を対象とした環境教育・環境学習の推進	環境政策課	6203
	○環境情報の発信拠点の充実	環境政策課 生活環境課	6204
	○地域における継続的な環境学習を推進するた めの体制の検討	環境政策課	6205

◆＝主要施策（今後5年間で特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策）

# 資料3 アンケート結果概要

第二次長野市環境基本計画後期計画を策定するにあたり、市民、事業者、環境活動団体に対してアンケートを実施し、関心度の把握や課題点の抽出、重点施策の設定などの参考としました。

## 1. 市民アンケートの実施概要

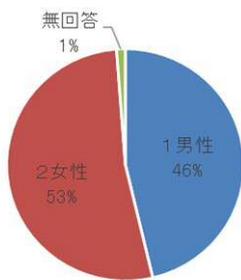
毎年実施している「まちづくりアンケート」にて実施

実施期間	平成27年10月23日(金)から11月6日(金)まで
調査対象	市内在住の20歳以上の男女
回収結果	3,169通(うち外国籍住民14通) 回収率: 63.4%

### (1) 回答者の属性

- 60歳代が最も多く23%、ついで70歳以上(19%)、50歳代(18%)、40歳代(17%)、30歳代(13%)、20歳代(8%)であった。
- 専業主婦・主夫が最も多く(20.2%)、次いで無職(13.8%)、パート・アルバイト(13.6%)となった。

性別



年代

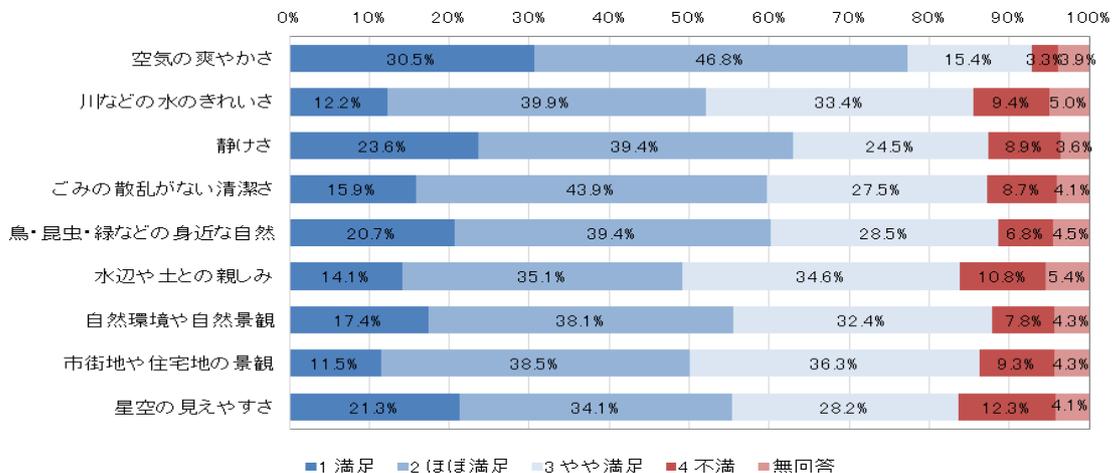


職業

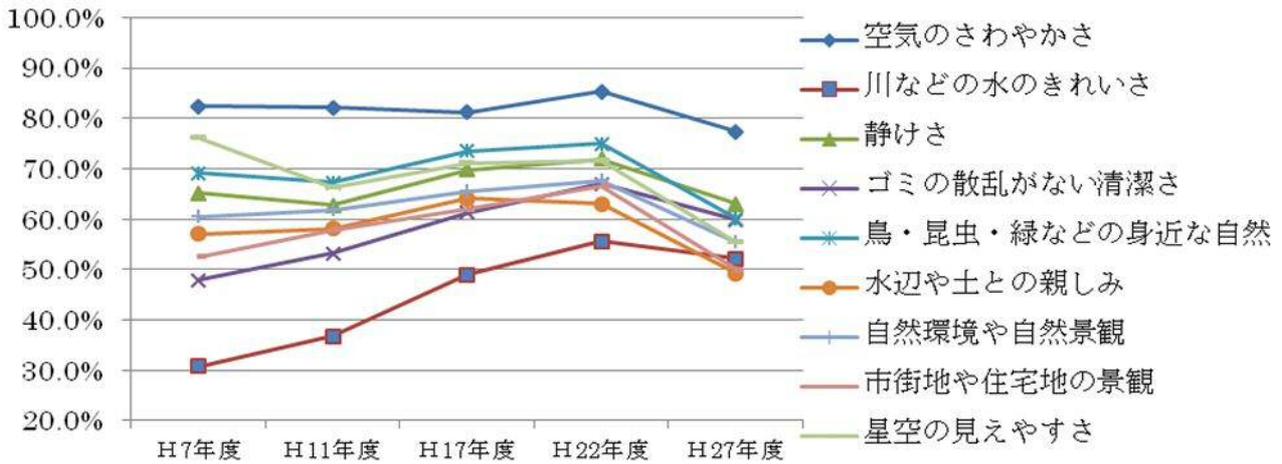


### (2) 長野市の環境に対する満足度

- 全ての項目において、半数近くの回答者が「満足」または「ほぼ満足」と回答している。
- 「川などの水のきれいさ」「水辺や土との親しみ」が他の項目に比べてやや低い。
- 平成7年度以降、ほとんどの項目で、一貫して満足度が増加、または高い水準でほぼ横ばいに推移していたが、全体に満足度が減少している。



【環境に対する満足度】



【環境に対する満足度の経年変化】

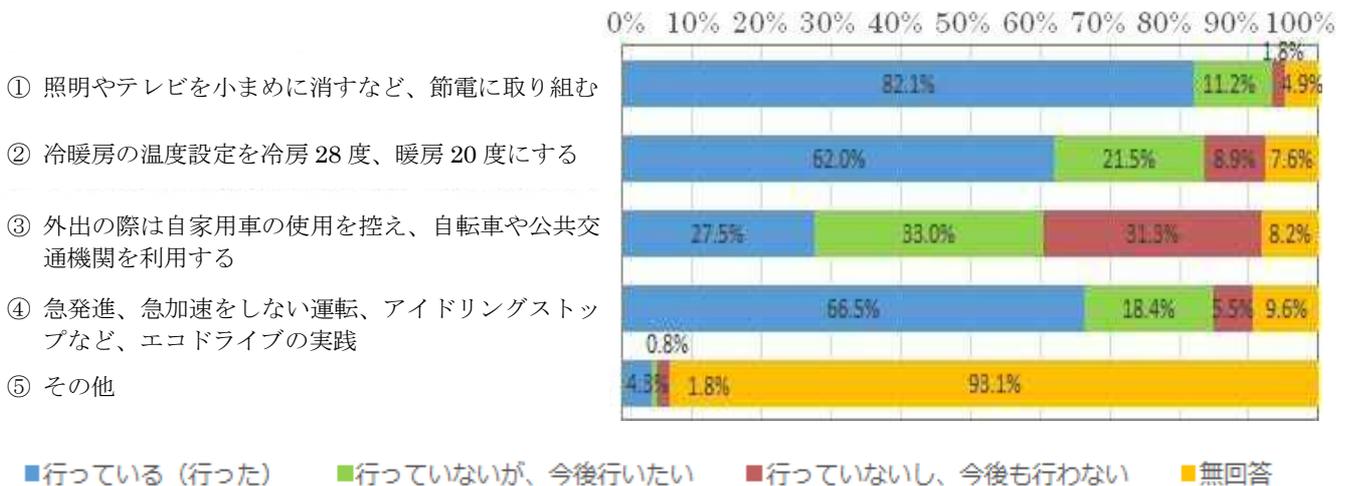
### (3) 地球温暖化対策への取組状況

- 「既に取り組んでいる」が35.1%と最も多い回答となっている。
- その一方で、「取り組んでみたいが、何をしても良いかわからない」も31.5%と次に多い回答となっている。続いて、「手間やコストを理由に取り組むことができない」19.8%となっている



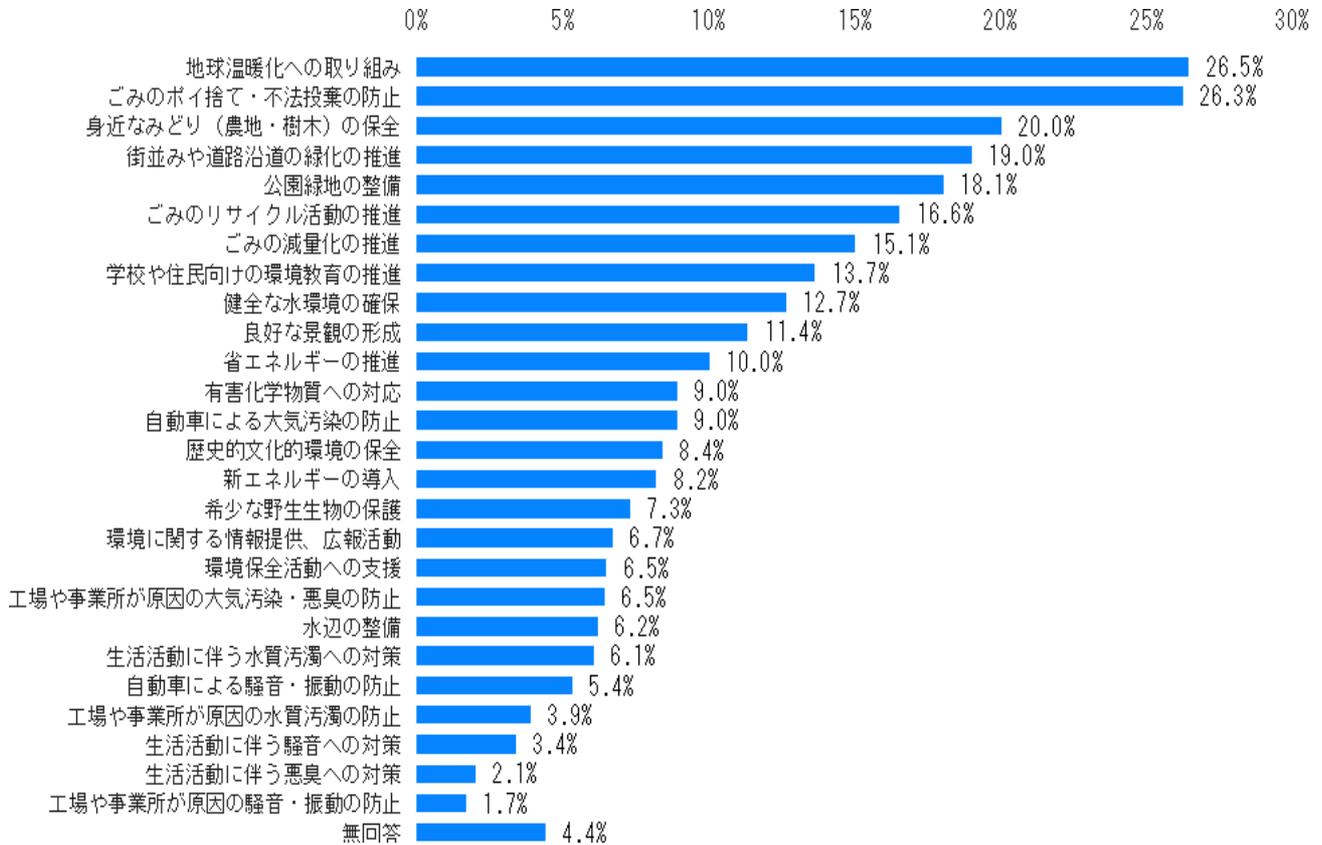
### (4) 家庭における地球温暖化対策への取組状況

- 「こまめに消灯している」(取組率82.1%)「冷暖房の設定温度」といった家庭ですぐできる節電の取組は、非常に高い取組率となっている。
- 外出時に自家用車を使用している割合が多い一方で、エコドライブの実践を行っている割合は高くなっている。



### (5) 今後の取組に関して重要と考える取組

- ・ 「地球温暖化への取組」(26.5%) が最も多い回答となった。
- ・ 次いで、「ごみのポイ捨て・不法投棄の防止」(26.3%) と選択した市民が多い。
- ・ 次いで、「身近なみどり(農地・樹木)の保全」(20.0%)、「街並みや道路沿道の緑化の推進」(19.0%)、「公園緑地の整備」(18.1%) という都市の緑に関連する項目が上位を占めた。



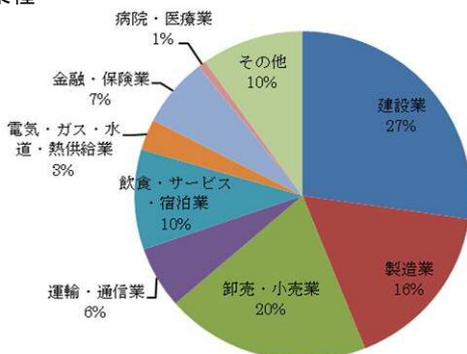
## 2. 事業所アンケート

実施期間	平成 27 年 12 月 23 日(水)から1月 22 日(金)まで
調査対象	長野商工会議所 議員・部会委員及び青年部、女性部
回収結果	135 事業所(45.0%)

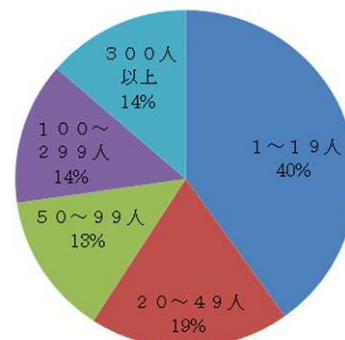
### (1) 回答者の属性

- ・ 業種は建設業、卸売・小売業、製造業が 20%前後となった。
- ・ 従業員数は 1～19 人が最も多く、他はほぼ同じ割合となった。

業種



従業員数

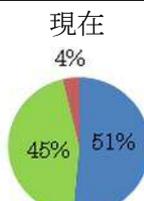
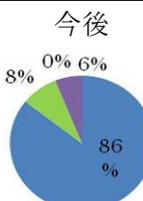
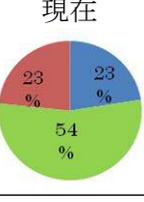
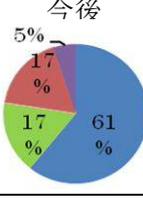
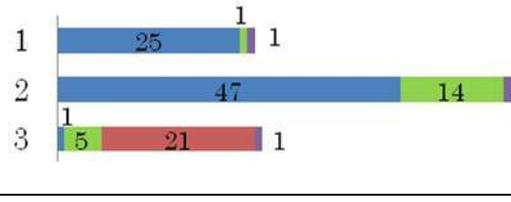
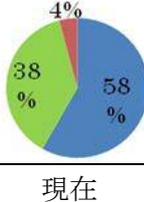
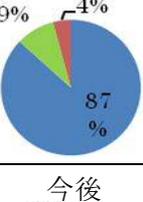
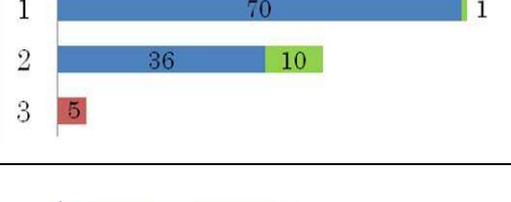
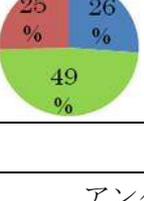
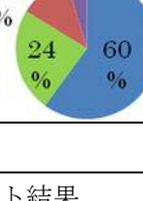
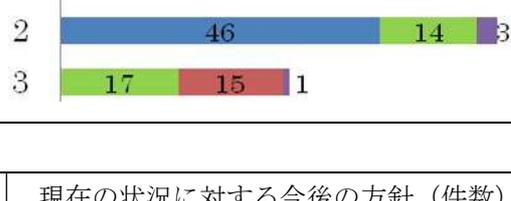


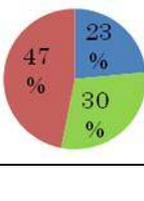
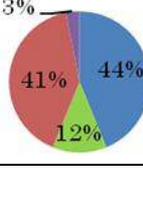
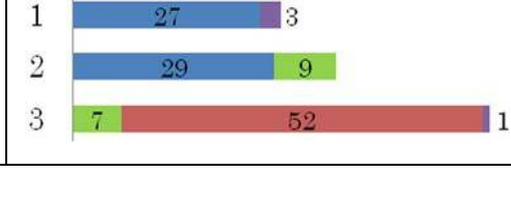
## (2) 保全活動の状況

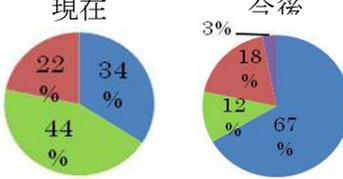
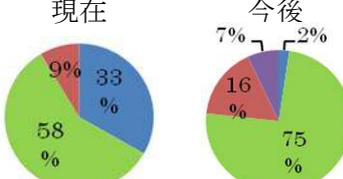
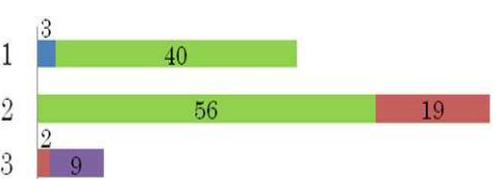
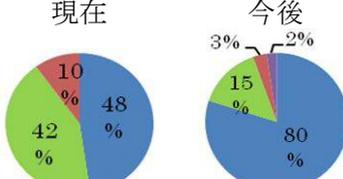
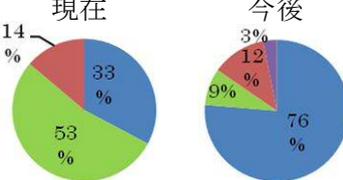
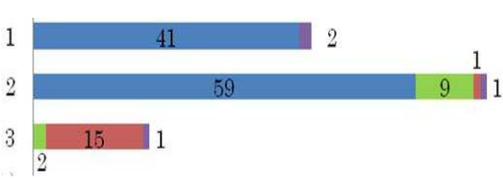
- ・ 現在の環境保全活動への取組状況と今後の取組状況について質問したところ、ほとんどの事業所で「既に取り組んでおり、今後も取り組んでいく」という回答となった。
- ・ しかし、「質の高い自然環境の確保」に関する質問については、「取り組んでいない、取り組む予定はない」という回答が多くなった。

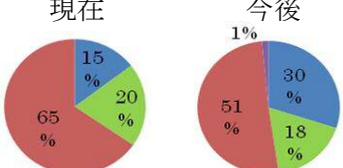
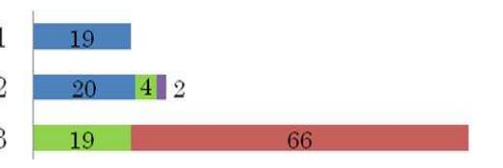
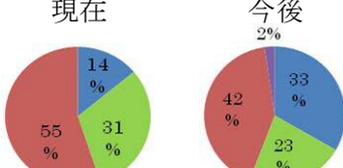
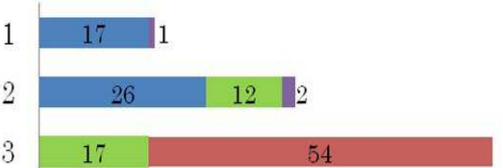
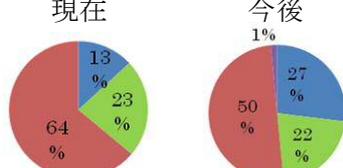
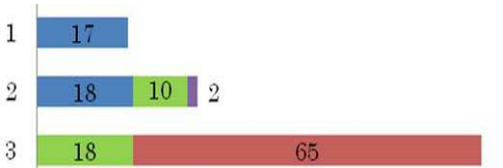
### 【凡例】

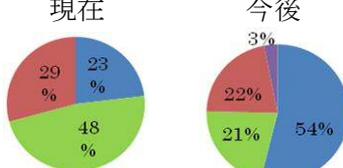
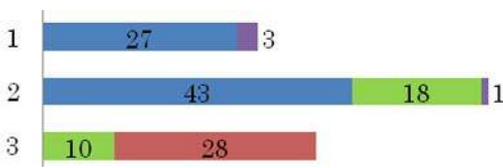
現在の状況(%)		今後の方針	
1	積極的に取り組んでいる	1	積極的に取り組む予定
2	取り組んでいる	2	取り組む予定
3	取り組んでいない	3	取り組む予定はない
	無効 (空白)		無効

■循環型社会の構築	アンケート結果	現在の状況に対する今後の方針 (件数)
1. 事業活動で排出するごみの分別、減量及び再資源化に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	
2. 流通段階及び製品の販売時の簡易包装に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	
3. ごみの処理業者や処理等の手順や方法などについて把握し、適正な処理に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	
4. グリーン購入に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	

■良好な生活環境の確保	アンケート結果	現在の状況に対する今後の方針 (件数)
5. 事業所からの排気及び排水の測定を行い、設備の適切な管理に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	

6. 騒音・振動・悪臭を発生させないよう施設管理に努める	<p>現在</p> 	
7. 事業所敷地及び所有空き地の適正な管理に努める	<p>現在</p> 	
8. 事業所周辺の清掃をするなど、周辺住民との良好な関係の構築に努める	<p>現在</p> 	
9. 適切な夜間照明を行い、周辺への光害に配慮する	<p>現在</p> 	

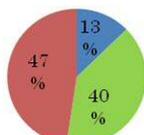
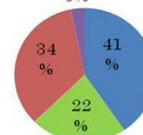
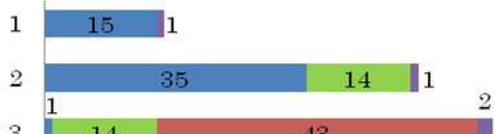
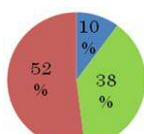
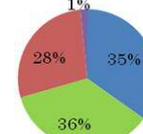
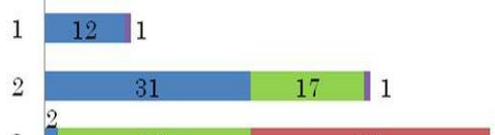
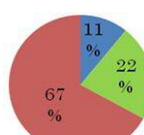
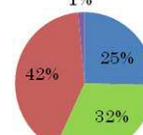
■質の高い自然環境の確保	アンケート結果	現在の状況に対する今後の方針 (件数)
10. 地域に生息する希少・外来動植物についての理解に努める	<p>現在</p> 	
11. 壁床材、机、鉛筆など森林資源の積極的な利活用に努める	<p>現在</p> 	
12. 下草刈りや間伐などを行う里山保全活動への参加・支援に努める	<p>現在</p> 	

■豊かで快適な環境の創造	アンケート結果	現在の状況に対する今後の方針 (件数)
13. 工場や事業所の敷地・壁面・屋上・駐車場の緑化に努める	<p>現在</p> 	

14. 雨水貯留施設の設置など、事業活動における節水に努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	
15. 建造物（建物、屋外広告等）設置時における地域の景観協定への配慮や周辺の景観との調和に努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	

■低炭素社会の構築	アンケート結果	現在の状況に対する今後の方針（件数）
16. 省エネ設備・機器の導入に努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	
17. 再生可能エネルギー（太陽光やバイオマス熱等）の導入に努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	
18. 次世代自動車等、環境に配慮した自動車の導入に努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	
19. 業務用車両におけるエコドライブに努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	
20. 徒歩、自転車及び公共交通機関を利用した通勤に努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	

■市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進	アンケート結果	現在の状況に対する今後の方針（件数）
21. 地域の様々な環境保全の取り組みへの参加・協力に努める	<p>現在</p> <p>今後</p>	

22. 同業種、異業種間での環境保全に向けた取り組み(輸送、原料リサイクルの共同化など)に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	
23. 環境教育や環境学習会の開催または参加に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	
24. 従業員に対する環境教育の推進とボランティア休暇の設定などによる環境保全活動への参加に努める	<p>現在</p>  <p>今後</p> 	

### (3) 今後の取組に関して重要と考える取組

- ・ 「環境保全のための公的資金や補助金制度の充実」(18.3%) が最も多い回答となった。
- ・ 次いで、「資源リサイクルの推進のためのシステムの整備・支援」(15.7%)、「環境にやさしい具体的な行動の事例や新技術など環境に関する情報の提供」(15.7%) となった
- ・ 「地球温暖化防止に関する取り組みへの支援」(14.6%) も上位となった。



### 3. 環境パートナーシップ会議アンケート

調査対象： 環境パートナーシップ会議の理事およびプロジェクトリーダー

#### (1) 現在の環境活動について

現在の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メンバーの高齢化と減少</li> <li>・ 県・市・住民自治協議会・企業等の他団体との情報共有ができていない</li> <li>・ 様々な情報を外に発信することができていない。</li> </ul>
今後、活動を継続していく上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メンバーの高齢化、新陳代謝が起きず活動が先細り</li> <li>・ 活動資金(補助金)の減少と自主財源の確保の難しさ</li> <li>・ 活動の広報、周知の方法</li> <li>・ 新たな人材やノウハウをもった方との人脈づくり</li> </ul>

(2) 今後、行政に求めること

順位	項目	具体的内容
1位	他団体や企業等との連携支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、商工会議所との連携、協働、協賛</li> <li>・エコサークルゴールド企業との連携、協働、協賛</li> <li>・住民自治協議会との連携、協働</li> </ul>
2位	活動費などの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別活動支援と広報・啓発活動の推進及び支援は分けてほしい</li> <li>・必要最低限の資金援助（補助金）の継続</li> </ul>
他	活動場所・機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームイベントの広報にもつながる場所の提供</li> <li>・活動拠点となりうる場所</li> </ul>
	全国規模の動向がわかる講演会、シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人材が集まる環境づくり</li> <li>・全国ネットワークの長野シンポジウムの開催</li> <li>・チームに関する写真展や講演会の開催</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動のありかた、支援を優先してほしい</li> </ul>

(3) 今後、取組に関して重要と考える取組

- ・「地球温暖化防止への取組」（19%）が最も多い回答となった。
- ・次いで「新エネルギーの導入」「学校や住民向けの環境教育の推進」となった。

地球温暖化防止への取組	19%	省エネルギーの推進	5%
新エネルギーの導入	14%	ごみのリサイクル活動の推進	5%
学校や住民向けの環境教育の推進	14%	街並みや道路沿道の緑化の推進	5%
環境保全活動への支援	10%	良好な景観の形成	5%
身近なみどり（農地・樹木）の保全	9%	希少な野生生物の保護	5%
ごみの減量化の推進	9%		

## 資料 4 計画策定の経緯

### 長野市環境審議会への諮問

27 環政第 610 号

平成 27 年 11 月 5 日

長野市環境審議会  
会長 大澤 幸造 様

長野市長 加藤 久 雄

#### 第二次長野市環境基本計画の改定について（諮問）

第二次長野市環境基本計画は、長野市環境基本条例第 7 条の規定により、環境に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として平成 24 年 4 月に策定され、計画に基づく施策の推進を通じて、本市の豊かな環境の保全に一定の成果を挙げているところです。

しかし、現行の計画は、平成 28 年度を目標年度としており、地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化していることから、新たな課題に対応した施策の方向性と目標を定め、的確に対応する必要が生じています。

このため、今まで以上に長野市環境基本条例の基本理念の実現に努めるとともに、より一層、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、環境基本計画の改定について、長野市環境基本条例第 7 条第 5 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### 長野市環境審議会の答申

平成 29 年 1 月 27 日

長野市長 加藤 久 雄 様

長野市環境審議会  
会長 大澤 幸造

#### 第二次長野市環境基本計画の改定について（答申）

平成 27 年 11 月 5 日付け、27 環政第 610 号をもって環境審議会に対してなされた「第二次長野市環境基本計画の改定について」の諮問について、別添のとおり結論を得たので答申します。

## 〈長野市環境審議会委員名簿〉

区分		氏 名	役 職 名
学識経験者	会長	大澤 幸造	長野工業高等専門学校教授
	平成 27 年度 平成 28 年度	青木 恵里子 伊藤 亜希子	長野県弁護士会弁護士
		北澤 君義	信州大学工学部教授
		久保田 ひろ子	元小学校校長
		小林 比出代	信州大学教育学部准教授
	平成 27 年度 平成 28 年度	小木曾 加奈 渡邊 哲	長野県短期大学教授
	平成 27 年度	亀山 章	東京農工大学名誉教授
団体代表	副会長 平成 27 年度 平成 28 年度	春日 英廣 高見澤 秀茂	一般社団法人長野県経営者協会長野支部理事
	平成 27 年度 平成 28 年度	吉村 光 青木 学	長野市農業青年協議会会長
		金井 三平	ながの環境パートナーシップ会議代表理事
		宮島 和雄	一般社団法人長野県環境保全協会専務理事
公募委員等		井出 靖	公募委員
		伊藤 睦見	公募委員
	平成 28 年度	小川 朱実	公募委員
		駒村 俊明	公募委員
		清水 清一	公募委員

月 日	主な検討内容
平成 27 年 11 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 回環境審議会</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画の改定について</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画の改定の進め方について</li> </ul>
平成 28 年 5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 2 回環境審議会</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画後期計画の全体構成について</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画の進捗状況及び評価について</li> <li>・ 長野市の環境に関する意識調査（アンケート）結果について</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画の課題と見直しの方向性について</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画後期計画の施策の体系について</li> </ul>
7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 3 回環境審議会</li> <li>・ 全体構成について</li> <li>・ 施策の体系（案）について</li> <li>・ 指標・目標値及び施策（案）について</li> </ul>
9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 4 回環境審議会</li> <li>・ 施策について</li> <li>・ 市民・事業所の取組指針について</li> <li>・ 第 4 章 施策の展開について</li> <li>・ 指標・目標値について</li> <li>・ 第 5 章 地域区分別の環境配慮指針について</li> <li>・ 第 6 章 計画の推進について</li> </ul>
11 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 5 回環境審議会</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画後期計画策定に係る意見について</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画後期計画の素案について</li> <li>・ 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について</li> </ul>
平成 29 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 6 回環境審議会</li> <li>・ 市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果について</li> <li>・ 第二次長野市環境基本計画後期計画の答申（案）について</li> </ul>

## 資料 5 用語解説

用 語	掲載ページ	解 説
<b>【数字・アルファベット】</b>		
3 R + R	P19, 23, 24, 25, 26	P26「コラム：3 R + Rとは」参照
BOD	P11, 20, 29	生物化学的酸素消費量(Biochemical Oxygen Demand)の略で、水中の有機物が微生物によって分解されるとき(20℃で5日間)に消費される酸素の量をいい、河川水等の汚濁の程度を示す指標として用いられます。単位はmg/Lで、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。
COD	P11	化学的酸素消費量(Chemical Oxygen Demand)の略で、水中の有機物を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいい、湖沼等の汚濁の程度を示す指標として用いられます。単位はmg/Lで、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。
P D C Aサイクル	P23, 26	計画を実行し、その結果を検証したのち、改善策や更なる次の施策に結びつけ、その結果を次の計画に活かす継続的なプロセス・仕組みのこと。Plan(計画)・Do(実行)・Check(検証)・Action(改善)の頭文字をとり、このように呼ばれます。
P R T R制度	P31, 32	化学物質排出移動量届出(Pollutant Release and Transfer Register)制度の略で、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの排出量及び廃棄物や下水への放流にともなう事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国へ届出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度のこと。
S D S制度	P31, 32	安全データシート(Safety Data Sheet)制度の略で、事業者が化学物質を譲渡または提供する場合、その化学物質の有害性や取り扱い方法について記載されている安全データシートを事前に提供することが義務づけられている制度のこと。
<b>【あ行】</b>		
アジェンダ21な がのー環境行動計 画ー	P59, 60	ながの環境パートナーシップ会議を中心に策定した実行プログラムであり、持続的発展が可能な社会の実現のために、市民・事業者・行政がパートナーシップのもと、具体的な行動内容を述べたもの。
アレチウリ	P38, 75	北アメリカ産のウリ科の一年草で、特定外来生物に指定されています。旺盛な成長力を持ち、他の植物に覆い被さるようにして成長するため、他の植物や昆虫などの生態系に悪影響を及ぼします。

雨水貯留施設	P46, 47	治水対策の一環として、住宅からの雨水流出を抑制し都市型水害の解消を図るため、一般の住宅や事務所の屋根に降った雨を一時的に貯めるタンクなどの施設のこと。
エコドライブ	P16, 52, 53	燃費の向上を心がけて運転すること。燃料の節約だけでなく、地球温暖化防止にも効果があり、手法としては、急発進や急加速をしない、不要な荷物を降ろすなどがあります。
エコファーマー	P20, 35	たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者のこと。
エネルギー使用の「見える化」	P52, 53	エネルギーの使用状況を監視・制御する装置を導入することなどにより、省エネルギー効果を得る手法のこと。
オオキンケイギク	P75	北アメリカ産のキク科の多年草で、特定外来生物に指定されています。繁殖力が強く、在来の植物を駆逐するなど悪影響を及ぼします。
オープンスペース	P44, 58	敷地内の空地または公園・広場・河川・農地などの建物によって覆われていない土地のこと。
温室効果ガス	P14, 20, 49, 52, 55, 57	地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体のこと。具体的には、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)などがあります。
<b>【か行】</b>		
カーボンオフセット	P55	植林や再生可能エネルギー事業へ投資することなどにより、直接的な削減努力だけでは削減しきれない温室効果ガスの排出分を相殺（オフセット）する仕組みのこと。
外来生物	P18, 36, 37, 38, 75	もともとはその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって他の国や地域から入ってきた生物のこと。
環境価値のクレジット化	P55	再生可能エネルギー導入、省エネルギー、植林などの活動により得られる温室効果ガスの排出削減量や吸収量の価値を、国などの機関が認証することにより、取引を行えるようにすること。
環境基準	P10, 11, 20, 29, 31, 33	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音など人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、「維持することが望ましい基準」であり、行政上の目標値として定めたもの。
環境基準（A類型）	P11	環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する環境基準として、それぞれの水域ごとに類型を指定したもので、6類型に分類されています。
環境マネジメントシステム	P52, 53, 61, 77	企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させるため、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して目標等を見直すという一連の管理の仕組みのこと。
かん養機能	P43, 46, 47, 72, 74	森林等の土壌や田畑に貯留した雨水が、地下に浸透しゆっくりと流出することにより、洪水の緩和や流量を安定させ、水質を浄化し良質な地下水にする作用のこと。

協働型管理運営	P36, 39, 74	これまで国が行っていた国立公園の管理運営を、利用者ニーズの変化など、新たな課題に対応するため、国、県、市町村、観光協会、民間事業者等が協働して行っていくこと。
建設副産物	P23, 26	建設工事に伴い副次的に得られる物品のこと。具体的には、そのまま原材料として利用できる建設発生土や中間処理をすることによって利用が可能なアスファルトやコンクリート塊などがあります。
光化学オキシダント	P10, 31	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質の総称です。濃度が高くなると空に白いモヤがかかったようになり（光化学スモッグ）、目やのどの痛みをひきおこす場合があります。
こどもエコクラブ	P63	平成8年から発足し、全国の幼児から高校生までを対象とした、地域の中で身近にできる自然観察・調査やリサイクル活動などの環境に関する学習や活動を自主的に行うクラブのこと。
個別リサイクル法	P24	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法のこと。
<b>【さ行】</b>		
サイクル&ライド	P50, 54, 69, 70	まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車バス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステムのこと。
再生可能エネルギー	P4, 18, 19, 50, 55, 56	自然界で起こる現象から取り出すことができる繰り返し使用可能なエネルギーのこと。具体的には、太陽光、水力、バイオマスエネルギーなどがあります。
再生可能エネルギーによる電力自給率	P20, 49	発電設備容量（①水力・小水力＋②太陽光＋③バイオマス）／最大電力需要量 ※①、②、③の発電設備容量は、発電事業者を問わず、市内に設置されている設備容量の合計。
里山	P36, 40, 41, 72, 73	農林業を主体とした人の暮らしを支える広がりをもった地域で、雑木林・植林地・草原・農地・ため池・水路・集落といった多様な環境から構成されます。
市街化調整区域	P64, 71	無秩序な市街化を防止し、都市の健全で計画的な市街化を図るため、市街化を抑制すべき区域のこと。そのため、開発行為に対しては厳しい規制がかかります。
自然環境保全推進委員制度	P38	長野市自然環境保全条例に基づき、設置されている。推進委員の主な活動としては、市内の自然環境を保全するため、自然環境の損傷や地形・地質・湧水・希少動植物に関する情報を提供していただきます。
自然環境保全地域	P36, 38, 73, 74	長野市自然環境保全条例に基づき、特に自然環境が優れている地域や野生動植物の生息地等を保全地域として指定します。現在、飯綱高原、戸隠地区及び大岡地区が指定されています。

持続可能な消費	P25	資源の利用、ごみの廃棄及び環境汚染を最小限にとどめ、製品の生産から廃棄までのそれぞれの過程が与える環境への負荷を考慮して消費すること。
社会的責任を意識した事業活動	P23, 25	環境保全に配慮した事業や地域貢献等を通じて事業者が社会の一員として責任を果たしていくこと。
循環型社会	P4, 18, 19, 20, 24	「ごみの量を減らす(リデュース)」、「繰り返し使う(リユース)」、「再び利用する(リサイクル)」といった行動により、天然資源の消費が抑えられ、環境への負荷が低減された社会のこと。
食品ロス	P23, 24, 25	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
水質階級	P20, 42	水質(水の汚れの程度)を4つのレベルに分けて判定する方法です。採集した指標生物を決められた階級に分類し採点して最も高かった階級をその地点の水質として判定します。階級Ⅰはきれいな水、階級Ⅱは少し汚れた水、階級Ⅲは汚れた水、階級Ⅳは大変汚れた水に分類されています。
生活雑排水	P30, 32	台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活にともなう排水のうち、トイレの排水を除いたもののこと。
生物多様性	P1, 3, 4, 18, 19, 36, 37, 40, 44, 45, 58	地球には、40億年という長い歴史の中で様々な環境に適応して進化してきた生き物が、未知のものを含めて500万～3,000万種存在しており、地球上の全ての生き物は一つひとつに個性があり、互いに直接的、間接的に支え合って生きています。このような生き物たちの豊かな個性とつながりのことをいいます。
<b>【た行】</b>		
ダイオキシン類	P30, 32	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF) コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB、またはダイオキシン様PCB)をまとめて、ダイオキシン類と呼びます。ダイオキシン類は、ものの焼却の過程などで生成してしまう物質で、様々な発生源から副生成物として発生し、発がん性があるとされています。
地球温暖化に対応する適応策	P1, 59, 61	地球温暖化問題に対して必要な2つの対策のうちのひとつ。温暖化の進行を抑えるために温室効果ガスを減らすための「緩和策」に対し、温暖化による避けられない影響を、なるべく回避したり小さくしたりするための対策のこと。
低公害車	P50, 53	排ガス中に含まれる有害物質の排出が少なく、燃費性能が優れている自動車。ハイブリッド自動車、電気自動車、クリーンディーゼル自動車のほか、ガソリン自動車のうち低燃費・低排出ガスに関する基準をみたしたものなどのこと。
低炭素社会	P4, 18, 19, 20, 49	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低く抑える社会のこと。

電力需要のピークカット	P53	冷暖房や経済活動などによる電力需要のピークを抑えることにより、電力の供給において、ピークに対応するための化石燃料の使用を抑えようとする考え方のこと。
特定外来生物	P35, 75	外来生物のうち、生態系等への被害を及ぼすおそれのあるものは法律により特定外来生物として指定され、飼育・栽培・運搬・輸入・譲渡などが規制されます。
土地区画整理事業	P48, 70	整備が必要とされる市街地において、土地所有者等から条件に応じて土地を提供してもらい、道路・公園などの公共施設用地等にあて、整備することにより土地の利用価値を高め、健全な市街地とする事業のこと。
<b>【な行】</b>		
ながのエコ・サークル	P25, 53	ごみの減量・リサイクルなどに配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる事業所を長野市が認定する制度のこと。
ながの環境パートナーシップ会議	P60, 76	「長野市環境基本計画」を推進し、進行管理を行う組織として2001年6月に設立され、市民・事業者・行政が連携し、協働のもとに環境保全活動に取り組む組織のこと。
長野広域連合	P28	長野市を含む3市4町2村の9市町村からなる広域連合。広域にわたり処理する方が効果的・効率的な事務を処理する。現在は広域のごみ処理対策、老人福祉施設の運営、介護認定審査・障害支援区分認定審査などの業務をこなしています。
長野市地球温暖化防止活動推進センター	P53, 56, 63	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて長野市が指定し、地球温暖化対策に関する広報・啓発活動などを行っています。
燃料電池	P53	水素と酸素を化学反応させて、発電を行う装置のこと。発電効率が高いため、様々な機器などで開発・実用化が進められています。
<b>【は行】</b>		
廃棄物エネルギー	P56	廃棄物を燃やした時の熱を利用するエネルギーのこと。
排出困難者	P23, 25	身体障害者・高齢者世帯などで、家庭ごみをごみ集積所へ持ち出すことが困難な人のこと。
排出量取引	P55	公平なルールのもとに国や企業の温室効果ガス排出量に枠を設け、排出枠の取引を行うことにより全体で排出量の削減を柔軟に達成するための仕組み。
ヒートアイランド	P57	都市の気温が郊外に比べ高くなる現象。原因として、緑地や農地の減少、コンクリートでできた建築物の増加、エアコンの室外機や自動車から排出される人工排熱の増加等が挙げられます。
光害	P30, 33, 34	良好な照明環境の形成が「漏れ光」などによって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。狭義には漏れ光のうち、光の量もしくは方向又はその両者によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光（障害光）による悪影響を指します。

微小粒子状物質	P10	大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ( $1\mu\text{m}$ は $1\text{mm}$ の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質よりも小さな粒子です。
フードバンク	P25	まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている人に届ける活動のこと。
浮遊粒子状物質	P10	大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（平成 5 年）に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義しています。
ペレットストーブ	P55	木質ペレットを燃料とするストーブのこと。木材を粉碎し、圧力をかけて直径 $6\sim 8\text{mm}$ 程度の円筒形に圧縮成形した木質燃料を木質ペレット燃料と呼びます。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	P23, 27, 28	化学的に安定し電気絶縁性が良く、不燃性であることなどの性質をもつ工業的に合成された油です。このような特徴から、様々な用途に利用されてきましたが、PCB の持つ毒性から、現在は製造・輸入ともに禁止されています。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物	P23, 27, 28	PCB 濃度により高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に分類され、高圧トランス・コンデンサ等の高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設及び都道府県知事等許可施設で処理します。
<b>【ま行】</b>		
緑のネットワーク	P43, 44, 51, 58, 66, 68	多様な生物が生息する水辺や緑地を水路や街路樹などの連続性のある緑でつないだもの。
妙高戸隠連山国立公園	P13, 36, 39, 64, 74	平成 27（2015）年 3 月に上信越高原国立公園から分離・独立して誕生した国立公園のことで、長野・新潟両県の境に位置し、長野市を含む 6 市町村にまたがっています。
木質バイオマス	P4, 20, 49, 57, 72	バイオマスとは、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。
モビリティ・マネジメント	P50, 54	一人一人のモビリティ（移動）が、社会にも個人にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することを促す交通政策のこと。
<b>【ら行】</b>		
ライトダウンキャンペーン	P34	環境省が地球温暖化防止のために、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける活動のこと。例年夏至から七夕にかけて実施しています。
リスクコミュニケーション	P31	化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO などの全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。